

本 編

はじめに

我が国の社会経済の発展において、情報通信は、その基盤として重要な役割を果たしてきている。

特に80年代においては、情報通信の分野においても量的な充足が一応達成されたことにより、これまでの供給側主導から、需要側が情報通信の内容を大きく変えていくこととなった。これは、さらに80年代半ばの電気通信制度の改革、情報通信技術の進展とあいまって、情報通信の一層の発展を促しており、今日、情報通信は経済の機動力となっている。

90年代において我が国は、引き続き、安定的な経済成長を持続し、その経済力に見合った国際的な貢献を行うとともに豊かさが実感できる国民生活を実現していくことが内外から求められており、我が国の発展と豊かな国民生活の実現のために情報通信の果たす役割が期待されている。

以上のような問題意識に基づき、平成3年通信白書においては、第1章で情報通信の現況を取り上げるとともに、第2章では豊かな国民生活と情報通信を取り上げている。第2章においては、国民生活と情報通信（第1節）、産業と情報通信（第2節）、経済と情報通信（第3節）、国民生活・経済活動と情報通信技術（第4節）、最後に、90年代の経済発展と豊かな国民生活の実現に向けて（第5節）において課題を分析することとしている。

第 1 章 平成 2 年情報通信の現況

80年代は情報通信分野においても大きな変革期であった。

電気通信分野については、社会経済の発展に対応して専用線や I S D N といったサービスの伸びが著しかった。また、昭和60年には電気通信事業法が施行され、国内・国際の両分野の長年にわたる独占状態に終止符が打たれ、複数の電気通信事業者による競争が開始された。

放送分野については、昭和59年に衛星放送の試験放送が開始され、元年には本放送に移行した。このように、従来の地上波のみによる放送から衛星も利用した放送へとメディアの多様化がみられた。

郵便分野については、昭和60年度までは微増の傾向を示すにとどまっていた郵便物数が、昭和61年度以降は順調に推移している。このような動きの中で、小包郵便物数は昭和59年度から増勢に転じ、その後大きく物数を伸ばしている。また、郵便料金は安定して推移している。

80年代の我が国経済は力強い成長を遂げたが、情報通信はこのように大きな変革の中においても順調に成長を続けている。

このような状況の下で、80年代の電気通信市場の売上高は、数次にわたる料金値下げにもかかわらず順調に推移し、平均成長率は5.1%であった（第1-1-1図参照）。

2年度上半期の電気通信市場の売上高については3兆3,168億円となり、前年度同期比で6.8%増となった。

本章では、通信及び情報化の現況と情報通信分野の主要な動きを取り上げ、2年の情報通信の現況を概観するとともに、80年代を振り返る。

第1節 情報通信サービスの動向

経済・産業分野及び国民生活の情報化は着実に進展している。そのような情勢を背景にして、電気通信サービスを中心に取扱高は増加している。また、新しいサービスの提供も目立った。通信事業者の新規参入は前年に引き続き活発に行われ、通信事業経営もおおむね安定した動向を示している。

1 概 況

2年度上半期の国内通信の動向は、電気通信分野では高速デジタル専用線サービス及び自動車・携帯電話サービスの伸びが著しい。自動車・携帯電話サービスが伸びたのは、新事業者の参入及び技術革新により進展した電話機の小型化・軽量化、料金の低廉化に伴い、行動半径が広がる自動車・携帯電話のビジネスの場等での利用価値が広く認識されたためと考えられる（第1-1-2図参照）。

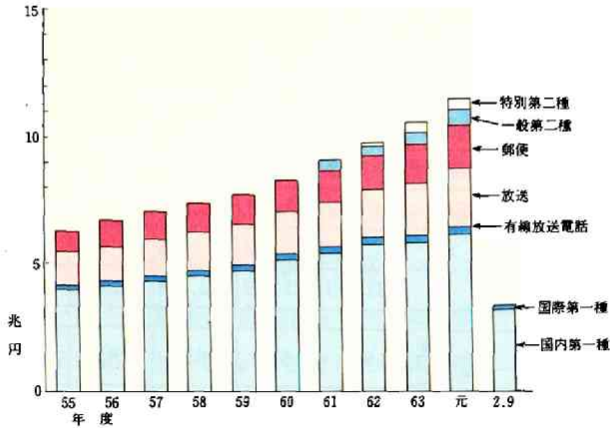
放送分野ではNHKの衛星放送の受信契約数の伸びが目立っており、また、民間放送事業者の衛星放送が開始され有料放送サービス契約数を順調に伸ばしている。

内国郵便物数は順調に増加している。

2年度上半期の国際通信の動向は、国際電話及び国際専用回線の伸びが著しい。これは前年度の新事業者の参入により一層進展した料金の低廉化及び我が国の国際経済活動の活発化による需要増によるものと考えられる（第1-1-3表参照）。

国際郵便物数は着実に増加傾向を維持している。

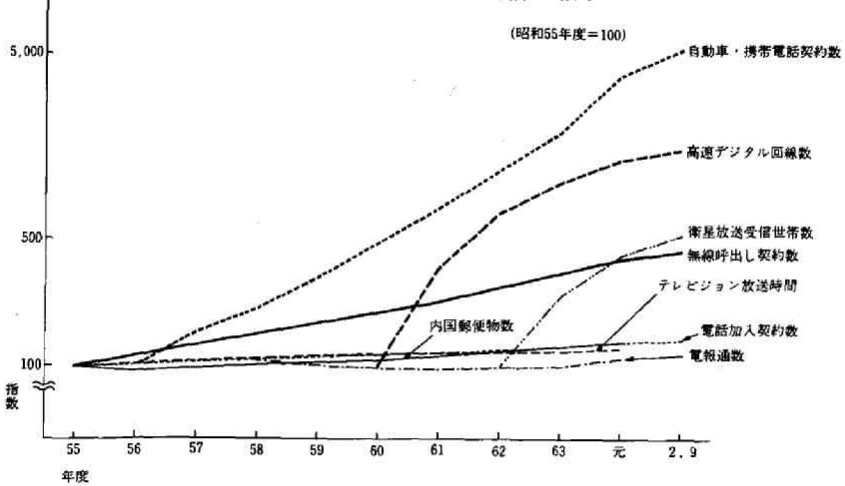
第1-1-1図 通信市場の動向



郵政省資料により作成

- (注) 1. 国内第一種電気通信事業収益は昭和59年度以前は事業収入、昭和60年度以降は電気通信事業営業収益、附帯事業営業収益及び営業外収益の合計。
 2. 国際第一種電気通信事業収益は営業収益及び営業外収益の合計。
 3. 第二種電気通信事業収益はアンケート調査による。
 4. 有線放送電話収益は事業収益。

第1-1-2図 国内通信の動向



郵政省、NTT資料により作成

第1-1-3表 国際通信の動向

区別	年度						
	55	56	57	58	59	60	
国際電話取扱数(万回)	2,343	2,973	3,808	4,974	6,890	9,563	
国際テレックス取扱数(万回)	3,798	4,207	4,569	4,962	5,210	5,017	
国際専用回線回線数(回線)	812	836	842	874	961	1,067	
国際テレビジョン伝送(回数)	2,559	2,751	3,593	4,607	3,312	4,832	
国際電報通数(万通)	334	294	256	215	185	153	
国際郵便物数(万通)	22,919	23,419	23,508	23,423	23,934	24,407	

区別	年度				
	61	62	63	元	2 (4-9月)
国際電話取扱数(万回)	13,461	18,954	25,553	32,404	19,146
国際テレックス取扱数(万回)	4,379	3,562	2,714	2,163	874
国際専用回線回線数(回線)	1,149	1,375	1,461	1,552	1,593
国際テレビジョン伝送(回数)	5,546	7,354	10,599	11,197	7,354
国際電報通数(万通)	120	97	80	70	31
国際郵便物数(万通)	24,249	25,775	27,568	29,164	30,847

郵政省資料により作成

- (注) 1. 国際電話、国際テレックス、国際電報については中継信を含む。
 2. 元年度以降の国際電話取扱数、国際専用回線回線数はKDD及び新事業者の合計である。
 3. 国際テレビジョン伝送はKDDの国際テレビジョン伝送サービスによる。
 4. 国際郵便物数は2年度の通数である。

2 国内通信サービスの動向

(1) 国内電気通信サービスの動向

2年の国内電気通信分野においては、長距離系新第一種電気通信事業者によるサービス提供地域の拡大や、無線呼出しサービスにおける新事業者の参入が相次いだ。また、それに伴い各分野で通信料金の値下げが行われ、契約数も増加した。

電話サービスにおいては、長距離系新第一種電気通信事業者3社のサービス提供地域が45都道府県に拡大し、ID登録実数^(注)は532万回線、NTTの加入電話契約数の約1割となった。

移动通信サービスの分野においては、無線呼出しサービスは6社の参入により新事業者は全国で36社となり、全国で新事業者及びNTTのサービスの利用が可能となった。これによりNTTも含めた総契約数は、一年間で約20%増となるなど、順調に推移している。自動車・携帯電話サービスについても、新事業者の相次ぐサービス提供開始や小型で軽量の電話機の導入等により、NTTも含めた総契約数が一年間で約2倍となるなど市場は急速に拡大している。

また、衛星通信サービスの分野では、民間通信衛星によるサービス開始から2年目を迎え、利用は順調であったが、12月にスーパーバードAが故障したことにより、衛星通信サービスの信頼性の向上の必要性が再認識された。

放送分野については、放送衛星3号-a(BS-3a)を利用した我が国初の民間放送事業者によるサービスの開始、衛星放送受信世帯数の増加、都市型CATV施設数の増加など、新しい動きが着実に進展しつつある。

ア 電話サービス

(ア) 契約数及びサービス提供地域

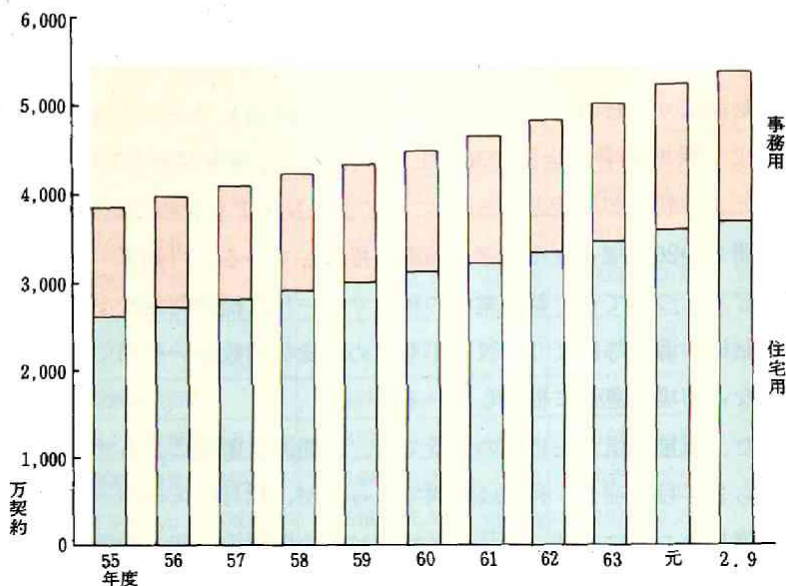
(NTTの動向)

までゴシック

NTTの加入電話等契約数は、2年9月末現在5,366万契約であり、対前年同期比で4.1%増となっている(第1-1-4図参照)。

(注) 長距離系新事業者の市外電話サービスを利用するときには、ID番号(発信者識別番号)を新事業者の網に送出する必要がある。ID登録実数とは、長距離系新事業者の利用契約回線であって、ID番号送出機能を受けている契約回線数(各社にまたがる重複分を除いた実数)のことである。

第1-1-4図 事務用・住宅用一般加入電話契約数の推移



NTT資料により作成

また、昭和55年度から元年度までの10年間の年平均伸び率は、3.4%であるが、昭和62年度以降の3年間の年平均伸び率は、3.9%となっており、特に、元年度の伸び率は10年間で最高の4.1%となっている。

加入電話等のサービスのうち一般加入電話契約について、事務用と住宅用に分けてみると、2年9月末現在、事務用1,675万契約(対前年同期比5.0%増)に対し、住宅用3,650万契約(同3.8%増)となっており、昭和61年度以降事務用の伸び率が住宅用の伸び率を上回っている。事務用加入電話契約数の伸びの要因として、ファクシミリの普及に伴う加入電話の新設等が考えられる。また、「事業所統計」(総務庁)による昭和56年7月及び昭和61年7月の事業所数を用いて、昭和56年度末及び昭和61

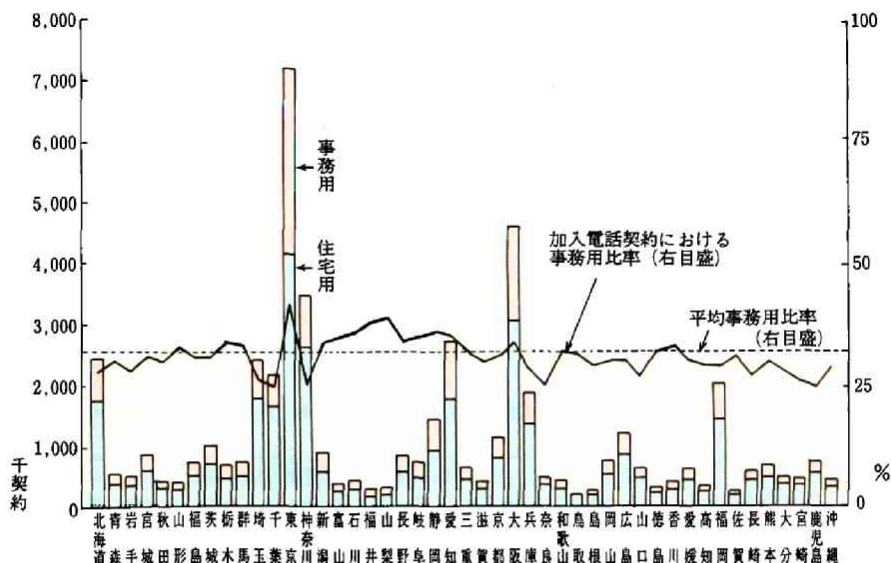
年度末の事務用加入電話契約数から1事業所当たりの契約数を計算すると、1.93契約から2.12契約へ5年間で0.19契約上昇している。同様に「住民基本台帳に基づく全国人口・世帯数表」（自治省）による昭和56年度末及び昭和61年度末の世帯数を用いて、同時期の住宅用加入電話契約数から1世帯当たりの契約数を計算すると、0.74契約から0.81契約へ5年間で0.07契約上昇している。

都道府県別の一般加入電話契約数をみると、元年度末現在、東京都が最も多く722万契約であり、大阪府463万契約、神奈川県350万契約、愛知県272万契約の順になっている（第1-1-5図参照）。

（新事業者の動向）

第二電電(株)、日本テレコム(株)及び日本高速通信(株)の長距離系新第一種

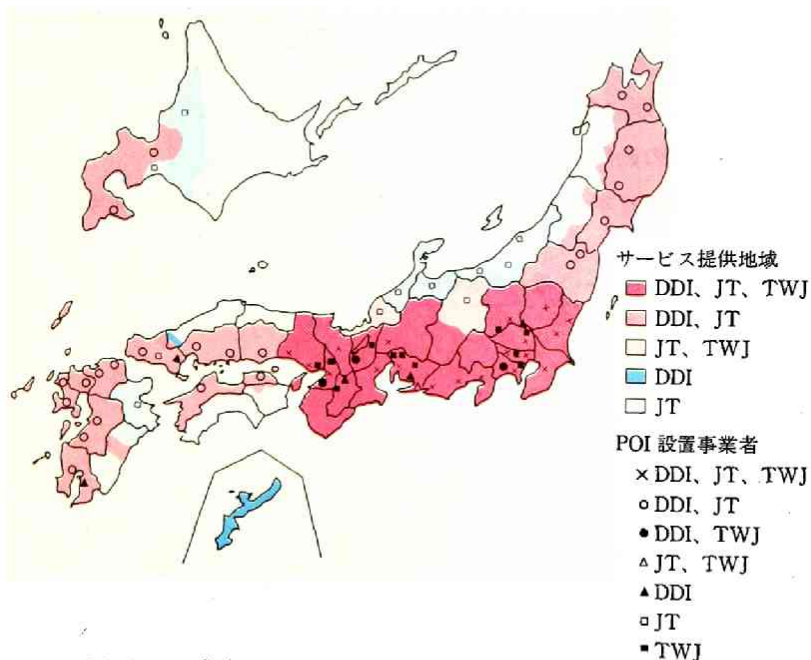
第1-1-5図 都道府県別加入電話契約数（元年度末）



電気通信事業者3社のうち1社以上が全域または一部で市外電話サービスを提供している地域は、2年度中に東北、四国及び九州の一部の県、北陸3県及び北海道の14道県が加わり、2年度末現在45都道府県へと拡大している（第1-1-6図参照）。

また、3社のPOI^(注)も、3社合計で元年度末の86個から、2年度末

第1-1-6図 長距離系新第一種電気通信事業者の電話サービス提供地域



郵政省資料により作成

(注) 1. 2年度末現在開業済のものである。

2. DDI、JT及びTWJは、それぞれ第二電電^(株)、日本テレコム^(株)及び日本高速通信^(株)を示す。

(注) POI (Point of Interface) とは、第一種電気通信事業者の相互接続における、電気通信役務、固定資産及び保守の分界点のことである。なお、長距離系新事業者の市外通話料金には、両端のNTTの電話網を利用した料金が加算されるが、その両端の料金はPOIの属するMA(単位料金区域)を起点として算定される。

には138個に拡大している。

これに伴って、3社の市外電話サービス契約数は増加しており、2年9月末現在の契約数（3社単純集計）は、対前年同期比41.9%増の877万契約となっている。また、重複を除いたID登録実数は532万回線（前年同期は324万回線）であり、これはNTTの加入電話契約数の9.9%（同6.3%）である。

また、地域系新第一種電気通信事業者のうち、唯一加入電話サービスを提供している東京通信ネットワーク㈱（電話サービス開始は昭和63年5月）のサービス提供地域は、東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨及び静岡の9都県の一部の地域である。その加入電話契約数は、2年9月末現在、3,207契約である。

（イ）トラヒック状況

（距離段階別通話回数及び通話時間）

元年度におけるダイヤル総通話回数及びダイヤル総通話時間（NTT、第二電電㈱、日本テレコム㈱、日本高速通信㈱及び東京通信ネットワーク㈱の5社合計）は、対前年度比7.2%増の732億回及び同7.7%増の33億2,299万時間、1回当たりの平均通話時間は2分43秒であった（第1-1-7図参照）。

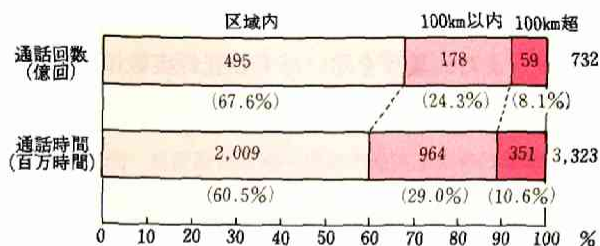
加入電話契約数の元年度における伸び率が4.3%であったことと比較すると、トラヒックの伸び率が大きく、1加入電話当たりの通信の利用が進展していることがうかがわれる。

トラヒックの内訳についてみると、NTTは718億回及び32億6,461万時間であり、新第一種電気通信事業者（4社の合計）は14億回及び5,844万時間となっている。

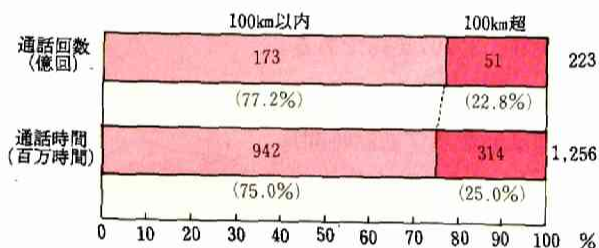
また、通話回数及び通話時間を距離段階別にみると、3分間10円の区域内通話が495億回及び20億894万時間となっており、全体に占める割合

第1-1-7図 電話サービス 距離段階別通話回数及び通話時間（元年度）

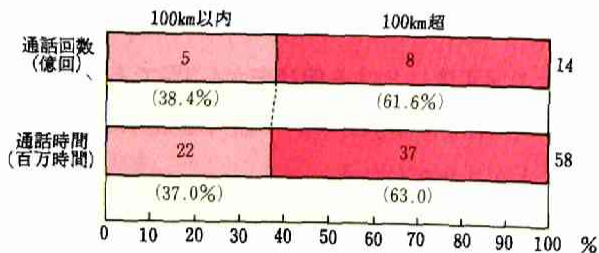
NTTと新事業者4社の合計



NTTの市外通話における距離段階別通話回数及び通話時間



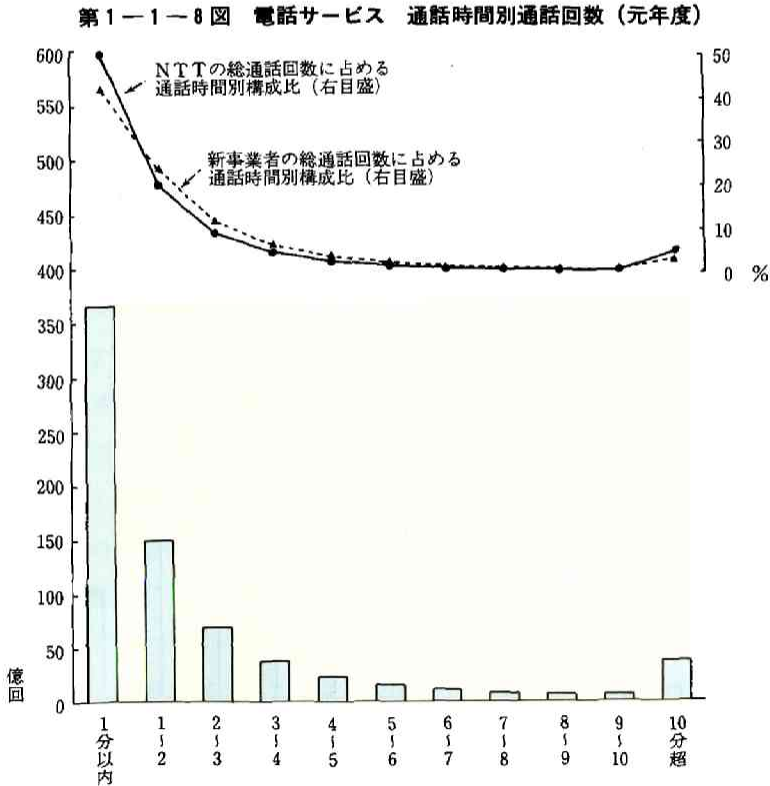
新事業者4社の市外通話における距離段階別通話回数及び通話時間



郵政省資料により作成

は通話回数比で67.6%、通話時間比で60.5%といずれも6割を超えている。また、市外通話を100km以内のものと100kmを超えるものとに分けてみると、NTTについては、100km以内のものに占める割合が大きく、通話回数、通話時間ともに7割を超えているのに対して、新第一種電気通信事業者（4社の合計）については、市外通話のうちでも100kmを超える長距離通話に占める割合が大きく、通話回数、通話時間のいずれも6割を超えている。

(通話時間別通話回数)

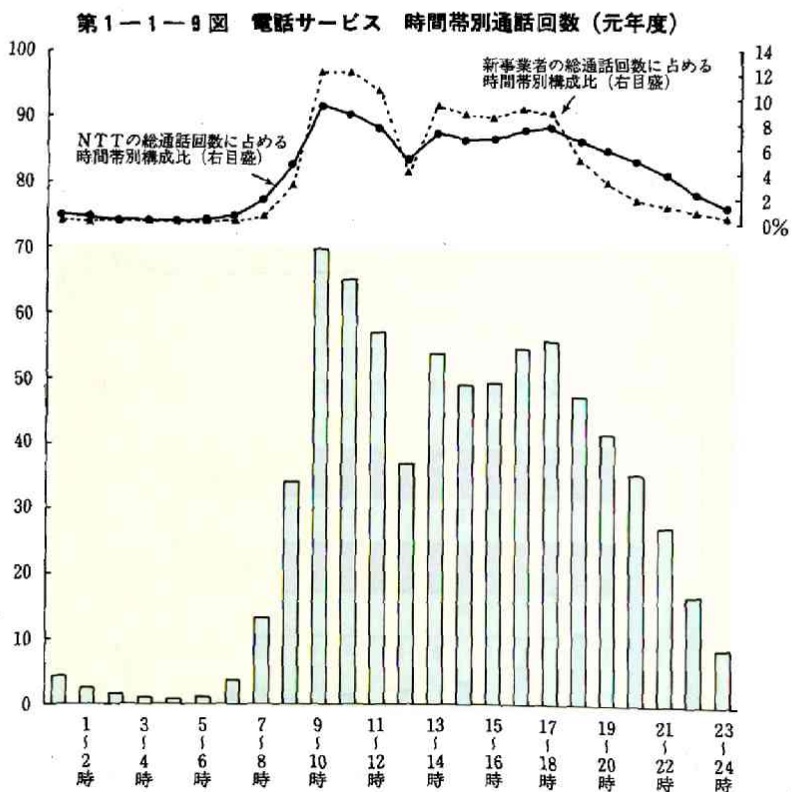


郵政省資料により作成

元年度の通話回数を通話時間別にみると、1分以内に完了する通話が367億回で最も多く、全体の50.1%を占めており通話時間が長い通話ほど回数は少なくなっている。この傾向は、NTT、新第一種電気通信事業者ともほぼ同様である（第1-1-8図参照）。

（時間帯別通話回数）

元年度の通話回数を1日の時間帯別にみると、午前9時から同10時の間における通話回数が70億回で最も多く、全体の9.5%を占めている（第1-1-9図参照）。



郵政省資料により作成

また、昼間（午前8時から午後7時）、夜間（午前6時から8時、午後7時から11時）及び深夜（午後11時から翌朝6時）別の割合はそれぞれ78.2%、18.9%及び2.9%である。NTTについては、合計とほぼ同じ傾向であるのに対して、新第一種電気通信事業者（4社の合計）については、午前10時から同11時の間における通話回数が1.7億回で最も多く、全体の12.2%を占めている。また、昼間の割合が91.7%と大きく、夜間及び深夜における割合がそれぞれ7.5%、0.8%と小さい。これは、事業用の利用が大きく、家庭における利用が少ないためと考えられる。NTT、新事業者ともにすべての距離段階について、夜間若しくは深夜時間帯には、割引料金を設定しているが、設備の効率的利用のためには、昼間に集中しているトラヒックを夜間、深夜に更に誘導していくことが必要であろう。

イ ファクシミリ通信網サービス

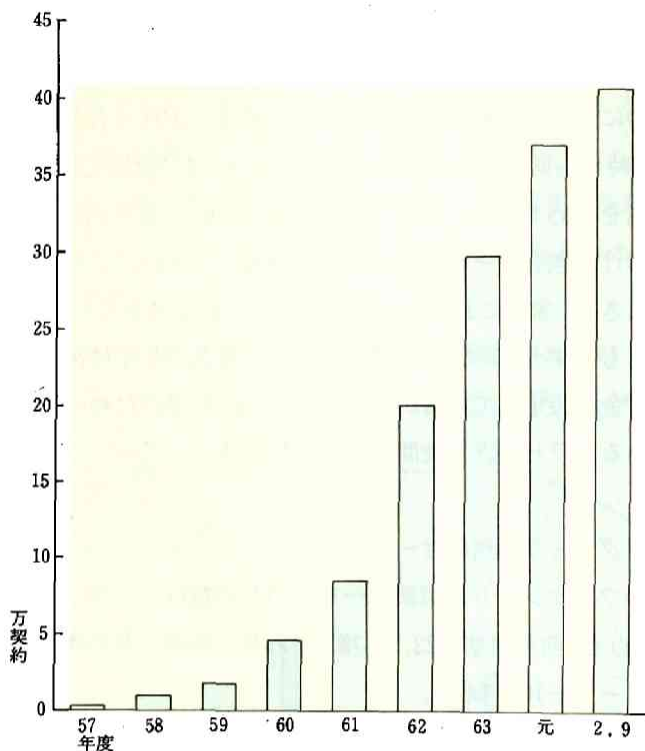
NTTのファクシミリ通信網サービスの契約数は、2年9月末現在40万4,980契約（対前年同期比22.3%増）であり、順調に契約数は増加している（第1-1-10図参照）。

なお、従来は、契約者相互間でのみファクシミリ通信網を利用した送受信が可能であったが、元年2月からは一般の加入電話網に接続されたファクシミリ端末でもファクシミリ通信網からの受信が可能となったために受信のみを目的とした契約の必要がなくなっている。

ウ 移動通信サービス

移動通信サービスの分野では、利用形態の多様化や新事業者の参入及びサービス提供地域の拡大により、各サービスで契約数が急増している。また、無線呼出しサービスにおける広域呼出し、携帯電話サービスにおける電話機の小型化・軽量化等、料金以外にサービス面での充実も図られている。

第1-1-10図 ファクシミリ通信網サービス契約数の推移



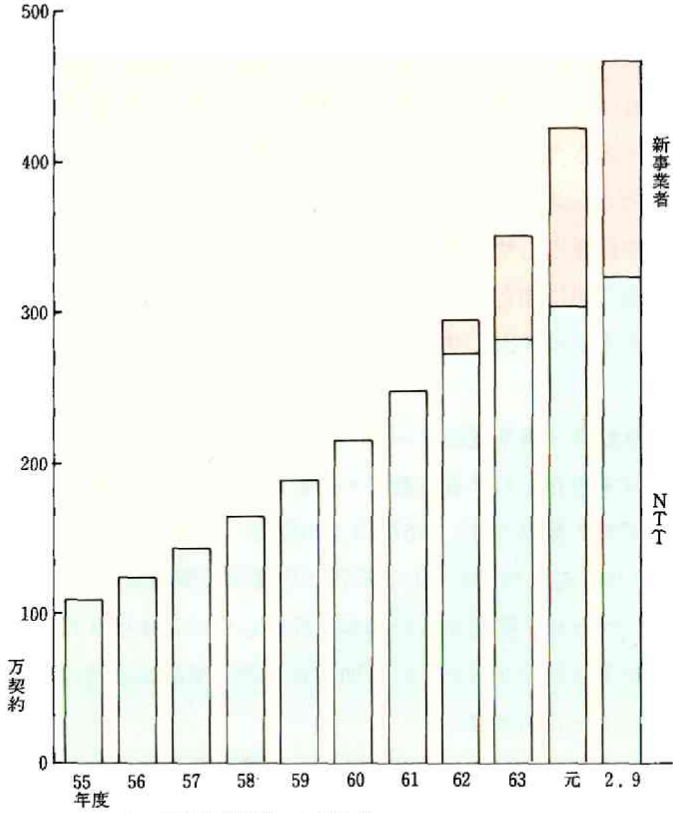
NTT資料により作成

(ア) 無線呼出しサービス

2年9月末現在における無線呼出しサービスの総契約数（NTTと新事業者35社の合計）は468万7,000契約、対前年同期比19.7%増となっている（第1-1-11図参照）。

無線呼出しサービスについて、昭和55年度から元年度までの10年間の年平均伸び率は16.2%となっている。特に、新事業者がサービスを開始した昭和62年度以降は、伸び率は20%前後となっている。

第1-1-11図 無線呼出し契約数の推移



NTT、新事業者資料により作成

新事業者の参入状況についてみると、事業者数及びサービス提供地域は、2年度末現在36社（対前年度末比6社増）及び47都道府県（同7県増）に拡大しており、全国でNTTと新事業者のサービスを選択できるようになった。

これに伴って、新事業者の契約数は急増しており、2年9月末現在144万1,000契約、対前年同期比49.1%増となっている。一方、NTTの契約

数は、2年9月末現在324万6,000契約、対前年同期比10.1%増となっており、総契約数に占める新事業者のシェアは、元年9月末の24.7%から2年9月末現在30.7%へ拡大している。無線呼出しサービスはサービス開始時における初期投資が電話及び専用サービスよりも小さく、新規参入が容易であることが、新事業者の活発な新規参入及びシェア拡大の要因として考えられる。

また、無線呼出しサービスにおいては、料金面だけでなく、文字表示型等の高機能化に加えて、NTTによるカード型の提供、他の都府県でも使用できる広域呼出しサービスなど、サービス内容における進展もみられる。

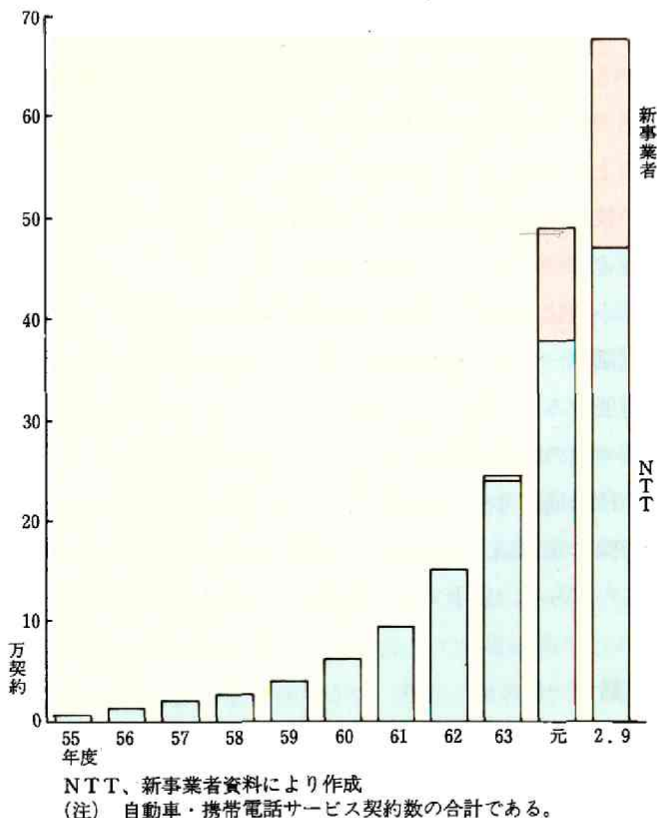
(イ) 自動車・携帯電話サービス

2年9月末現在における自動車・携帯電話サービスの総契約数（NTTと新事業者7社の合計）は67万5,528契約、対前年同期比108.9%増であった。2年9月末の契約数は、昭和55年度末の契約数の約105倍に増加しており、サービス開始から約10年間経過している元年9月末の契約数が、わずか1年間で2倍以上に増加するなど、市場は急速に拡大している（第1-1-12図参照）。

新事業者の参入状況についてみると、事業者数及びサービス提供地域は、元年度末の4社及び21都府県から、2年度末現在8社及び33都道府県（領域の一部地域の場合を含む）に拡大している。

これに伴って、新事業者の契約数は急増しており、2年9月末現在20万6,826契約であり、前年同期の約9.7倍となっている。契約数のうち、携帯電話サービスは約8割を占めており、増加も著しく、前年同期の約16倍となっている。一方、NTTの契約数は、2年9月末現在46万8,702契約（対前年同期比55.2%増）となっており、昭和60年度以降毎年50%台の伸び率で増加している。NTTにおいても、自動車電話サービスが

第1-1-12図 自動車電話契約数の推移



対前年同期比36%増であるのに対して、携帯電話サービスの伸びは、同143%増と大きな伸びとなっている。NTTにおいては、携帯電話サービスの開始（昭和60年）が、自動車電話サービスの開始（昭和54年）よりも遅かったため、携帯電話サービスの割合は、まだ3割弱であるが、今後は、その割合が増加していくものと考えられる。

また、総契約数に占める新事業者のシェアは、元年9月末の6.6%から2年9月末現在30.6%へ急速に拡大している。特に、携帯電話サービス

については、新事業者のシェアは、56.2%となっている。携帯電話サービスにおいて新事業者のシェアが急増した要因としては、①新事業者がNTTよりも低廉な料金でサービスを行っていること、②NTTによる携帯型電話の提供開始時期が新事業者の参入開始の約3年前でありサービスの立ち上がり時期にあまり差がないこと、③携帯電話機の小型化・軽量化等の技術革新により新事業者がNTTと差別化を図ったことなどが挙げられる。

その他、小型化・軽量化された電話機が相次いで提供されるなど自動車・携帯電話サービスの分野においても、料金の面ばかりでなく、端末における進展がみられた。

(ウ) その他の移動通信サービス

その他の移動通信サービスとしては、NTTが提供している列車公衆電話、航空機公衆電話、船舶電話等のサービスと新事業者が開始した新たなサービスがある。以下では、主なサービスの動向について述べることにする。

(船舶電話サービス)

船舶電話サービスについては、NTTによって昭和34年からサービスが提供されており、2年9月末現在の契約数は、2万852契約である。

(マリネット電話サービス)

マリネット電話サービスについては、昭和63年9月に東京湾マリネット(株)が、元年12月には関西マリネット(株)がそれぞれサービスを開始した。なお、3年度には瀬戸内マリネット(株)がサービスを開始する予定である。

(簡易陸上移動無線電話サービス)

簡易陸上移動無線電話(コンビニエンス・ラジオ・フォン)サービスについては、元年11月に十勝テレホンネットワーク(株)がサービスを開始し、2年には(株)テレコム青森が8月に、釧路テレコム(株)が11月に、山口

ニューメディアセンター(株)が12月に各々サービスを開始した。

(テレターミナルシステム)

テレターミナルシステムについては、元年12月から日本シティメディア(株)が東京23区内でサービスを開始している。

エ 専用サービス

専用サービスには、一般専用サービス、高速デジタル専用線サービス、映像伝送サービス、テレビジョン放送中継サービス、無線専用サービス等がある。ここでは、最も需要の多い一般専用サービス及び高い伸びを示している高速デジタル専用線サービスの動向について概観する。

(ア) 一般専用サービス

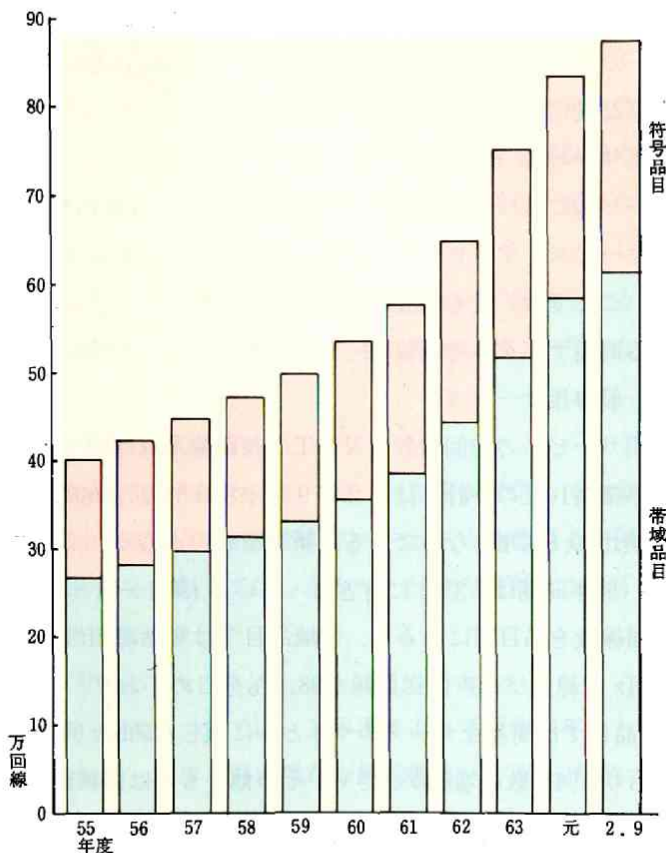
一般専用サービスの総回線数（NTTと長距離系及び地域系新第一種電気通信事業者10社の合計）は、2年9月末現在86万7,490回線であり、対前年同期比10.8%増となっている。新事業者の占めるシェアについては、0.5%（前年同期は0.3%）にとどまっている（第1-1-13図参照）。

また、回線数を品目別にみると、帯域品目では電話網相当の規格を有する3.4kHz回線及び音声伝送回線が98.5%を占めており、増加数も大きい。符号品目では簡易なデータのやりとりに適した50b/s回線が81.1%を占めており、回線数の増加が大きい。その他のものは回線数も少なく、増加数もわずかである。

昭和55年度から元年度までの10年間の年平均伸び率は、8.1%であるが、昭和62年度以降の3年間の年平均伸び率は13.0%と大きくなっている。この要因としては、情報通信機器の技術革新、通信料金の低廉化等に支えられて、企業におけるプライベートネットワーク構築の需要、警備業等における50b/s回線を利用した簡易な遠隔制御システムの需要が高まっていることなどが挙げられる。

(イ) 高速デジタル専用線サービス

第1-1-13図 一般専用サービス回線数の推移

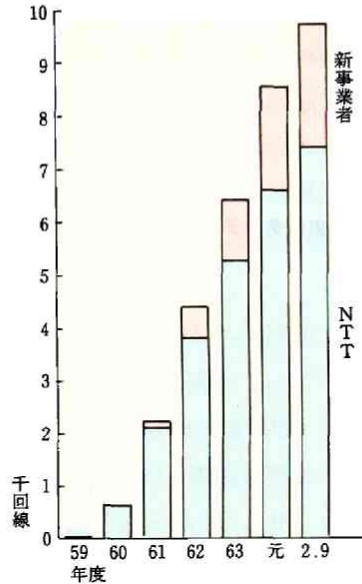


NTT、新事業者資料により作成

64kb/s以上の高速伝送が可能な高速デジタル専用線サービスの総回線数(NTTと長距離系及び地域系新第一種電気通信事業者10社の合計)は、2年9月末現在9,755回線であり、対前年同期比で30.0%増となっている。新事業者のシェアは23.8%と拡大している(第1-1-14図参照)。

サービス開始の昭和59年度以降、総回線数は順調に伸びている。特に

第1-1-14図 高速デジタル専用線サービス回線数の推移



NTT、新事業者資料により作成

新事業者によるサービスが開始された昭和61年度以降は、企業におけるプライベートネットワークの構築のための需要、第二種電気通信事業者のサービス提供のための需要等が高まっており、総回線数が急増している。一般専用サービスよりも新事業者のシェアが拡大している要因としては、①回線使用料が高額であるために低廉な料金である新事業者を選択する利用者の割合が一般専用サービスよりも大きいこと、②NTTによるサービス開始時期が新事業者の参入開始の約2年前であり近年急速に普及しつつあること、③大容量回線であるために一般専用サービスと比べて需要の範囲が大企業等に限定されていることなどが挙げられる。

オ デジタルデータ伝送サービス

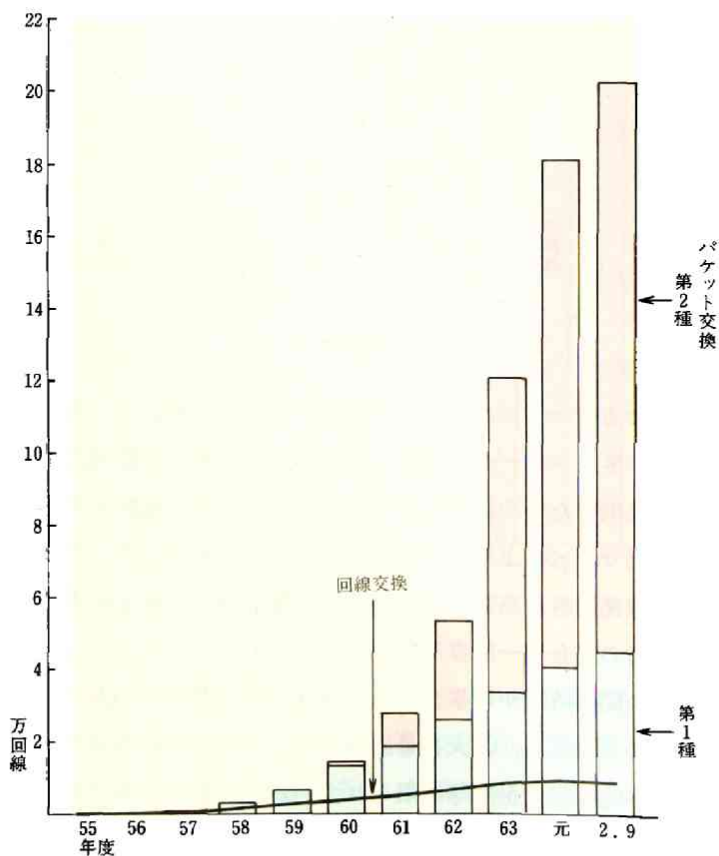
NTTの提供するデジタルデータ伝送サービスには、回線交換サービ

ス及びパケット交換サービスがある。

回線交換サービスについては、昭和62年度以降伸び率は低下傾向にあったが、2年9月末現在の回線数は、初めて前年に比べて減少し、9,053回線（対前年同期比0.5%減）となった（第1-1-15図参照）。

この要因としては、データの送受信において類似のサービスである専

第1-1-15図 デジタルデータ伝送サービス回線数の推移



NTT資料により作成

用サービス、ISDNサービス等に利用がシフトしつつあることが挙げられる。

パケット交換サービスについては、回線数は2年9月末現在20万2,090回線（対前年同期比29.9%増）であり、サービスが開始された昭和55年度以降順調に増加している。特に、電話網を介してパケット交換網にアクセスする第2種パケット交換サービスの回線数は、2年9月末現在15万6,652回線であり、前年同期と比べて32.5%増となっている。

カ ISDNサービス^(注1)

NTTにより昭和63年4月にサービスが開始されたISDNサービスは、2年4月から全国的に利用が可能となっている。この結果、2年度末現在1,222地域^(注2)（前年度末比1,027地域増）でISDNサービスは提供されており、この地域は全国の市制施行都市の約90%に及んでいる。これに伴って、基本インタフェースによるサービス（INSネット64）の利用者数及び回線数も急増しており、2年12月末現在、4,438利用者、1万8,873回線であり、前年同期比で利用者数は約5.7倍、回線数は約4.1倍になっている（第1-1-16図参照）。

また、テレビ会議等の高速伝送も可能な1次群インタフェースによるサービス（INSネット1500）も、元年6月にサービスが開始され、基

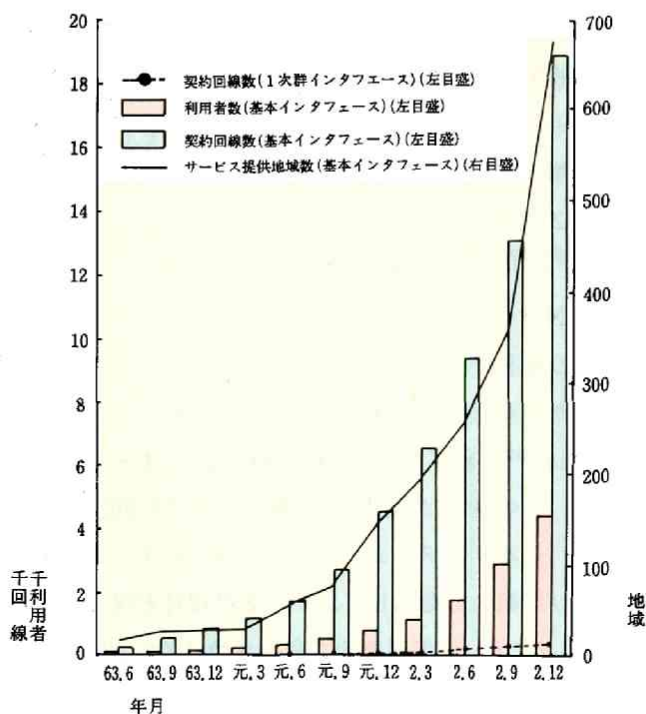
(注1) 現在NTTが提供しているISDNサービスには、基本インタフェースによるサービスと1次群インタフェースによるサービスの2種類がある。

基本インタフェース(2B+D)は2本の情報チャンネル(Bチャンネル:64kb/s)と1本の信号チャンネル(Dチャンネル:16kb/s)を有しており、情報チャンネルは通信用に、信号チャンネルは通信を制御する信号のやりとり等に使用される。

また、1次群インタフェース(23B+D)は、6本のBチャンネルをまとめてH₀チャンネル(384kb/s)あるいは24本のBチャンネルをまとめてH₁チャンネル(1,536kb/s)として高速度の通信に利用することも可能である。

(注2) この場合の地域は、NTTの加入電話サービスにおける電話加入区域(LA)と同一のものである。

第 1-1-16 図 ISDN サービス提供地域数、利用者数及び契約回線数の推移



NTT資料により作成

本インタフェースのサービス提供地域の中で順次、提供されてきており、2年12月末現在、利用者数、回線数は各々123利用者（前年度末比約3.7倍）、402回線（同約3.4倍）となっている。

ISDNサービスは、元年にはKDDの国際ISDNと接続され、2年にはISDNによるバケット交換サービスが開始されるなどのサービスの充実が進んでいる。

キ 衛星通信サービス

衛星通信サービスは、昭和58年に打ち上げられた通信衛星2号(CS-2)を利用して、昭和59年11月にNTTにより開始された。

昭和63年には、CS-2の後継機として通信衛星3号（CS-3）が打ち上げられ、離島用及び市外通話のふくそう対策用の電話回線等として、現在も利用されている。

元年には、初の民間通信衛星として日本通信衛星㈱のJCSAT-1、宇宙通信㈱のスーパーバードAが打ち上げられ、両社は衛星系新第一種電気通信事業者としてそれぞれ4月及び7月にサービスを開始した。2年1月には日本通信衛星㈱の衛星2号機としてJCSAT-2が打ち上げられ、2月にサービスを開始した。通信衛星のトランスポンダ（電波中継器）は、CATV番組配信、企業内通信、サテライト・ニュース・ギャザリング（SNG）等に利用されている。

衛星通信サービスは、民間通信衛星のサービス開始から2年目に入り、地球局数は2年12月末現在1,460となっている。特に、VSAT衛星通信システム^(注)の増加が著しく、地球局数の71%を占めている。2年12月にはスーパーバードAが故障し、宇宙通信㈱が、衛星通信サービスを停止したため、CATV番組配信等に一時支障を来す事態が発生したが、利用者をJCSATに振替えるなどの迅速な対応のため、大きな混乱には至らなかった。しかし、信頼性向上の必要性が再認識されており、事業者間でのトランスポンダの相互利用等が検討されている。なお、2年12月末現在、国内の通信衛星用トランスポンダ数は、スーパーバードの29本が減少したことにより、88本（CS-3の24本、JCSATの64本）となっている。

ク 電報サービス

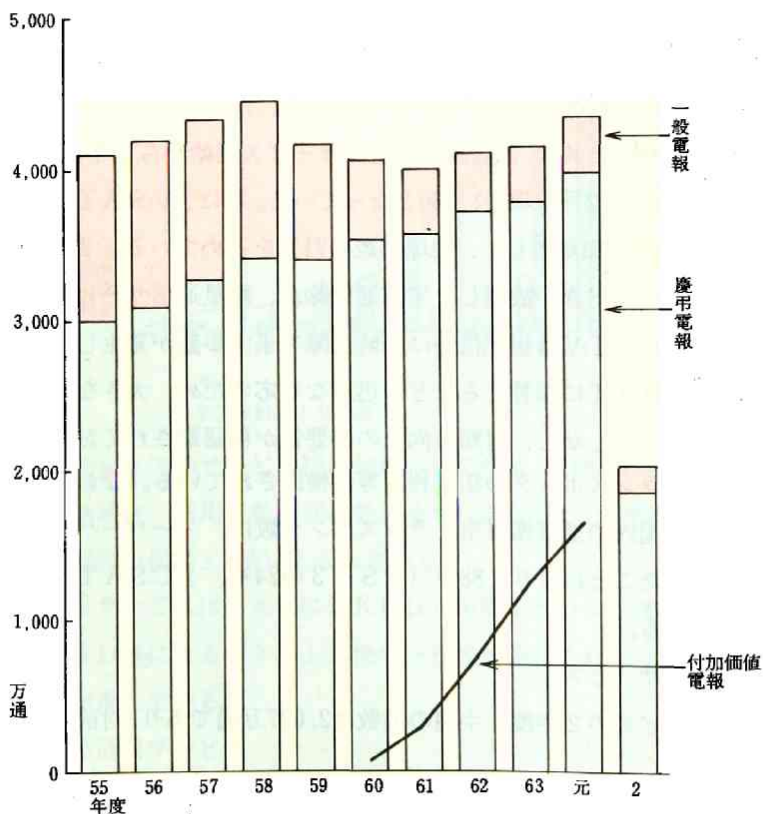
電報サービスの2年度上半期の通数は2,027万通であり、対前年度同期

(注) VSAT（超小型地球局）衛星通信システムとは、直径1～2mのアンテナを設置することで、簡便かつ低コストに衛星通信サービスを利用できるシステムである。

比2.7%増であった。これを一般・慶弔別にみると、一般電報は178万通、対前年度同期比1.6%減であるのに対して、慶弔電報は1,849万通、同3.1%増であった。慶弔電報の増加の要因としては、昭和60年以降にサービスが開始された「メロディ」、「押し花」等の付加価値電報の通数の伸びが挙げられる（第1-1-17図参照）。

なお、電話の普及等に伴って電報の社会的役割が変化したことや夜間

第1-1-17図 電報通数の推移



NTT資料により作成

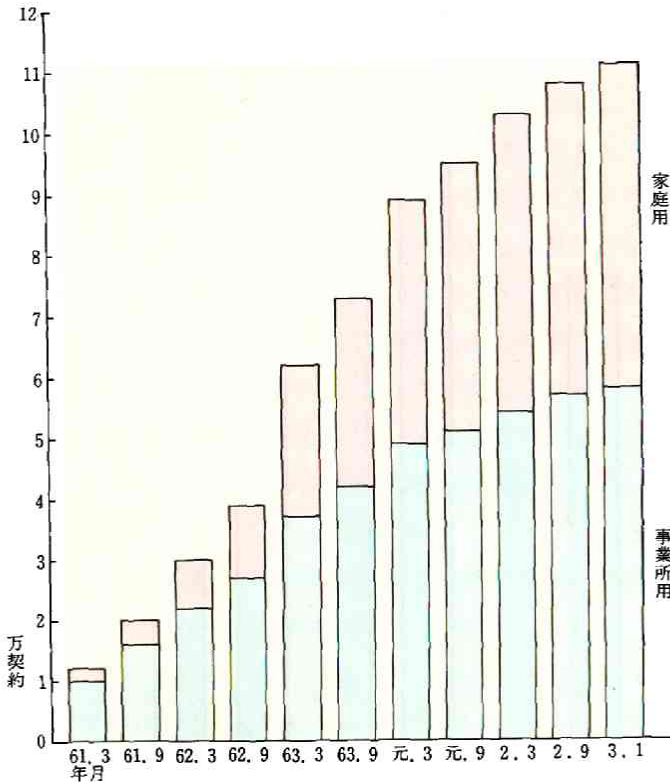
(注) 2年度は上半期の集計である。

における利用実態等にかんがみ、3年3月には夜間の電報配達の廃止等が実施された。

ケ ビデオテックス通信サービス

キャプテンサービス㈱の提供するビデオテックス通信サービスの利用契約数は、3年1月末現在11万292契約であり、対前年同期比9.1%増となっている（第1-1-18図参照）。

第1-1-18図 ビデオテックス通信サービス利用契約数の推移

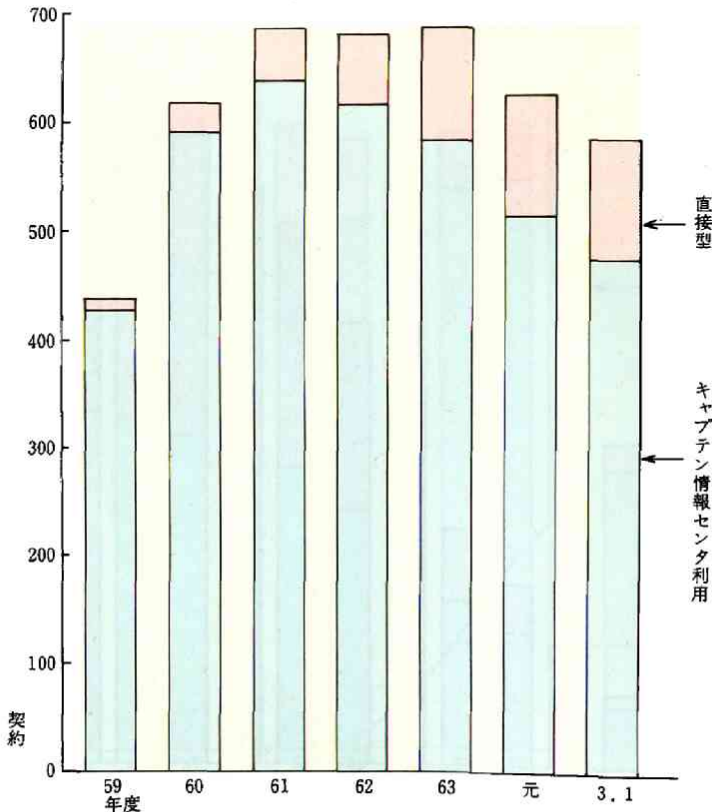


キャプテンサービス㈱資料により作成

家庭用と事業用に分けてみると、家庭用は5万2,685契約（対前年同期比10.3%増）、事業用は5万7,607契約（同8.0%増）となっている。

一方、NTTのビデオテックス通信網に接続して各種のサービスを提供するIP（情報提供者）についてみると、3年1月末現在、キャプテンサービス(株)の運営するキャプテン情報センターを利用するIPが475契

第1-1-19図 ビデオテックス情報提供者数の推移



キャプテンサービス(株)資料により作成

約（対前年同期比49契約減）であり、自社の情報センタをビデオテックス通信網に直接接続してサービスを提供するIPは110契約（同1契約増）となっている（第1-1-19図参照）

コ 国内電気通信料金の低廉化

国内の電気通信料金については、技術革新や経費節減等の企業努力により費用が低下し生産性が向上していること、通信量の増大により規模の利益が発生していること等によって、昭和55年度以降NTTの電話及び専用サービスを中心とした値下げが段階的に実施されてきており、通信料金の低廉化という社会的要請にこたえてきている（第1-1-20表参照）。

特に、電気通信事業の独占が廃止された昭和60年度以降は、長距離系、自動車電話系、無線呼出し等の新事業者の相次ぐ参入の下で、電話サービスをはじめとする多くの分野で料金値下げが実施されてきている。昭和60年度から2年度までの6年間にNTTが実施した通話料金値下げ規模の累計は、合計4,800億円であり、2年9月末の加入電話契約1契約当たりで計算すると、この間に月額750円程度の料金の低廉化が進展したことになる。また、日本銀行調査^(注)によると、企業向けサービス価格指数の総平均では、昭和60年を100とすると、元年は106.0であり、6.0ポイントの上昇であるのに対して、国内電気通信は、97.4となっており、2.6ポイント低下している（第1-1-21図参照）。

その中でも、自動車電話、無線呼出し及び専用回線等の需要の高い、新規参入の活発なサービスで価格指数の低下幅が大きくなっている。

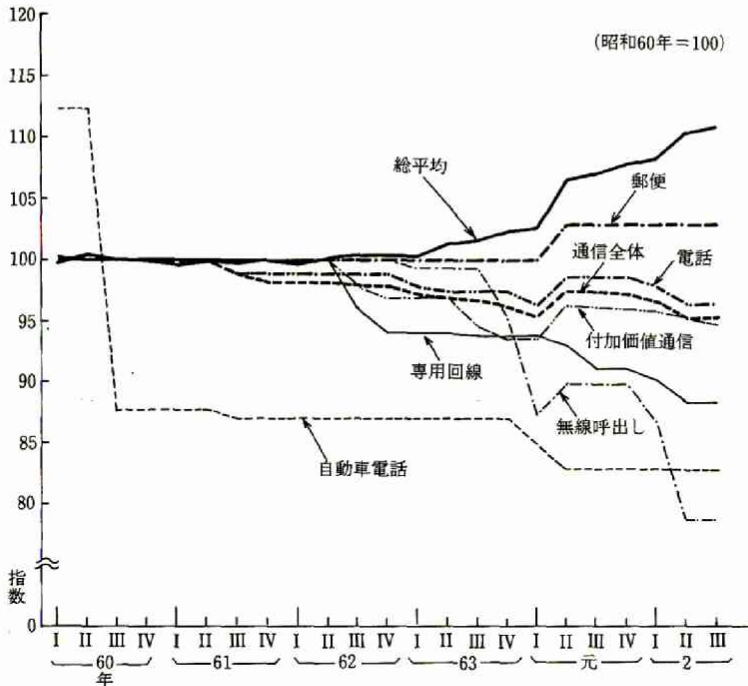
(注) 3年1月に日本銀行は、新たに企業向けサービス価格指数を開発した。この指数は、企業間で取引される各種のサービスの価格を価格の相対的重要度を表すウェイトにより総合したものであり、現在、日本銀行が企業間で取引される物的財の価格動向把握のために行っている卸売物価指数とは対をなすものである。

第1-1-20表 昭和55年度以降の主な国内電気通信料金の低廉化

実施月日	事業者	値下げ対象サービス等	値下げ内容等
昭和55.11.27	N T T	電 話	通話料金の夜間割引制度の拡大及び深夜割引制度の新設 (1,500億円)
昭和56.8.5	N T T	専 用	遠距離値下げ (20億円)
昭和56.8.5 8.9	N T T	電 話	遠距離通話料値下げ及び日曜・祝日割引制度の新設 (1,400億円)
昭和58.7.21	N T T	専 用	遠距離値下げ (70億円)
		電 話	遠距離通話料値下げ (1,400億円)
昭和59.7.19	N T T	専 用	中距離値下げ (70億円)
		電 話	中距離通話料値下げ (1,400億円)
昭和60.7.10	N T T	自動車電話	基本料金値下げ (60億円)
昭和61.7.19	N T T	電 話	土曜日料金の値下げ (500億円)
昭和61.8~11	新事業者	専 用	長距離系3社及び地域系1社がサービス開始
昭和62.8.1	N T T	専 用	中・遠距離値下げ (170億円)
昭和62.9.1	新事業者	無線呼出し	無線呼出し事業者1社がサービス開始。 これ以降順次各地でサービス開始。
昭和62.9.4	新事業者	電 話	長距離系3社が電話サービス開始
昭和63.2.19	N T T	電 話	遠距離通話及び離島料金の値下げ (800億円)
		新事業者 電 話	長距離系3社が休日・夜間・深夜等の料金値下げ
昭和63.7.1	新事業者	専 用	長距離系3社が専用料金値下げ
昭和63.11.16	N T T	船舶電話	基本料金値下げ (10億円)
昭和63.12.1 元.2.1	N T T	無線呼出し	無線呼出し使用料値下げ (100億円)
		電 話	遠距離通話料、近距離通話料及び離島通話料値下げ (900億円)
		新事業者 電 話	長距離系3社が電話料金値下げ
元.3.1	N T T	自動車電話	基本料金値下げ (70億円)
元.5.1	N T T	専 用	回線専用料値下げ (180億円)
2.3.1	N T T	電 話	付加機能使用料値下げ (120億円)
		専 用	回線専用料および回線終端装置専用料の値下げ (120億円)
		無線呼出し	無線呼出し使用料値下げ (110億円)
2.3.19	N T T	電 話	遠距離通話料値下げ及び中距離への深夜割引の導入 (1,100億円)
		新事業者 電 話	長距離系3社が電話料金値下げ
3.3.1	N T T	自動車電話	新規加入料及び基本料金値下げ (400億円)
		無線呼出し	無線呼出し使用料値下げ (30億円)
		専 用	回線専用料値下げ (130億円)
3.3.19	N T T	新事業者 自動車電話	新規加入料及び基本料金値下げ
		電 話	中・遠距離及び近距離通話料値下げ並びに深夜割引の時間延長 (1,500億円)
	新事業者	電 話	長距離系3社が電話料金値下げ

(注) N T Tの()内は、実施年度の通年ベースの値下げ規模の金額である。

第1-1-21図 企業向けサービス価格指数の推移



「企業向けサービス価格指数週及表」(日本銀行)により作成

(注) 図中、I、II、III及びIVは、1～3月、4～6月、7～9月及び10～12月を示す。

2年度における各分野の料金値下げの概要は以下のとおりである。

(電話サービスの料金値下げ)

3年3月にNTT及び長距離系新第一種電気通信事業者3社が料金の値下げを実施した(第1-1-22表参照)。

NTTは1度数当たりの通話秒数で比較すると320kmを超える遠距離通話料金を約13%、160kmを超える中距離通話料金を約7%値下げした。これにより、160kmを超える通話は一律の料金となり、距離段階別の通話料金区分が1段階減少し、10段階となって、遠近格差が縮小した。また、

第1-1-22表 NTT及び新事業者の電話料金の値下げ状況（3年3月18日実施）

距離段階	改定前の料金					改定後の料金				
	N T T			新事業者3社		N T T			新事業者3社	
	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間	昼間	夜間	深夜	昼間	夜間
区域内	10円 (180秒)			10円 (240秒)		10円 (180秒)			10円 (240秒)	
隣接・～20km	20円 (90秒)			20円 (120秒)		20円 (90秒)			20円 (120秒)	
20km～30km	50円 (38秒)			40円 (50秒)		40円 (45秒)			30円 (60秒)	
30km～40km	60円 (30秒)			50円 (40秒)		60円 (30秒)			50円 (40秒)	
40km～60km	90円 (21秒)			70円 (28秒)		90円 (21秒)			70円 (28秒)	
60km～80km	120円 (15.5秒)	90円 (21秒)	80円 (22.5秒)	80円 (32秒)	50円 (80秒)	120円 (15.5秒)	90円 (21秒)	80円 (22.5秒)	80円 (32秒)	50円 (80秒)
80km～100km	140円 (13.5秒)			100円 (25.5秒)	50円 (70秒)	140円 (13.5秒)	100円 (25.5秒)	100円 (25.5秒)	50円 (70秒)	140円 (16秒)
100km～160km	180円 (10.5秒)	100円 (18.5秒)	90円 (20秒)	140円 (16秒)	70円 (44秒)	180円 (10.5秒)	100円 (18.5秒)	90円 (20秒)	140円 (16秒)	70円 (44秒)
160km～170km	260円 (7秒)	150円 (12.5秒)	140円 (13秒)	200円 (10.5秒)	100円 (25秒)	240円 (7.5秒)	140円 (13秒)	130円 (14秒)	200円 (10.5秒)	100円 (25秒)
170km～320km										
320km～340km	280円 (6.5秒)	180円 (10.5秒)	150円 (12秒)	240円 (8.5秒)	120円 (18.5秒)	240円 (7.5秒)	140円 (13秒)	130円 (14秒)	200円 (10.5秒)	100円 (25秒)
340km超				240円 (8.5秒)	120円 (18.5秒)					

- (注) 1. 金額は3分間通話した場合の料金を示す。
 2. ()内の数字は10円で通話可能な秒数を示す。
 3. □の部分にはNTT及び新事業者が料金を改定した距離段階を示す。
 4. NTTの料金の「昼間」は平日午前8時～午後7時、「夜間」は平日午後7時～11時及び土曜・日曜午前8時～午後11時（午前6時～8時は「深夜」に統合）、「深夜」は午後11時～翌朝8時（改定前は午後11時～翌朝6時）を示す。
 5. 新事業者の料金の「昼間」は平日午前8時～午後7時、「夜間」はそれ以外のすべての時間帯を示す。
 6. 新事業者の料金には両端のNTT市内通話料金（20円）を加算している。

近距離通話料金においても、20kmから30kmの区間について約16%値下げした。さらに、すべての距離段階について実施していた深夜割引の時間帯（午後11時～翌朝午前6時）を2時間延長し、午前8時までとした。

一方、長距離系新第一種電気通信事業者3社は、同様に比較すると340kmを超える遠距離通話料金を約19%値下げした。これにより、170kmを超える通話料金は、一律の料金となり、距離段階別の通話料金区分が1段階減少して5段階となった。

また、2年10月には、地域系新第一種電気通信事業者である東京通信ネットワーク(株)が、加入電話サービスにおいて、区域内・隣接区域内・20kmまでの通話は一定時間まで定額とする料金制度^(注)を新設し、また、新たに着信用電話サービスを導入した。さらに、利用者の利便の向上を図るため、3年4月に、首都圏の1都7県及び静岡県(ただし富士川以東に限る。)のNTTの電話サービスと片端接続を実施した。

(無線呼出しサービスの料金値下げ)

無線呼出しサービスについては、NTTが3年3月に呼出専用型サービスの月額料金を9%値下げしたほか、新事業者においても、元年度末時点でサービスを提供していた30社のうち、11社が2年度中に10%程度の値下げを実施した。この結果、NTTを含む37社の呼出専用型サービスの月額料金については、NTTを含む11社が2,000円、25社が1,900円、1社が1,800円であり、各社の料金格差は1割程度となっている。

(自動車・携帯電話サービスの料金値下げ)

自動車・携帯電話サービスについては、3年3月にNTT及び新事業者8社が料金の値下げを実施した。

NTTは、施設設置負担金を新規加入料と改称するとともに約37%値下げし、月額回線使用料を約13%から約34%値下げしたほか、電話サービスの料金値下げの実施に合わせて、通話料金の深夜割引の時間帯(午

(注) 区域内・隣接区域内・20kmまでの通話は、1回線当たりの月間通話時間が50時間までは定額料金とし、50時間を超える25時間ごとに料金を加算する。また、20kmを超える通話は従量料金とし、この合計を月額料金とする料金制度である。

後11時～翌朝午前6時)を2時間延長し、午前8時までとした。

一方、新事業者も施設設置負担金を新規加入料と改称するとともに、約4%から約29%値下げし、月額回線使用料を約8%から約23%値下げした。これにより、NTTと新事業者である日本移動通信(株)とセルラー電話グループ7社の間の料金格差は、新規加入料については約4%、月額回線使用料については約15%程度に縮小している。

(専用サービスの料金値下げ)

専用サービスについても、2年度中に相次いで値下げが行われた。

NTTについては、3年3月に一般専用サービスについて約3%から約12%の値下げを行い、併せて利用休止制度を導入した。高速デジタル専用線サービスについても、約5%から約40%の値下げを行い、併せて長期割引制度を導入した。

長距離系新第一種電気通信事業者3社については、2年5月に一般専用サービスについて平均4.6%、高速デジタル専用線サービスについても平均6.1%の値下げを行った。また、地域系新第一種電気通信事業者についても、中部テレコミュニケーション(株)が2年4月に、大阪メディアポート(株)が2年5月に、四国情報通信ネットワーク(株)が2年6月に、東京通信ネットワーク(株)及び九州通信ネットワーク(株)が2年7月に、平均3.8%から同8.6%の値下げを行った。

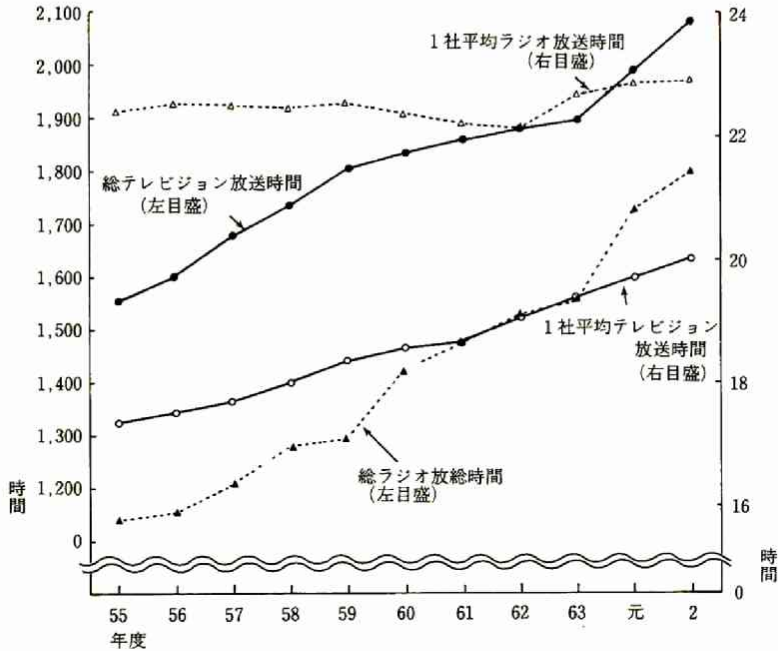
(2) 放送の動向

ア 放送時間の動向

民間放送事業者による、2年10月から12月の1日当たりの総放送時間についてみると、テレビジョン放送は2,181時間(対前年同期比4.5%増)、ラジオ放送は1,899時間(同3.9%増)であり、増加傾向は続いている(第1-1-23図参照)。

また、1社当たりについてみると、それぞれ20時間1分(対前年同期

第1—1—23図 テレビジョン及びラジオ放送の放送時間（1日当たり）



「番組統計」(民放連)により作成
 (注) 10~12月期の平均値である。

比19分増)、22時間53分(同2分増)である。

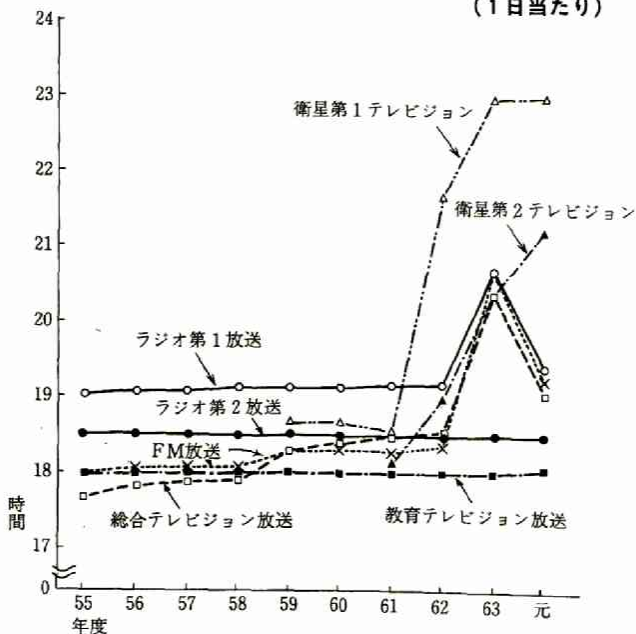
昭和55年度から元年度までの1社当たりの平均放送時間の推移についてみると、テレビジョン放送については1.135倍になり一貫して増加傾向にあるが、その要因は報道番組の放送時間が大きく伸びていることである。これに対して、教育番組及び娯楽番組は放送時間は伸びているものの、やや放送時間に占める比率を下げている。ラジオ放送については、昭和55年度から昭和62年度にかけて緩やかに減少し、元年度にかけて増加している。ラジオ放送においても報道番組がその比率が高くなってい

るのに対して、教育番組及び教養番組がややその比率を下げている。

一方、NHKの元年度の1日当たりの平均放送時間を各チャンネル別にみると、ラジオ第1放送は19時間24分(対前年度比77分減)、ラジオ第2放送は18時間30分(同増減なし)、FM放送は19時間14分(同84分減)、総合テレビジョン放送は19時間3分 (同78分減)、教育テレビジョン放送は18時間2分(対前年比2分増)、衛星第1テレビジョンは22時間58分(同1分増)、衛星第2テレビジョンは21時間12分(同50分増)であった(第1-1-24図参照)。

昭和55年度からの傾向をみると、ラジオ第1放送、FM放送及び総合テレビジョン放送の放送時間は、昭和63年度が突出していることを除け

第1-1-24図 NHKによるチャンネル別平均放送時間
(1日当たり)



「放送番組統計」(NHK) により作成

ば、全体的に緩やかな増加傾向であるといえる。昭和63年度における放送時間の増加の要因は、報道番組の放送時間が長かったことである。また、ラジオ第2放送及び教育テレビジョン放送の放送時間はほとんど変化はない。衛星放送については、衛星第1テレビジョンは昭和59年に、衛星第2テレビジョンは昭和61年に試験放送が開始され、元年からは本放送となり放送時間も増加している。なお、2年度は、衛星第1テレビジョンは24時間、衛星第2テレビジョンは22時間20分を番組編成の基本としている。

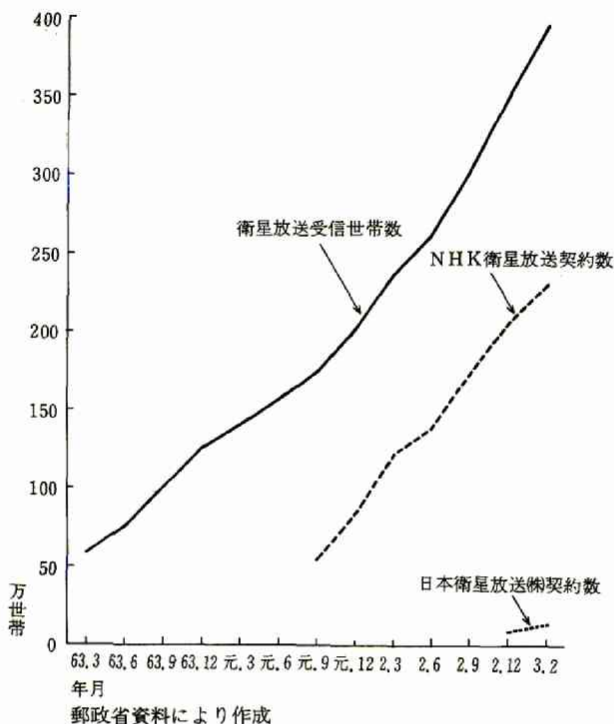
イ 衛星放送及びハイビジョン放送の動向

衛星放送については、元年6月から、放送衛星2号-b(BS-2b)を利用して、NHKが2チャンネルの本放送を開始しており、2年8月には、放送衛星2号(BS-2)の後継機となる放送衛星3号(BS-3)として放送衛星3号-a(BS-3a)が打ち上げられている。衛星放送の受信世帯数については、3年2月末現在394万世帯(対前年同期比1.7倍)、NHKの衛星放送受信契約数は229万6,949契約(同2.2倍)となっている(第1-1-25図参照)。

また、BS-3aを利用して、2年11月には我が国初の民間放送事業者(日本衛星放送㈱及び衛星デジタル音楽放送㈱)による衛星放送が開始され、3年4月からは日本衛星放送㈱が有料放送を主体とした24時間放送を行っている。衛星デジタル音楽放送㈱は3年6月から有料放送を行う予定である。有料放送時間は、スクランブルのかかっている電波をデコーダ(解読機)で解読することによってのみ視聴が可能となるため、視聴者は放送事業者と有料放送サービス契約を結ぶことが必要となる。なお、日本衛星放送㈱の有料放送サービス契約数は、3年2月末現在13万9,873契約である。

一方、ハイビジョン放送については、元年6月からNHKによる毎日

第1-1-25図 衛星放送受信世帯数及び衛星放送契約数の推移



1時間の定時実験放送が実施されている。BS-3による実用化を目指して、3年度打ち上げ予定の放送衛星3号-b(BS-3b)では、ハイビジョン専用チャンネルにより、試験放送が行われることとなっている。

ウ CATVの動向

CATVの受信契約数は、元年度末現在617万2,278契約(対前年度末比6.9%増)であり、これはNHKの受信契約総数3,318万8,737契約の18.6%に相当する。また、規模別にみると引込端子数50以下の小規模施設の受信契約数が47万9,968契約(同5.6%増)であるのに対して、引込端子数が501以上と規模の大きい許可施設の受信契約数は193万752契約

(同14.3%増)と大きく伸びている。

昭和55年度末と元年度末を比較すると、施設数では、1.68倍であるに過ぎないが、受信契約数では2.05倍となっている。特に、許可施設の契約数は3.76倍となっており、増加が大きい。また、自主放送を行っている施設についても、施設数が4.5倍と大きく増加している。

さらに、引込端子数が1万以上、自主放送5チャンネル以上で中継増幅器が双方向機能を有する、いわゆる都市型CATVの施設数の伸びは著しく、2年度末現在95事業者、102施設が許可を受け(対前年度末比で37事業者、39施設増)、そのうち65事業者、70施設が開局しており、さらに全国各地で新たな事業化計画が進行中である。

エ 民間テレビジョン放送及び民間FM放送の拡充

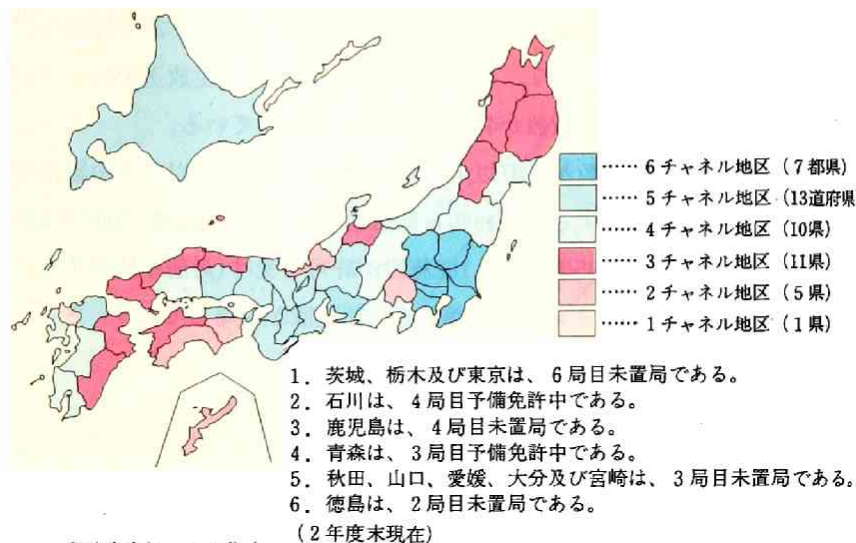
(民間テレビジョン放送)

民間テレビジョン放送については、全国各地域における受信機会の格差を是正するため、「総合放送4系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う放送については、5系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。」を目標に周波数の割当てが行われてきている(第1-1-26図参照)。

3年1月には、東京都を放送対象地域とするテレビジョン放送用周波数の割当てが実施された。2年度末現在、民間テレビジョン放送について4チャンネル以上の周波数が割り当てられている地域(未開局のものも含む。)は、30都道府県(全国の総世帯数の86%)である。

昭和55年度末と比較すると、2チャンネルの地域が16地域減少し、3チャンネル地域が7、4チャンネル地域が4、5チャンネル地域が4、6チャンネル地域が1増加した。また、昭和55年度末は、4チャンネル以上の周波数が割り当てられている地域(未開局のものも含む。)は、21都道府県(全国の総世帯数の72%)であった。

第1-1-26図 民間テレビジョン放送用周波数割当ての現状（地上系）



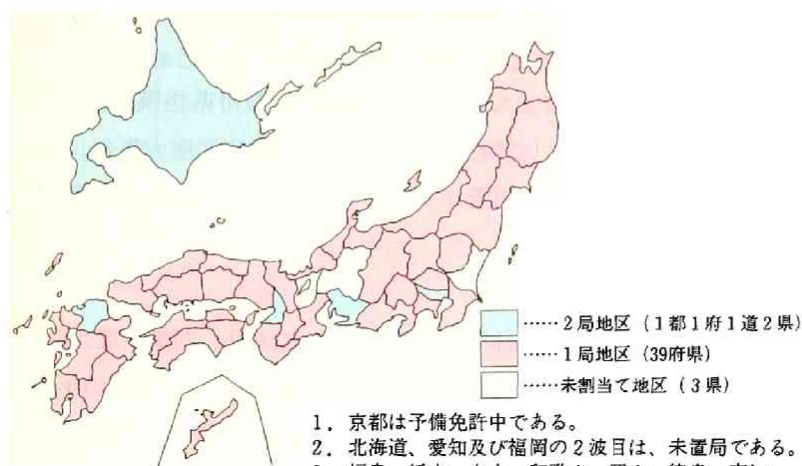
また、2年4月には長崎県（3局目）及び石川県（3局目）、10月には富山県（3局目）の3地域でそれぞれ新しい民間テレビジョン放送局が開局した。さらに、3年4月には長野県（4局目）、岩手県（3局目）、福岡県（5局目）及び長崎県（4局目）、10月には青森県（3局目）及び石川県（4局目）で開局することが予定されている。

（民間FM放送）

民間FM放送については、その全国普及を図ることを目標として周波数の割当てが行われてきている（第1-1-27図参照）。

2年には、北海道、愛知県及び福岡県の3地域に2局目、栃木県、和歌山県及び佐賀県の3地域に1局目のFM放送用周波数の割当てが実施された。これにより、2チャンネル地域は5、1チャンネル地域は39、未割

第1—1—27図 民間FM放送用周波数割当ての現状



1. 京都は予備免許中である。
2. 北海道、愛知及び福岡の2波目は、未置局である。
3. 福島、栃木、奈良、和歌山、岡山、徳島、高知、佐賀及び鹿児島は未置局である。

(2年度末現在)

郵政省資料により作成

当て地域が3となり、周波数が割り当てられている地域(未開局のものも含む。)は、44都道府県(全国の総世帯数の96%)となった。また、2年度末現在、聴取可能なチャンネル数が2チャンネルであるのは東京都及び大阪府の2地域であり、1チャンネルであるのは33道県である。

昭和55年度末と比較すると、当時は、2チャンネル地域は存在せず、1チャンネル地域が11都道府県(全国の総世帯数の44%)存在していたに過ぎなかった。この10年間で民間FM放送の普及が急速に進展したといえよう。

また、2年4月には石川県(1局目)、10月には兵庫県(1局目)及び大分県(1局目)の3地域でそれぞれ新しい民間FM放送局が開局した。さらに、3年には京都府(1局目)で開局することが予定されている。

(イベント用放送局)

イベント用放送局は、博覧会等の開催期間中に臨時かつ一時的に開設される放送局である。

2年度中には、「国際花と緑の博覧会」(大阪市)をはじめとして、「相模湾アーバンリゾートフェスティバル1990」(神奈川県相模湾沿岸13市町)、「'90長崎旅博覧会」(長崎市)、「'90信濃の国楽市楽座大集合」(松本市)及び「ニッポンカップ国際ヨットマッチレース」(神奈川県葉山町)の5イベントで運用された。

(3) 郵便の動向

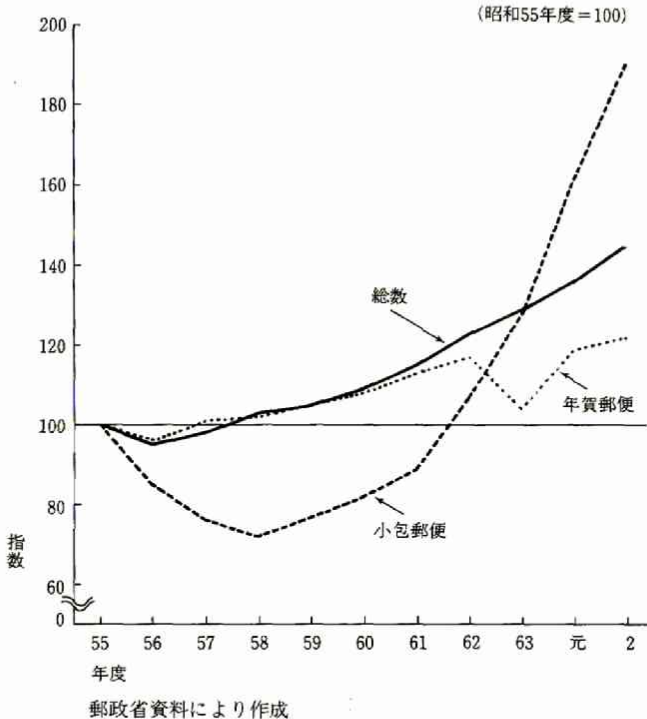
2年度の総引受郵便物数は、228億通(個)であり、対前年度比6.1%増となっている。昭和55年度から元年度までの総引受郵便物数の年平均伸び率は3.5%であったが、前半の昭和55年度から昭和59年度までが1.3%であるのに対して、後半の昭和60年度から元年度までは5.8%と高いものとなっている。この理由としては、景気の長期拡大を背景としつつ、各種の郵便サービスの開発・改善、積極的な郵便営業活動が行われたことなどが挙げられる。

郵便料金についても昭和56年に値上げを行って以降は、元年度の消費税導入に伴う料金改定を除けば据え置かれており、また、この間に新たな割引制度を実施し、それ以前の10年間で2度の料金値上げがあったことに比べると極めて安定している。さらに、ふるさと小包の取扱いの開始(昭和58年)、トラック輸送への切り替え等によるスピードアップ(昭和59年)、カタログ小包の新設(元年)等郵便サービスの充実が図られてきた。

ア 通常郵便

2年度における通常郵便物数は、対前年度比6.0%増の223億通である。その内訳をみると、普通郵便物が対前年度比6.7%増の181億通、年賀郵便物が対前年度比2.4%増の35億通等となっている(第1-1-28図参

第1-1-28図 引受郵便物数の推移



照)。

昭和55年度から元年度までの通常郵便物数の推移をみると、1.36倍(年平均伸び率は3.5%)となっており、そのうち伸びが大きいものは、第一種郵便であり、1.74倍(同6.4%)となっている。年賀郵便については、1.19倍(同1.9%)となっており、書留等の特殊郵便については、0.99倍と減少している。

以下では、郵政省で昭和48年から行っている「郵便利用構造調査」(昭和63年9月実施)による、種類別の利用構造を述べる。

普通通常郵便の利用構造について、私人と事業所別にみると、差出しは、私人と事業所の割合は2対8であるのに対して、受取りは6対4である。内容別に差出し割合をみると、金銭関係、ダイレクトメール、行事会合案内、その他の業務用通信、消息・各種あいさつの順に続いており、この5種類の郵便物で全体の8割を占めている。形状別に利用状況をみると、封筒の小型(56%)、はがき(28%)、封筒の大型(9%)の順になっている。

書留郵便については、差出しは、私人と事業所の割合は2対8であり、普通通常郵便とはほぼ同じであるのに対して、受取りは、4対6であり、事業所相互間の通信が大きい。内容別に差出し割合をみると、私人差出しでは、現金が5割前後になっており、事業所差出しでは、金銭関係が5割前後になっている。形状別では、9割以上が封筒である。

速達郵便については、更に事業所の割合が大きく、事業所相互間の通信が大きくなっている。内容別に差出し割合をみると、私人差出しでは、消息・各種あいさつ、申込・照会等の順になっており、事業所差出しでは、その他の業務用通信、金銭関係、申込・照会等の順になっている。形状別では、9割以上が封筒である。

(収集の回数増による郵便送達速度のスピードアップ)

大都市及びその近郊発展地を中心とする人口急増地域で、収集回数が1日1回の区域について、2年度から3年計画で収集回数を1日3回に増回し、郵便物の送達速度の改善を図ることとしている。

イ 小包郵便

2年度における小包郵便物数は、対前年度比18.1%増の3億5,143万個である。

昭和55年度から元年度までの小包郵便物数の推移をみると、1.62倍(年平均伸び率は5.5%)となっており、宅配便の登場以来、昭和58年度まで

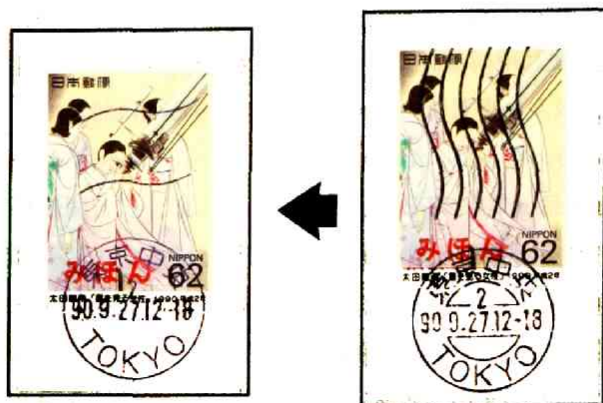
減少していたが、昭和59年度以降は年平均16.2%と著しい上昇を続けている。しかし、市場全体が拡大しているため、シェアは昭和63年度の20.5%まで低下し続けたが、元年度は22.4%と1.9ポイント上昇した。

また、「郵便利用構造調査」によると、小包郵便の利用構造については、差出しは、私人と事業所の割合は4対6であるのに対して、受取りは、5対5である。内容別に差出し割合をみると、一般小包では、食料品(生もの)、食料品(生もの以外)、衣類・はきもの、広告関連品の順に続いており、この5種類で一般小包全体の5割を超えている。書籍小包では、雑誌・書籍がその大半である。利用用件別に利用状況を見ると、一般小包では、業務上の必需品、親戚・家族への贈物、知人・友人への贈物の順になっており、差出し人別では、私人差出しでは、親戚・家族への贈物、知人・友人への贈物の2用件、事業所差出しでは、業務上の必需品、注文発送品の2用件でほぼ8割となっている。書籍小包では、業務上の必需品、注文発送品、宣伝広告関係の順になっており、この3用件で9割を占めている。

(不在持ち戻り小包郵便物のコンビニエンス・ストア等での交付サービスの全国展開)

近年、女性の社会進出、単身者・共働き世帯の増加などの生活様式の変化に伴い、昼間帯に不在となる家庭が増加しており、配達できず持ち戻りになる小包郵便が増加している。利用者の不便を解消するため、郵便局が委託したコンビニエンス・ストアで利用者の希望により交付するサービスを昭和63年10月から東京都等の一部で試行的に実施してきた。全国的にもこのサービスに対する要望が強いことから、2年10月から取扱対象地域を全国に拡大するとともに、交付場所についても、コンビニエンス・ストアのほか、スーパーマーケット、駅等に拡大した。

ウ 郵便サービスの改善



通信日付印の改正

(現金書留郵便物の損害要償額の限度額の引上げ等)

現金書留郵便物の損害要償額の限度額の50万円までの引上げ、料金後納郵便物を複数の郵便局に差し出す際の手続きの簡素化、料金後納郵便物の担保として提供することのできる有価証券の範囲の拡大など、利用者の要望にこたえる施策を実施した。

(通信日付印のデザイン・インクの色の変更)

郵便切手・郵便はがきの消印は、黒インクを使用した複雑なデザインの印影になっていたため、郵便切手の美しさを損なうばかりでなく、印影が差出人の住所・氏名にかかり判読が困難となることがあった。このため、2年10月から順次、通信日付印の印影をシンプルなものに切り替えて改善を図っている。

また、使用するインクの色についても、同様の趣旨から、3年4月に「黒色」から「錆桔梗(さびききょう)色」へ全国一斉に改正した。

(利用者ニーズの多様化への対応)

利用者の生活様式の変化に対応して、深夜においても郵政サービスが利用できるように、郵便切手・はがき発売機、郵便貯金自動預払機等の機器により郵政窓口サービスを提供する無人郵便局を設置し、利用者サービスの向上を図っている。

また、国際化の進展に伴い、英語版の「郵便局利用ガイドブック」を作成して全国の郵便局窓口を通じて配布するとともに、局名標識及び窓口表示内容の英語による併記を459局で実施した。

エ 郵便サービスを通じての地域社会への貢献

(ふるさと小包の開拓・充実等)

2年度において、過疎地域であり、かつ、ふるさと小包未開拓の356市町村の中から45市町村を「ふるさと小包開拓モデル市町村」に指定した。指定された地元の郵便局と地方公共団体等は連携して「ふるさと小包開拓協議会」を設置した。この協議会では、商品の開拓、品質管理、PR活動、販売活動等について協議を行い、地域の生産物の商品化及び販路拡大を支援して、豊かな地域づくり及び地域産業の振興に貢献することとしている。

また、9の郵トピア構想モデル都市については、地方公共団体等と地元郵便局とが連携を図り、首都圏の郵便局で、ふるさと物産展を開催し、地域の特産品・名産品のPR活動、観光案内、郷土芸能の披露等を行った。

(ふるさと絵葉書の発行)

過疎地域の代表的な風景等を題材とする「ふるさと絵葉書」を3年2月から各地方郵政局において発行しており、過疎地域振興に寄与している。なお、2年度末現在は45種類の「ふるさと絵葉書」が発行されている。

また、郵政省は、2年度に、郵便切手等の多様化の推進、個人間通信

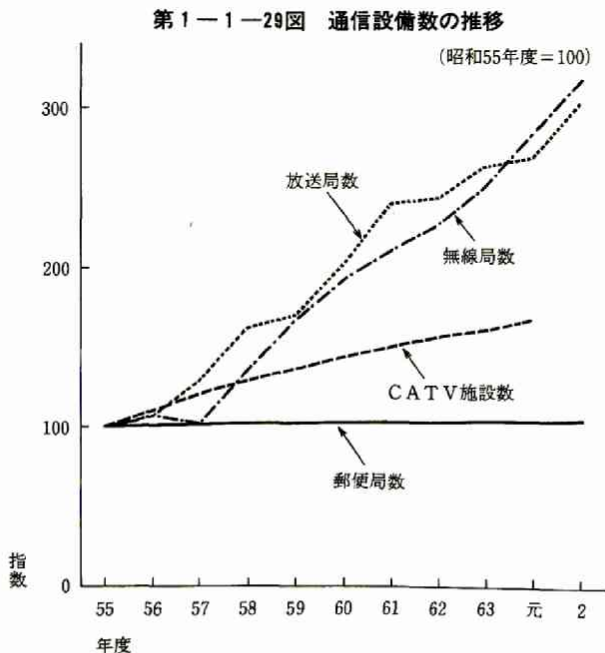
の振興等を図るため、切手文通振興課を設置するとともにデザイン部門を強化し、3年度には、地域に密着した各種郵便サービスを総合的に推進することにより、地域社会の振興に資するため、地域振興サービス企画課を新設した。

(4) 国内通信設備の状況

国内の主な通信設備には郵便局のほか、放送局、陸上移動局等の無線局、CATV施設等があり、昭和55年度末からの推移を示したものが第1-1-29図である。

(郵便局数)

2年度末現在の郵便局数は2万4,107局であり、前年度末に比べて113



- (注) 1. 2年度の無線局数は12月末のデータである。
2. CATV施設数は元年度末までのデータである。

局の増となっている。昭和55年度末以降、わずかな増加で安定している。

(放送局数)

2年度末現在の放送局数は3万6,424局(地上系及び衛星系の合計)であり、前年度末に比べて4,144局の増加となっている。ちなみに、放送事業者数は174社であり、前年度末と比べて9社の増である。

CATV施設数は、元年度末現在4万7,337施設であり、昭和63年度末に比べて2,147施設、4.8%の増加であった。規模別にみると、引込端子数501以上の許可施設数の伸びが最も大きく、対前年度末比14.3%増の944施設である。また、自主放送を行うCATVの施設数は、301施設であり、対前年度末比27.0%増となっている。

(無線局数)

無線局数(放送局数を含む。)は、2年12月末現在、625万5,797局、対前年同期比15.3%増となった。特に、昭和62年度以降の伸びが大きくなっている。

(NTTによる加入者線交換機端子数)

2年9月末現在のNTTによる加入者線交換機端子^(注)の総数は、5,719万端子であり、そのうちID送出可能端子数は4,191万端子(総端子数に占める比率73.3%)、デジタル交換機端子数は1,854万端子(同32.4%)であった。元年度末現在と比較すると、半年間で総端子数は2%、ID化端子率は6.7ポイント、デジタル化端子率は4.3ポイント上昇している。

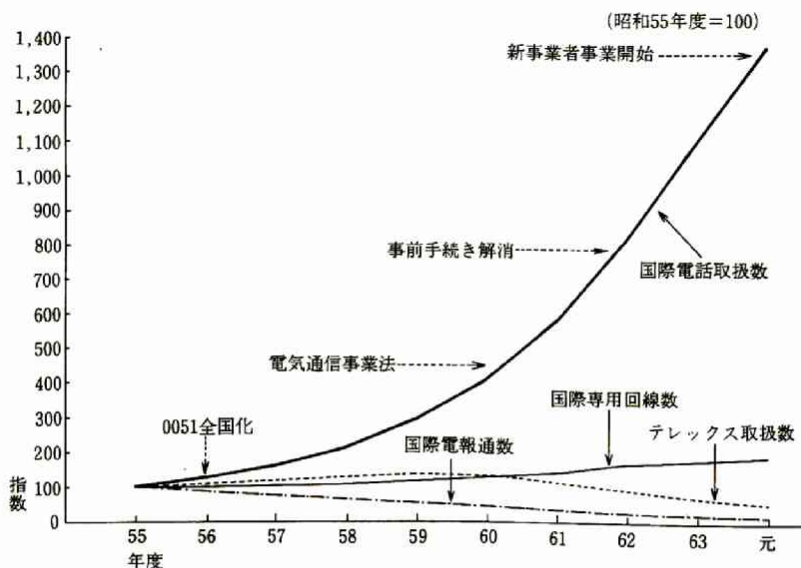
(注) 加入者線交換機は、加入者回線を直接収容し、加入者から種々の接続要求を受けて交換処理をする機能以外に加入者回線の試験装置等を設置している。ID送出が可能な加入者線交換機では、新事業者との相互接続、第2種パケット交換サービス、国際ダイヤル通話サービス等のサービスが受けられる。また、デジタル加入者線交換機は、多様な付加サービスを提供しやすく、ISDNサービスを提供するためにも不可欠なものである。

3 国際通信サービスの動向

(1) 国際電気通信サービスの動向

80年代における国際電気通信については、第1-1-30図のとおり、国際電話サービスを中心とした順調な推移がみられた。この間、昭和56年には、オペレータ通話における国際電話受け番号「0051」の全国化が達成され、全国どこからでも局番なしの「0051」でオペレータ通話がかけられるようになり、昭和60年の電気通信事業法の施行を受けて元年には、新国際第一種電気通信事業者2社の事業が開始された。また、昭和62年には、従来は個別かつ事前に必要であった国際自動ダイヤル通話の登録手続きが原則として不要となり、かけたい時にすぐ利用できるようになるなど、国際電話の一般化促進のためのサービスの改善が図られてきている。

第1-1-30図 国際通信サービスの変遷



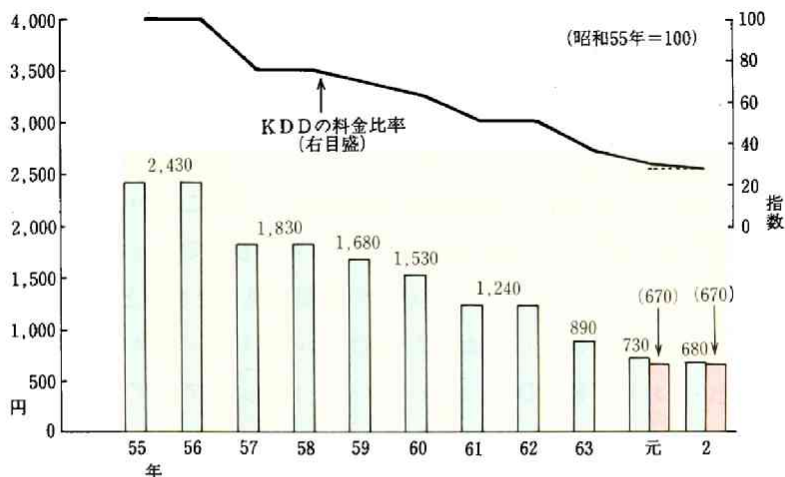
郵政省、KDD資料により作成

一方、料金面においては、昭和54年12月にKDDによる第1次値下げが実施されて以降、昭和58年を除いて毎年値下げが実施されている。例えば米国あての国際自動ダイヤル通話サービスでは、3年4月1日現在の料金水準は昭和55年の4分の1程度となるなど、大幅な料金の低廉化が実現されてきており、内外価格差の解消が図られてきた10年間であった（第1-1-31図参照）。

なお、2年の国際電気通信においては、国際化の進展に伴う需要増と、料金の低廉化に伴う割安感といった需要の顕在化効果があいまって、国際電話の取扱数、専用回線数等は前年に引き続き高い伸びを示した。

また、元年に国際専用回線サービス及び国際自動ダイヤル通話サービスを開始した新事業者2社の業績は、事業開始後わずか1年余りという

第1-1-31図 国際電話における対米料金の推移



郵政省、KDD資料により作成

- (注) 1. ()内は、ITJ・IDCの料金水準である。
 2. 点線は、ITJ・IDCの料金比率である。
 3. 図中料金は、昼間時間帯に3分使用した場合である。

短期間で予想以上の実績を挙げている。

ア 国際電話サービス

80年代の国際電話の取扱数は、10年間で13.8倍と極めて順調な伸びを示している。国際郵便と比較すると、昭和55年度に国際郵便物数の10.2%であったものが、元年度には111.1%と初めてこれを上回る状況となっている。

2年度上半期の国際電話の取扱数（発着信及び中継信のKDD及び新事業者2社の合計）は1億9,146万回で、対前年度同期比23.5%増と好調な伸びを示している。また、海外との言葉の壁も、KDDテレサーブが提供する通訳サービス等により低くなってきており、国際電話はますます身近なものとなってきている。

一方、新事業者2社については、提供サービスは国際自動ダイヤル通話サービスのみではあるが、トラヒックの多い地域から順次提供地域^(注)を拡大しており、2年度末現在の提供地域は、日本国際通信㈱が27地域、国際デジタル通信㈱が26地域となっている。

元年の国際自動ダイヤル通話サービスのトラヒックをみると、上位30地域で全体の95%以上を占めており、米国（26.1%）、韓国（14.1%）及び台湾（9.2%）の上位3地域合計で約50%を占めることから、国際電話の市場構造は新事業者の参入を容易ならしめるものであったといえ、提供地域数に関しては、既に立ち上がりの時期を脱したものと考えられる。

なお、我が国全体としては、2年度においてもサービス提供地域の増加が続いており、KDDが、フォークランド、シリア、グリーンランド及びヴィエトナムあての国際自動ダイヤル通話サービスを開始したことにより、国際自動ダイヤル通話サービスの提供地域は185地域に拡大しており、オペレータ通話を含めた国際電話サービス全体の提供地域は215地

(注) 地域とは、国際電話の料金区分上の区分けであり、国又は州等の地域を指す。

域となっている。

また、KDDと新事業者2社との料金格差については、新事業者の参入（元年10月）直後の1か月間は23%程度あったが、その後価格競争が進展した結果、3年4月のKDDの第12次値下げにより、1%前後の僅差になっている（第1-1-32表参照）。

第1-1-32表 国際第一種電気通信事業者の電話料金 (単位：円)

事業者 取扱地域	K D D	新規参入事業者 (ITJ・IDC)	備 考
米国	680	670	
韓国	700	680	
台湾	740	730	
英国	1,030	1,020	
香港	740	730	
フィリピン	820	810	
シンガポール	820	810	
ドイツ	1,030	1,020	
オーストラリア	820	810	
タイ	820	810	
中国	740	730	
フランス	1,030	1,020	IDCは3年4月2日に提供開始
カナダ	820	810	
インドネシア	820	810	
マレーシア	820	810	
イタリア	1,030	1,020	
スイス	1,030	1,020	
オランダ	1,030	1,020	
ベルギー	1,030	(1,020)	ITJ、IDCは提供予定中

郵政省資料により作成

- (注) 1. 表中料金は昼間時間帯に3分間使用した場合である（3年4月1日現在）。
2. () 内は、今後、サービス提供の予定されている地域の料金（同上）。

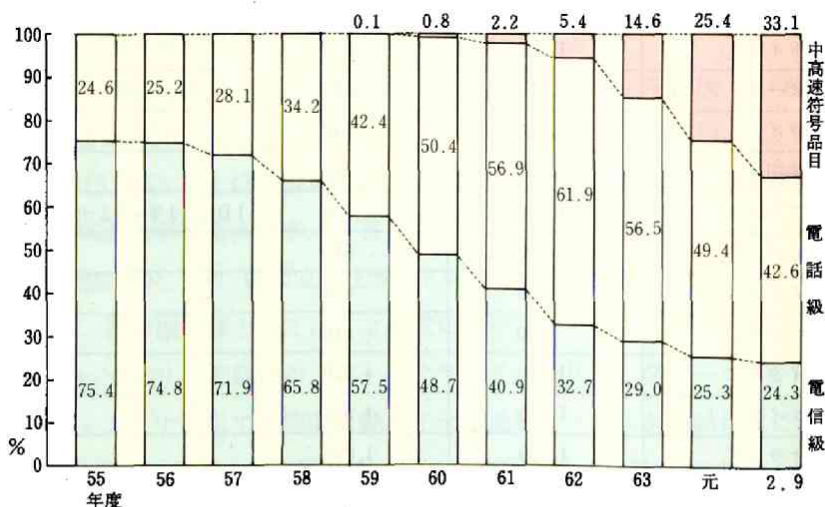
イ 国際専用回線サービス

2年9月末現在の国際専用回線の回線数（KDD及び新事業者2社の合計）は1,593回線であり、対前年同期比で6.3%増にとどまっている。しかし、種別別にみると、中高速符号品目は76.8%増と前年に引き続き大幅な伸びを示しており、専用回線に占める割合も33.1%にのぼるなど、国内同様国際電気通信分野においても、通信回線容量の大容量化は顕著である（第1-1-33図参照）。

ウ 国際テレックスサービス及び国際電報サービス

国際テレックスサービスにおける2年度上半期の取扱数（KDDの発着信及び中継信の合計）は874万回で、対前年度同期比で22.9%減となっており、国際電報サービスについても2年度上半期の通数（KDDの発着信及び中継信の合計）は31万通と、対前年度同期比で13.9%減となっ

第1-1-33図 国際専用回線数の速度別推移



郵政省、KDD資料により作成

(注) 端数処理の関係で、合計が100 (%)にならないものがある。

ている。

これらの減少傾向は、かつては国際電気通信サービスの中心であった両者も、高速化、大容量化へと進む中で、電報からテレックス、テレックスからファクシミリへなど、通信メディア間の代替が行われたり、専用回線サービスやデータ伝送サービスへの吸収等が行われた結果であると考えられる。

エ 国際テレビジョン伝送サービス

国内における海外映像情報の需要増を反映して、国際テレビジョン伝送の需要も堅調である。2年度上半期におけるKDDの国際テレビジョン伝送サービスの伝送時間は、対前年度同期比35.0%増の22.6万分となっている。

オ その他のサービス

国際間のデータ伝送サービスとしては、KDDの packets 交換サービスである、国際公衆データ伝送サービス（VENUS-P）と国際高速データ伝送サービス（VENUS-LP）が提供されているが、国際高速データ伝送サービスの2年度上半期の取扱数（発着信の合計）をみると、対前年度同期比 6.2%増の2.7万回となっており、高速データ伝送の需要の拡大が見られる。

カ 国際電気通信料金の低廉化

国際電気通信料金の低廉化は、昭和54年10月にKDDが国際専用回線の値下げを実施して以来、国際電話（13回）、国際専用回線（9回）、国際テレックス（7回）、国際テレビジョン伝送（4回）、国際公衆データ伝送（3回）等、各種のサービスに関して毎年のように実施されてきた値下げや、各種サービスにおけるメニューの拡大等により実現されてきており、国際化の進展に伴う需要増に国際電気通信の割安感が拍車をかけるといった状況となっている（第1-1-34表参照）。

第1-1-34表 昭和54年10月以降における国際電気通信料金の値下げ状況

1. KDDの値下げ推移

実施期日	対象業務	対象地域	値下げ率	値下げ額	備考
昭和54.10.1	国際専用回線	全取扱地域	10.0%	10億円	
54.12.1	国際電話	環太平洋地域の一部	8.0~25.0%	97億円	第1次 値下げ
	国際テレックス	アジア・北米・大洋州地域の全部	17.0%	63億円	
55.7.1	国際電話	ヨーロッパ・中近東の一部	10.0~25.0%	36億円	第2次 値下げ
	国際専用回線	全地域	平均 20.0%	22億円	
55.10.1	国際テレビジョン伝送	遠距離地域	14.0~22.0%	1億円	第3次 値下げ
	国際データ	アメリカ本土・カナダ・オーストラリア	44.0%	1億円	
56.4.1	国際テレックス	南米・アフリカ以外の全地域	10.0~17.0%	63億円	第3次 値下げ
	国際専用回線	全地域	平均 25.0%	24億円	
	国際電話	番号通話料金制新規及び既導入地域	0.0~55.0%	2億円	
57.5.1	国際テレックス	全地域	8.0~14.0%	47億円	第4次 値下げ
	国際電話	ほとんどの地域	1.0~39.0%	102億円	
59.4.1	国際テレックス	全地域	3.0~7.0%	25億円	第5次 値下げ
	国際電話	欧州・南米・アフリカを除く全地域	1.0~26.0%	76億円	
	国際専用回線	全地域	5.0~40.0%	21億円	
	国際テレビジョン	全地域	20.0%	2億円	
60.4.1	国際テレックス	全地域	7.0~21.0%	54億円	第6次 値上げ
	国際電話	ほとんどの地域	2.0~14.0%	135億円	
	国際専用回線	欧州・中南米・アフリカ	4.0~11.0%	16億円	
	国際テレビジョン伝送	全地域	11.0~44.0%		
	国際公衆データ伝送	全地域	時分料11.0% 電送料20.0%		
61.9.1	国際テレックス	全地域	平均 19.6%	69億円	第7次 値下げ
	国際専用回線	全地域	平均 30.9%	34億円	
61.12.26	国際専用回線	全地域 (高速符号品目のみ)	平均 37.4%	1億円	
62.12.31	国際海事衛星通信	全地域	平均 28.0%	11億円	
63.1.1	国際専用回線	全地域	平均 22.0%	32億円	第8次 値下げ
	国際公衆データ伝送	全地域	平均 10.0%	3億円	
63.9.15	国際電話	全地域	平均 21.1%	480億円	第9次 値下げ
	国際テレビジョン長期	茨城衛星通信所経由のもの	平均 13.6%	0.9億円	
	国際ファクシミリ通信	全地域	平均 14.7%	0.5億円	
平成元.8.1	国際専用回線	全地域 (低速符号品目を除く)	平均 17.0%	22億円	
元.10.1	海事衛星通信	全地域	平均 25.0%	7.6億円	第10次 値下げ
元.11.1	国際電話	18地域 (割引時間帯の変更を含む)	平均 14.3%	231億円	
	国際ファクシミリ通信	全地域	平均 15.1%	0.3億円	
2.4.1	国際電話	31地域	平均 7.7%	97億円	
2.7.1	国際テレビジョン伝送	全地域	平均 13.9%	4.1億円	第11次 値下げ
	国際公衆データ伝送	全地域 (割引時間帯の導入を含む)	平均 30.0%	3.5億円	
2.11.1	国際電話	46地域	平均 1.7%	25億円	
3.1.1	国際ファクシミリ伝送基本料		20.0%		
3.4.1	国際電話	米国、韓国を除く全地域	平均 2.5%	43億円	第12次 値下げ

2. 新事業者の値下げ推移

実施期日	対象業務	対象地域	値下げ率	値下げ額	備考
2.9.1	国際電話	全地域 (12地域)	平均 2.5%	4.6億円	I T J I D C
	国際電話	全地域 (12地域)	平均 2.3%	3.3億円	

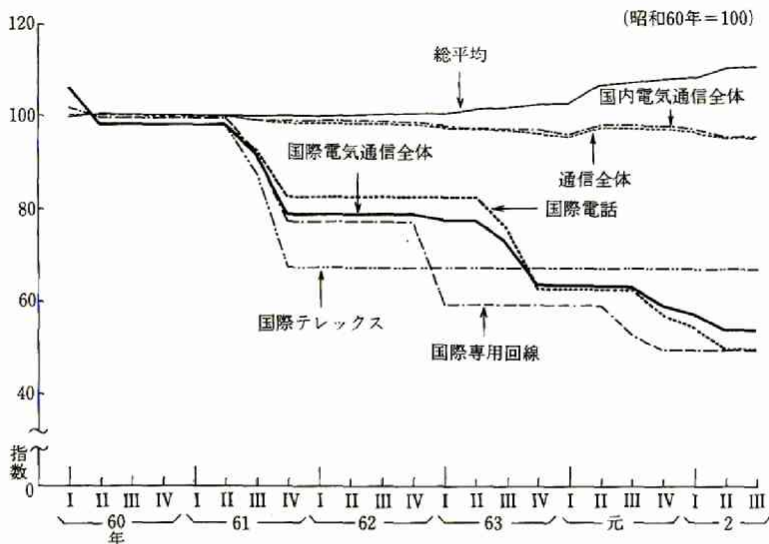
KDD、新事業者資料により作成

(注) 新事業者2社は、元年4月及び5月に国際専用回線、元年10月に国際電話の営業を開始した。

この状況については、日本銀行による「企業向けサービス価格指数」においても明らかであり、昭和60年を100とした2年7月～9月平均の料金指数は国際電気通信全体で54.0となっている。これは、産業全体の平均値（110.9）を大きく下回っており、国内電気通信全体の指数（95.6）と比較しても、価格の低下は著しいものといえる。また、サービス品目別内訳で見ると、国際電話（49.9）、国際専用回線（49.6）、国際テレックス（67.4）と、サービス品目の区別なく一様に価格の低下がみられたことが特徴的であった（第1-1-35図参照）。

一方、外国との内外価格差についても、我が国の料金水準は世界的にも最も低廉な水準となってきており、国際自動ダイヤル通話に関する限り、近年の内外価格差はほぼ解消されている（第1-1-36表参照）。

第1-1-35図 企業向けサービス価格指数の推移



「企業向けサービス価格指数速及表」（日本銀行）により作成

(注) 図中、I、II、III及びIVは、1～3月、4～6月、7～9月及び10～12月を示す。

第1—1—36表 国際電話の主要国との料金水準比較

取扱地域	年 月	63年8月以前	63年9月	2年4月	3年4月
米国		70	101	138	118
韓国		95	132	152	111
台湾		84	112	131	113
香港		31	47	68	63
中国		86	110	146	145
シンガポール		43	59	93	93
フィリピン		72	97	138	96
オーストラリア		49	67	94	93
英国		72	81	117	120
ドイツ(旧西独)		51	66	90	89
フランス		79	102	160	159
イタリア		115	148	237	190

郵政省資料により作成

- (注) 1. 日本側料金(KDDの料金を使用)を100とした場合の相手国側の料金の指数である。
 国際電話(国際自動ダイヤル通話)の料金は、昼間、夜間、深夜と料金が異なるため、各々の通話回数比により加重平均している。
 原則として前年度の平均通話分数(例：元年度は3.8分)を使用した場合の比較である。
2. 換算にあたっては、該当月の前月までの3か月間の初日為替相場の平均(例：3年2月～4月の平均は1\$=136.08円)を用いた。
 ただし、「昭和63年8月以前」については、「63年9月」で使用した為替レートに、同年9月の値下げ以前の料金を乗じた。
3. 3年4月に日本側料金が、値下げがあったのに2年4月に比べ割高となったのは、為替変動のためである。

なお、2年度における値下げ状況としては、国際自動ダイヤル通話サービスについて、4月にKDDが第11次値下げ(全対地平均7.7%、総額97億円)^(注)を行って以降、9月には新事業者2社が初めての値下げ(日本

(注) 本項における値下げ率及び値下げ総額は、3年4月1日のKDDによる値下げが3年度通年ベースである以外はいずれも2年度通年ベースである。

国際通信株は同平均2.5%、総額4.6億円、国際デジタル^{通信}株は同平均2.3%、総額3.3億円)を行い、11月にはKDDが、4月に値下げを見送った地域を対象とした値下げ(同平均1.7%、総額25億円)を行った。また、3年4月1日には、KDDによる第12次値下げ(同平均2.5%、総額43億円)があった。

その他のサービスについては、2年7月に国際テレビジョン伝送サービスの値下げ(平均13.9%、総額4.1億円)及び国際データ伝送サービス(VENUS-P)の値下げ(平均30%、総額3.5億円)がKDDにより行われている。

(2) 国際放送の動向

2年度における我が国の国際放送は、21言語により、2年4月から12月までは1日延べ44.5時間、3年1月から3月までは1日延べ47時間、全世界に向けて実施された。また、放送番組比率は、ニュース等報道番組が66.5%、国情紹介番組が27.6%、娯楽番組が5.9%であった。



八俣送信所(国際放送)

3年度は、放送時間を1時間拡大して1日延べ48時間、使用言語は新たにペルシア語放送を開始し22言語により実施されている。

国際放送は、国内送信所（茨城県、八俣送信所）から放送を行っているほか、ガボン、カナダ及び南米仏領ギアナからも中継放送を行っている。また、3年1月にはスリ・ランカからの中継放送が開始された。

2年度及び3年度における中継局別放送時間数は第1-1-37表のとおりである。

なお、2年度は、湾岸危機に際して中東地域の在留邦人を含む聴取者に迅速かつ正確な情報を提供するため、2年8月3日以降、通常1日3.5時間のガボン中継による中東向け放送を徐々に延長し、1日11時間の放送を実施した。さらに、通常1日4時間のスリ・ランカ中継による中東向け放送についても、3年1月16日以降これを延長し、1日12.5時間の放送を実施した。

このように短波による国際放送は、非常時に対応する手段として改めて見直されたところであるが、一般的に入超傾向の強い我が国と諸外国

第1-1-37表 国際放送の中継局別放送時間数

中継局名	放送対象地域	放送時間数	
		2年度	3年度
カボン	欧州・中東・北アフリカ向け	10.5	10.0
	アフリカ東部向け	—	0.5
	アフリカ南部向け	1.0	1.0
	南米向け	0.5	0.5
カナダ	北米向け	4.0	4.0
ギアナ	中・南米向け	7.5	7.5
スリ・ランカ	南西アジア向け	6.0	6.0
	中東向け	4.0	4.5

郵政省資料により作成

(注) 放送時間数は、通常放送時間数である。

との情報交流においても、我が国の実情、考え方を世界に伝える有効な手段として、今後とも大いに拡充強化されることが期待される。

(3) 国際郵便の動向

ア 国際郵便サービス

2年度の国際郵便物数は、対前年度比5.8%増の3億847万通（個）で増加傾向を維持している。差立（外国あて）は、対前年度比3.3%増の1億2,541万通（個）、到着は対前年度比7.6%増の1億8,306万通（個）であり、元年度と同様に到着の増加傾向が顕著である。

また、国際郵便物の地域別構成比をみると、80年代を通じて大きな変化はなかったが、差立では北米が、到着では欧州から若干比率を伸ばしており、元年度の通常郵便においては、差立でアジア33.2%、北米33.6%、欧州23.4%、到着でアジア29.9%、北米27.6%、欧州38.6%の割合となっている。

なお、近年の国際ビジネスの進展に伴い、世界71か国（地域）あてに提供されている国際ビジネス郵便（EMS）の伸びが目立っている。国際ビジネス郵便の郵便物数については、国際郵便物数全体に占める割合が2年度末現在で1.2%とまだ低いものの、対前年度増加率は28.7%と大幅な伸びを示しており、国際ビジネスユースにこたえた郵便サービスとして今後とも注目される。

その他、2年度においては、調査請求のための電報料等の還付及び税付郵便物のあて所配達・配達時納税の取扱いが開始されたほか、EMS追跡システムの取扱国の拡大（従来の米国、カナダ及びフランスに英国が加わった。）、国際電子郵便の取扱地域の拡大（ニュー・ジーランド等3地域を加え42地域となった。）等のサービス改善施策が実施された。

イ 国際郵便規則の改正

元年の第20回万国郵便大会議において国際郵便サービスの改善に係る

諸条約が採択された。これを受けて我が国では、国際郵便規則の改正が行われ、3年1月1日より、国際返信切手券の郵便切手等への引替額の引上げ、小包郵便物及び国際ビジネス郵便物の損害賠償金額の引上げ、郵便物の引受条件の緩和等が実施された。

(4) 国際通信設備の状況

元年4月に運用開始した第3太平洋横断ケーブル(TPC-3)に引き続き、2年7月には香港～日本～韓国ケーブル(H-J-K)が光ケーブル方式により運用を開始した。光ケーブル方式は、大容量・高速通信に適したものであるうえ、デジタル化にも対応しやすい方式であり、衛星回線に比べて伝送遅延が解消されるなどの特性から、特に、リアルタイムのデータ伝送に適した方式である。

今後、光海底ケーブルについては、3年度早期に北太平洋ケーブル(NPC)が、4年10月に第4太平洋横断ケーブル(TPC-4)が、5年末に日中ケーブルがそれぞれ開設される予定となっており、今後ますます



TPC-4の陸揚げ

す増大すると予想される我が国の通信需要を賄うための通信容量の確保に、大きく貢献することが期待される。

また、国際間の海底ケーブルについては、その敷設距離の長さから、敷設及び保守に係る期間の長さ、天候の変化等による敷設・保守の困難さ等の問題があるが、KDDでは従来のKDD丸に替わる第2世代の敷設船を発注し、4年2月の完成を目指すこととなった。この新造船は、従来の2倍以上に当たる4,000km強のケーブルを1回の航海で敷設することが可能であり、風速17mの悪天時でも船体を自動的に敷設位置に保持できる自動船位保持装置等を搭載しているため、今後の光海底ケーブルの敷設に当たっても、迅速で確実にケーブルの敷設や保守を行うことが可能となるなど、光通信時代の通信の信頼性の確保に寄与することが期待される。

なお、2年9月1日には第1太平洋横断ケーブル（TPC-1）が運用を停止した。TPC-1は全長9,782km、138回線の日本初の海底同軸ケーブルシステムであり、東京オリンピックが開催された昭和39年6月に運用開始して以降、26年3か月の間日本の国際通信を支えてきた基幹回線であった。運用停止後は東京大学地震研究所及び米国地震学研究所連合（IRIS：Incorporated Research Institutions for Seismology）により、同ケーブルの日本～グアム間の部分を利用して、地震予知をはじめとする地球科学の研究に供されることとなっている。

TPC-1の運用停止は、アナログからデジタルへ、銅線から光ファイバへという、国際電気通信における新旧交替の象徴的な出来事であった。

第2節 通信経済の動向

1 通信事業の動向

(1) 通信事業者の参入状況

2年度においても、前年度に引き続き電気通信事業への新規参入は活発に行われた(第1-2-1図参照)。

ア 電気通信事業者の参入状況

第一種電気通信事業者は、2年度末現在、NTT、KDDを含め68社となっている。2年度に新たに事業許可を受けたのは6社であった。その内訳は、自動車電話等3社、無線呼出し3社となっており、移動通信分野への参入であった。無線呼出しについては、2年度の参入により47都道府県すべてにおいてNTTと新事業者の二者によるサービスを受けられる状況になっている。

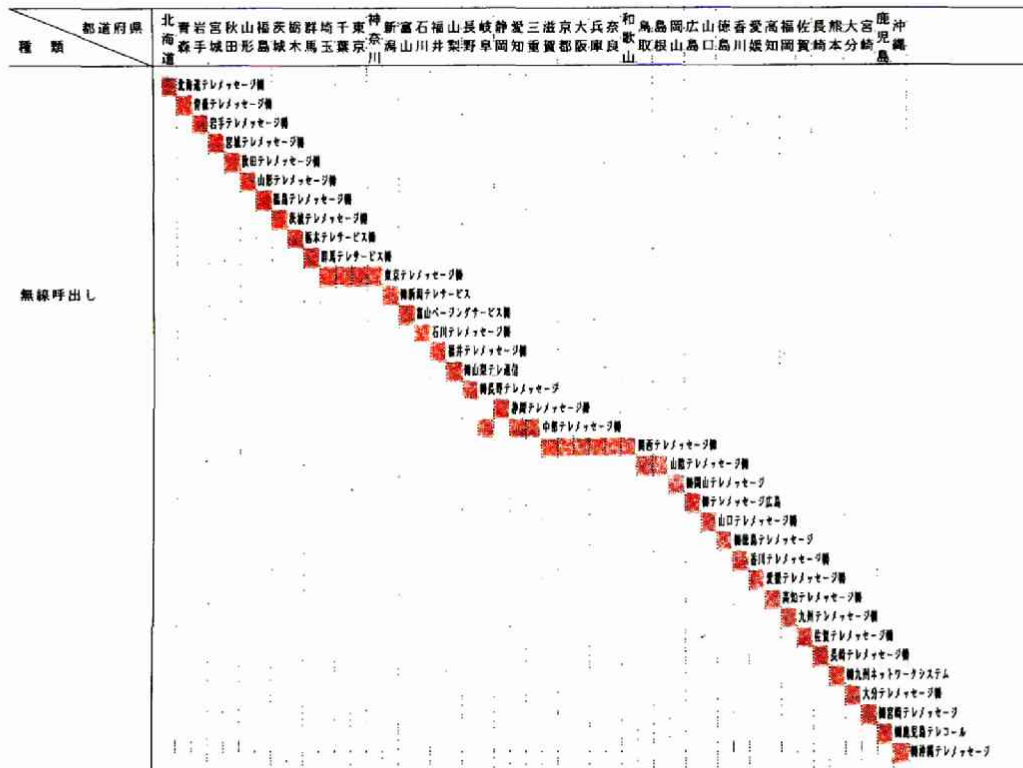
2年度末現在、第一種電気通信事業者68社のうち67社がサービスの提供を行っており、2年度にサービスを開始したのは、地域系1社、自動車電話等7社、無線呼出し6社の合計14社であった。

特別第二種電気通信事業者は、2年度末現在29社である。このうち、国際特別第二種電気通信事業者は、19社となっている。

一般第二種電気通信事業者は、2年度末現在913社が届出を行なった。地域別の届出数をみると、関東391社、近畿130社、東海86社の順になっている(第1-2-2図参照)。

提供役務別にみると、データ伝送役務を提供する事業者が576社、音声伝送が319社、画像伝送が169社、複合が124社となっている^(注)。

(注) 第二種電気通信事業者が提供する電気通信役務は、音声伝送役務(音声を伝送交換することを主たる目的とする。)、画像伝送役務(画像を伝送交換することを主たる目的とする。)、データ伝送役務(データを伝送交換することを主たる目的とする。)、複合役務(前記以外)である。



郵政省資料により作成

- (注) 1. ■印は業務区域(接続対象地域)を示し、県域の一部地域及び開業予定地域を含む。また、長距離系事業者の電話については県域の一部地域のみが業務区域となっている県を○印で示した。
 2. 宇宙通信局は3年3月31日現在、サービスを停止している。

また、業種別では、オンライン受託計算サービス等が342社、電子機器製造販売・ソフトウェア開発関係が107社、卸売業・倉庫業等流通関係が62社、出版・広告関係が19社、宅配業等運送関係が16社、総合商社13社、その他353社となっている。

イ 放送事業者の参入状況

放送事業者は、2年度中にテレビジョン放送事業者が5社、FM放送事業者が2社及び民間衛星放送事業者が2社増加したことにより、2年度末現在174社となっている。

(2) 通信事業の経営動向

ア 第一種電気通信事業者の経営状況

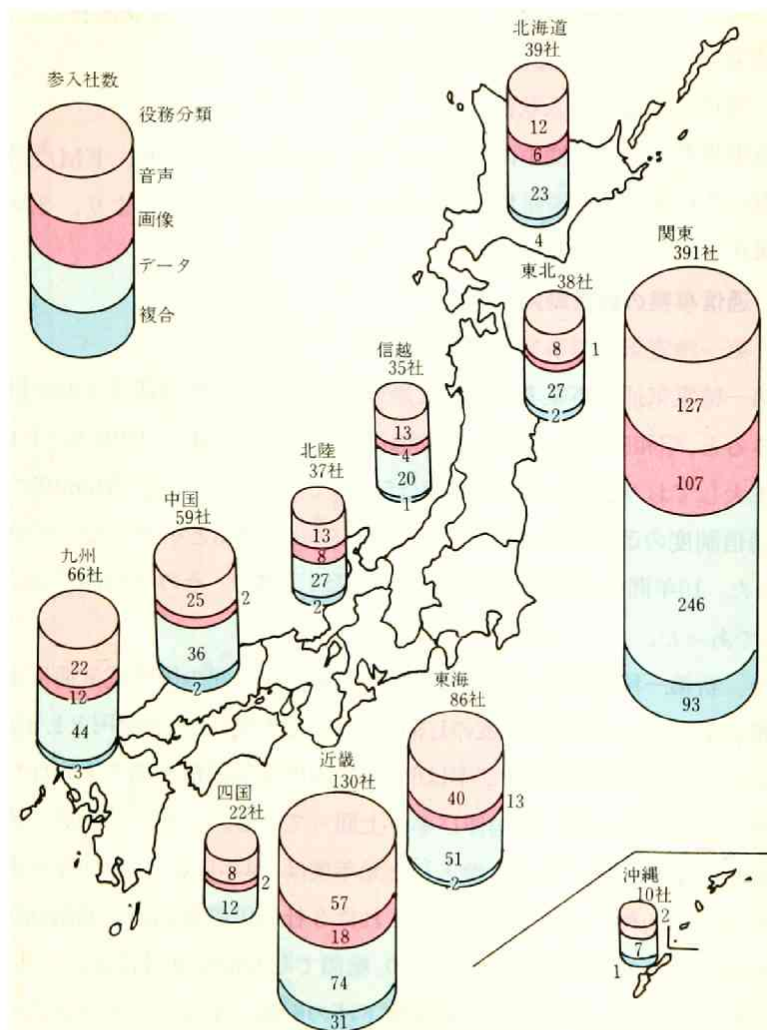
新第一種電気通信事業者も含めた過去10年間の国内電気通信市場の推移をみると、昭和55年度の3兆9,528億円が元年度は6兆1,322億円と1.6倍に拡大しており、その平均伸び率は5.0%であった。しかし昭和60年の電気通信制度の改正後5年間に限ると伸び率は4.5%と小さくなっている。また、10年間の名目国民総生産の伸びは1.7倍で、その平均伸び率は5.8%であった。

また、新第一種電気通信事業者も含めた過去10年間の国際電気通信市場の推移をみると、昭和55年度の1,546億円が元年度は2,729億円と1.8倍に拡大しており、その平均伸び率は6.5%で国内電気通信市場の平均伸び率及び名目国民総生産の平均伸び率を上回っている。しかし、新第一種電気通信事業者2社が市場に参入した元年度は、単年度伸び率1.9%と過去10年間の平均伸び率を下回った。これは3社の国際電話の総通話回数では対前年度比26.3%増加したものの、総額で昭和63年9月には21.1%、元年11月には14.3%に上る電話料金値下げの影響によるものと考えられる。

主な電気通信事業者及び放送事業者の財務状況を他の公益事業及び全

第1-2-2図 一般第二種電気通信事業者の動向

(3年4月1日現在)



郵政省資料により作成

(注) 複数役務の届出を行っている会社があるので、各役務の合計は必ずしも参入社数と一致しない。

産業と比較すると、売上高経常利益率及び総資本経常利益率については、ともに全産業、他の公益事業より高くなっている。特に60年度以降参入した長距離及び移動体通信分野においては、黒字を計上する事業者もみられる。総資本回転率については、電気通信事業者は他の公益事業者と同様、設備産業であることから放送事業者及び全産業よりも低くなっている（第1-2-3表参照）。

(ア) NTTの経営状況

2年度上半期のNTTの経営状況は、総収益は対前年度同期比3.1%増

第1-2-3表 通信事業者等の財務状況（元年度）

区 分	N T T	K D D	長距離系NCC	民間放送	全産業	電気業	ガス・水道業	陸運業
総 資 産 (百万円)	11,045,526	489,785	262,989	1,744,577	1,061,352,660	32,773,987	3,140,611	31,073,993
売 上 高 (百万円)	5,769,238	258,719	196,437	1,937,167	1,307,850,091	12,714,861	2,074,987	27,626,134
経 常 利 益 (百万円)	484,728	29,489	29,253	236,719	38,915,004	715,201	151,471	1,059,026
従 業 員 数 (人)	266,017	7,013	3,399	29,100	34,261,138	149,236	46,328	2,262,831
売上高(%) 経常利益率	8.4	11.4	14.9	12.2	3.0	5.6	7.3	3.8
総資本(%) 経常利益率	4.6	6.2	13.1	14.5	3.9	2.2	5.1	3.5
総資本回転率 (回)	0.53	0.54	0.88	1.18	1.31	0.39	0.70	0.92
労働装備率 (万円)	3,214	2,900	5,186	1,665	836	15,402	4,024	691
固 定 比 率 (%)	239.8	118.9	1,108.8	84.1	214.8	542.2	226.1	290.5

郵政省、民放連資料、「法人企業統計年報」（大蔵省）により作成

(注)

$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

$$\text{総資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本(期首・期末平均)}} \times 100$$

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{総資本(期首・期末平均)}}$$

$$\text{労働装備率} = \frac{\text{有形固定資産(建設仮勘定を除く。)(期首・期末平均)}}{\text{従業員数(期首・期末平均)}}$$

$$\text{固 定 比 率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

の2兆9,492億円で、総費用は同5.2%増の2兆7,942億円であった。

このうち営業収益は対前年度同期比3.0%増の2兆9,098億円で、経常利益は同23.7%減の1,549億円で増収減益であった。これは、2年3月に料金の大幅な値下げを行ったものの、電話加入数の順調な増加や、自動車・携帯電話契約数の高い伸び等に支えられたためと考えられる。

営業収益のうち電気通信事業営業収益は2兆7,669億円であり、これをサービス別にみると、電話収入は対前年度同期比2.1%増で前年同期の伸びと同じであった。しかし、収益全体に占める電話収入の割合は前年同期の81.7%が当期は80.8%と低下している。

これに対して専用収入、データ伝送収入は、対前年度同期比でそれぞれ5.1%増、12.0%増と企業のネットワーク化が進展する中で依然伸びており、収益全体に占める割合も、前年同期の7.1%が当期は7.3%とわずかながら増加している。

電気通信事業営業収益に占める電話収入の割合は専用収入等の伸びを反映して過去10年間で8.4ポイント低下している。通信メディアの多様化により電話収入の割合の減少傾向は今後とも続くと考えられる（第1-2-4表参照）。

元年度の財務状況は、売上高経常利益率は8.4%、総資本経常利益率は4.6%、総資本回転率は0.53回であった。

また、NTTの公表した元年度の電話役務損益明細表によると、市内通話は138億円の赤字、市外通話は1兆488億円の黒字となっている（第1-2-5表参照）。

子会社であるエヌ・ティ・ティ・データ通信(株)を含めた連結決算によると元年度の営業収益は6兆223億円（NTTの単独決算は5兆7,692億円）、経常利益は5,105億円（同4,847億円）で、売上高経常利益率は8.5%とNTTの単独決算の8.4%より高くなっている。

第1-2-4表 NTTの経営状況

(単位：億円)

区 別	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	元年度	2年度
総 収 益	53,984	57,170	(57,056 28,227)	(58,474 28,598)	(— 29,492)
電気通信事業営業収益	50,901	53,457	(53,675 26,581)	(54,822 26,921)	(— 27,669)
電 話 収 入	43,688	45,537	(46,253 22,868)	(47,271 23,351)	(— 23,842)
電 信 収 入	96	67	(53 28)	(44 23)	(— 21)
電 報 収 入	394	431	(480 223)	(544 241)	(— 265)
専 用 収 入	2,751	2,954	(3,465 1,637)	(3,720 1,807)	(— 1,898)
データ通信収入	1,623	1,761	(443 443)	(— —)	(— —)
データ伝送収入	158	223	(332 147)	(401 192)	(— 215)
無線呼出し収入	809	933	(944 489)	(901 452)	(— 427)
その他の収入	1,378	1,549	(1,701 743)	(1,937 852)	(— 998)
附帯事業営業収益	2,634	3,162	(2,851 1,401)	(2,869 1,323)	(— 1,429)
営 業 外 収 益	448	549	(529 245)	(781 353)	(— 393)
総 費 用	50,404	52,202	(52,797 26,521)	(53,627 26,567)	(— 27,942)
電気通信事業営業費用	43,789	45,327	(46,565 23,316)	(48,064 23,826)	(— 25,025)
附帯事業営業費用	2,518	3,085	(2,914 1,482)	(2,972 1,490)	(— 1,519)
営 業 外 費 用	4,096	3,789	(3,317 1,722)	(2,589 1,250)	(— 1,397)
経 常 利 益	3,579	4,967	(4,259 1,706)	(4,847 2,031)	(— 1,549)

郵政省、NTT資料により作成

(注) 1. 単位未満は切り捨てである。

2. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

3. () 内は上半期の実績値である。

4. 昭和63年7月にNTTよりデータ通信事業本部が分離し、別会社になっている。

第1—2—5表 元年度 NTT の電話役務損益明細表

(単位：億円)

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益
加 入 電 話	43,068	34,416	8,651
基 本 料	10,087	11,701	△ 1,614
市 内 通 話	14,467	14,605	△ 138
市 外 通 話	15,299	4,810	10,488
そ の 他	3,215	3,299	△ 84
公 衆 電 話	2,620	3,036	△ 415
自 動 車 電 話	1,212	869	342
そ の 他 の 移 動 通 信	134	162	△ 28
そ の 他	2,012	4,479	△ 2,467
計	49,047	42,964	6,082

NTT資料により作成

(注) 1. 「市内電話」、「市外電話」に係る営業収益は、サンプル調査により推計された通信量比に基づき算出した。

2. 「自動車電話」及び「その他移動体電話」に係る通話料収入は、発信側の電気通信設備に係る役務の細目に係る収入とした。

(イ) 長距離系新第一種電気通信事業者の経営状況

2年度上半期の長距離系新第一種電気通信事業者3社の営業収益の合計は対前年度同期比67.5%増の1,360億円であった。このうち電気通信事業営業収益の合計は1,143億円で国内の電話及び専用線市場^(注)の4.4%を占めており、前年度同期より1.5ポイント増加した。

各社の経営状況をみると、第二電電^(株)の営業収益は対前年度同期比79.0%増の707億円、経常利益は同24.6%増の86億円、日本テレコム^(株)の営業収益は同66.0%増の511億円、経常利益は同47.1%増の58億円と大幅

(注) NTT、長距離系新第一種電気通信事業者、地域系新第一種電気通信事業者及び衛星系新第一種電気通信事業者の電話収入及び専用収入の合計である。

な増収増益であった。これに対し日本高速通信㈱の営業収益は対前年度同期比29.8%増の141億円を計上したものの、前年度に黒字へ転じた経常損益は再び5億円の赤字となった。第二電電㈱は元年度、日本テレコム㈱は昭和63年度に累積赤字を解消している（第1-2-6表参照）。

元年度の3社合計の財務状況を見ると、売上高経常利益率は14.9%、

第1-2-6表 長距離系新第一種電気通信事業者の経営状況
(単位：百万円)

年度 \ 区別		営業収入	営業費用	経常利益
昭和63年度		80,818	73,843	1,056
平成元年度	第二電電㈱	98,943 (39,531)	78,646 (31,144)	17,529 (6,962)
	日本テレコム㈱	77,154 (34,369)	62,013 (28,249)	11,288 (4,398)
	日本高速通信㈱	23,881 (10,908)	21,129 (9,649)	435 (150)
	計	199,978 (84,808)	161,788 (69,042)	29,253 (11,510)
平成2年度	第二電電㈱	— (70,760)	— (59,974)	— (8,678)
	日本テレコム㈱	— (51,173)	— (41,608)	— (5,842)
	日本高速通信㈱	— (14,155)	— (13,296)	— (△582)
	計	— (136,089)	— (114,879)	— (13,938)

各社報道資料により作成

- (注) 1. 昭和63年度の数値は、第二電電㈱、日本テレコム㈱及び日本高速通信㈱の合計である。
 2. ()内は上半期の実績値である。
 3. 元年度上半期の日本テレコム㈱の数値は、元年5月に旧日本テレコム㈱と旧鉄道通信㈱が合併して日本テレコム㈱となったため、4月分については、旧日本テレコム㈱と旧鉄道通信㈱両社の決算分の合計である。
 4. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

総資本経常利益率は13.1%とNTTを大きく上回り、総資本回転率は0.88回であった。総資本経常利益率及び総資本回転率がNTTを上回るのは、長距離系系新第一種電気通信事業者が市内網設備を有しないことが影響している。

(ウ) 地域系新第一種電気通信事業者の経営状況

2年度上半期の地域系新第一種電気通信事業者6社^(注)の経営状況は、営業収益の総額は前年度同期の2.8倍の150億円となった。これは、営業収益の6割以上を占める東京通信ネットワーク^(株)の営業収益が対前年度同期比2.3倍となったこと及び元年度下半期以降新たに3社が参入したことが要因となっている。

営業収益の総額のうち電気通信事業営業収益は80億円であった。これは国内の電話及び専用線市場の0.3%、専用線市場に限ると3.6%を占め

第1-2-1表 地域系新第一種電気通信事業者の経営状況

(単位：百万円)

年 度	営 業 収 益	営 業 費 用	経 常 損 失
昭 和 63 年 度	5,043	13,714	△10,995
平 成 元 年 度	18,289 (5,308)	27,004 (10,364)	△12,667 (△6,593)
平 成 2 年 度	— (15,002)	— (18,414)	— (△6,329)

郵政省資料により作成

- (注) 1. ()内は上半期の実績値である。
 2. 昭和63年度及び元年度上半期の数値は、東京通信ネットワーク^(株)、中部テレコミュニケーション^(株)、大阪メディアポート^(株)の3社の合計である。
 3. 元年度及び2年度上半期の数値は、2.の3社に^(株)四国情報通信ネットワーク、九州通信ネットワーク^(株)及び北海道総合通信網^(株)を加えた6社である。
 4. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

(注) 東京通信ネットワーク^(株)、大阪メディアポート^(株)、中部テレコミュニケーション^(株)、四国情報通信ネットワーク^(株)、九州通信ネットワーク^(株)及び北海道総合通信網^(株)の6社。レイクシティ・ケーブルビジョン^(株)は除く。

ている。経常損益の合計は63億円の損失、累積欠損額は392億円となっている（第1-2-7表参照）。

（エ） 衛星系新第一種電気通信事業者の経営状況

2年度上半期の衛星系新第一種電気通信事業者2社（日本通信衛星㈱及び宇宙通信㈱）の経営状況は、営業収益は122億円、経常損失は37億円であった。

衛星系2社の営業収益の大部分を占める専用収入の合計は83億円で、2年度上半期の国内の専用線市場の3.9%を占めている。

（オ） 自動車電話事業者等の経営状況

2年度上半期の自動車電話事業者等12社（自動車電話（いわゆる携帯電話を含む（以下同じ。））事業者7社、コンビニエンス・ラジオ・フォン事業者2社、マリネット電話事業者2社、テレターミナル事業者1社）の経営状況は、営業収益が対前年度同期比11.2倍の312億円、営業費用が対前年度同期比4.2倍の277億円で、経常損益は前年度同期44億円の赤字であったものが4億円の黒字となり、大きく市場を拡大するとともに収支を改善した。

営業収益の大部分を占める自動車電話事業者についてみると、日本移動通信㈱とセルラー電話グループ6社^(注)の電気通信事業営業収益は対前年度同期の11.4倍の309億円（1社当たり44億円）と大幅に拡大した。自動車電話収入の合計はNTTを含む自動車電話市場の25.1%を占めており、前年度同期より21.0ポイント増加した（第1-2-8表参照）。

（カ） 無線呼出し事業者の経営状況

2年度上半期の無線呼出し事業者35社の経営状況は、総収益は対前年度同期比52.6%増の174億円（1社当たり4億円）、総費用は同51.4%増

(注) 関西セルラー電話㈱、九州セルラー電話㈱、中国セルラー電話㈱、東北セルラー電話㈱、北海道セルラー電話㈱、北陸セルラー電話㈱の6社。

第1-2-8表 新自動車電話事業者の経営状況

(単位：百万円)

年 度	営業収益	営業費用	経常損益
元 年 度	17,780 (2,708)	28,578 (6,487)	△10,717 (△4,347)
2 年 度	— (30,902)	— (26,660)	— (1,417)

郵政省資料により作成

- (注) 1. ()内は上半期の実績値である。
 2. 元年度上半期の数値は、日本移動通信㈱及び関西セルラー電話㈱の2社である。
 3. 元年度の数値は、上記の2社に九州セルラー電話㈱及び中国セルラー電話㈱の2社を加えた合計である。
 4. 2年度上半期の数値は、上記の4社に東北セルラー電話㈱、北海道セルラー電話㈱及び北陸セルラー電話㈱の3社を加えた合計である。

の165億円、経常利益は8億円であった。これはNTTも含めた無線呼出し市場の28.3%で、前年度同期より8.6ポイント増加した(第1-2-9表参照)。

(キ) KDDの経営状況

2年度上半期のKDDの経営状況は、総収益は対前年度同期比5.8%減の1,283億円、総費用は同1.3%減の1,159億円であった。このうち営業収益は対前年度同期比7.5%減の1,221億円、営業費用は同3.3%減の1,120億円、営業利益は同37.8%減の101億円、経常利益は同34.1%減の124億円であり、減収減益であった。これは2年度4月の総額97億円に上る電話料金値下げの影響が大きいと考えられる。

営業収益のうち電気通信事業営業収益は1,207億円である。サービス別内訳では、電話収入は対前年度同期比9.4%減、テレックス収入は同14.5%減、電報収入は同7.4%減、データ伝送収入は同47.7%減、また、前年度同期8.9%増であった専用収入は当期は同2.3%増であった。データ通信収入は14.1%増であった。営業収益に占める各サービス収入の割

第1-2-9表 新無線呼出し事業者の経営状況

(単位：億円)

年 度	総 収 益	総 費 用	経 常 損 益
昭 和 63 年 度	133	163	△ 29
平 成 元 年 度	266 (114)	255 (109)	10 (4)
平 成 2 年 度	— (174)	— (165)	— (8)

郵政省資料により作成

(注) 1. ()内は上半期の実績値である。

2. 昭和63年度の数値は、北海道テレメッセージ㈱、宮城テレメッセージ㈱、東京テレメッセージ㈱、高山ページングサービス㈱、福井テレメッセージ㈱、静岡テレメッセージ㈱、㈱中部テレメッセージ、関西テレメッセージ㈱、㈱岡山テレメッセージ、㈱テレメッセージ広島、愛媛テレメッセージ㈱、九州テレメッセージ㈱、佐賀テレメッセージ㈱、㈱九州ネットワークシステム、㈱沖縄テレメッセージ、福島テレメッセージ㈱、㈱新潟テレサービス、㈱長野テレメッセージ、長崎テレメッセージ㈱、群馬テレサービス㈱、㈱山梨テレ通信、山口テレメッセージ㈱、香川テレメッセージ㈱及び㈱鹿児島テレコールの24社である。
3. 平成元年度上半期の数値は、上記の24社に岩手テレメッセージ㈱、栃木テレサービス㈱、青森テレメッセージ㈱、秋田テレメッセージ㈱及び山形テレメッセージ㈱の5社を加えた合計である。
4. 平成元年度の数値は、上記の29社に茨城テレメッセージ㈱を加えた合計である。
5. 平成2年度上半期の数値は、上記の30社に石川テレメッセージ㈱、山陰テレメッセージ㈱、徳島テレメッセージ㈱、高知テレメッセージ㈱及び大分テレメッセージ㈱の5社を加えた合計である。
6. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

合は、電話収入は前年度同期より1.6ポイント減の77.4%となり、逆に専用収入やデータ通信収入がわずかながら割合を伸ばしている(第1-1-10表参照)。

元年度の財務状況をみると、売上高経常利益率は11.4%、総資本経常利益率は6.2%、総資本回転率は0.54回であった。

(ク) 国際新第一種電気通信事業者の経営状況

2年度上半期の日本国際通信㈱、国際デジタル通信㈱の経営状況は、総収益は121億円、総費用は186億円、経常損益は65億円の赤字であった。

第1-2-10表 KDDの経営状況

(単位：億円)

区 別	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	元年度	2年度
総 収 益	2,318	2,560	(2,677 1,423)	(2,691 1,363)	(— 1,283)
電気通信事業営業収益	2,224	2,467	(2,565 1,373)	(2,563 1,310)	(— 1,207)
電 話 収 入	1,586	1,900	(2,025 1,098)	(2,035 1,043)	(— 945)
テレックス収入	348	259	(199 106)	(168 85)	(— 73)
電 報 収 入	52	46	(41 21)	(38 19)	(— 18)
専 用 収 入	117	128	(152 76)	(164 82)	(— 84)
データ通信収入	32	32	(34 17)	(39 18)	(— 21)
データ伝送収入	21	25	(22 11)	(20 10)	(— 5)
その他の収入	67	73	(88 42)	(97 49)	(— 58)
附帯事業営業収益	15	17	(18 8)	(23 11)	(— 14)
営 業 外 収 益	78	76	(94 41)	(103 42)	(— 62)
総 費 用	2,044	2,207	(2,286 1,125)	(2,396 1,175)	(— 1,159)
電気通信事業営業費用	1,964	2,124	(2,215 1,092)	(2,312 1,144)	(— 1,106)
附帯事業営業費用	34	39	(29 14)	(30 14)	(— 14)
営 業 外 費 用	44	42	(40 17)	(52 16)	(— 39)
経 常 利 益	273	353	(391 298)	(294 118)	(— 124)

郵政省、KDD資料により作成

(注) 1. () 内は上半期の実績値である。

2. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

2社の国際電話及び国際専用線市場に占める割合は10.5%となっている。

イ 放送事業者の経営状況

過去10年間の放送事業者の動向は、NHKの事業収支の推移をみると、元年度の事業収入は昭和55年度の1.4倍、事業支出は1.6倍になっている。また、受信料改定の推移は第1-2-11表のとおりである。

一方、民間放送の営業収入の推移をみると元年度は昭和55年度の1.9倍であった。特に昭和63年度及び元年度は広告費の伸びに支えられて前年度比10%を超える伸びとなっている。

(ア) NHKの経営状況

元年度のNHKの一般勘定^(注)の事業収入は対前年度比7.8%増の3,930億円、事業支出は同12.1%増の4,067億円、事業収支差金は136億円

第1-2-11表 NHKの受信料の改定の推移

(単位：円)

区分	受信料額 / 月									
	カラー契約		普通契約		衛星カラー契約		衛星普通契約		特別契約	
	訪問集金	口座継続振替	訪問集金	口座継続振替	訪問集金	口座継続振替	訪問集金	口座継続振替	訪問集金	口座継続振替
51	710	710	420	420	—	—	—	—	—	—
55	880	880	520	520	—	—	—	—	—	—
59	1,040	990	680	630	—	—	—	—	—	—
元	1,070	1,020	700	650	2,000	1,950	1,630	1,580	1,040	990
2	1,370	1,320	890	840	2,300	2,250	1,820	1,770	1,040	990

郵政省資料により作成

- (注) 1. 特別契約とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信契約をいう。
2. 継続振替とは、あらかじめNHKに届け出を行い、NHKが指定する金融機関、郵便局等において指定する期日までに払い込む支払いをいう。

第1-2-12表 NHKの経営状況（一般勘定）

（単位：百万円）

区 別	昭和63年度決算	元 年 度 決 算	2 年 度 収 支 予 算	3 年 度 収 支 予 算
事 業 収 入	354,780	393,017	484,595	542,738
事 業 支 出	362,785	406,715	448,042	486,922
事業収支差金	△ 8,005	△ 13,698	36,553	55,816

NHK資料により作成

の赤字で前年度の80億円より更に赤字を拡大した。これは、元年度収支予算で見込んだ額142億円を5億円下回っている。また、2年度の収支予算は、事業収入は4,845億円、事業支出は4,480億円、事業収支差金は365億円を計上し、同様に、3年度の収支予算では、事業収入は5,427億円、事業支出は4,869億円、事業収支差金は558億円を計上している（第1-2-12表参照）。

NHKは元年4月に受信規約を変更し、放送受信契約の種別をカラー契約、普通契約、衛星カラー契約、衛星普通契約及び特別契約の5種類とした。ただし、衛星放送の有料化については元年8月からの実施となった。また、2年4月に受信料の改定（例：カラー契約訪問集金28.0%、普通契約訪問集金27.1%）を実施した。

NHKは公共放送として、視聴者からの受信料収入を主要な財源としており、今後とも、一層の経営合理化、受信料の確実な収納に努める必

（注）一般勘定とは、放送法（昭和25年法律第132号）第7条の目的を達成するためにNHKが行う同法第9条1項及び第2項の業務に係る経理をいい、事業収入の主なものとしては、受信料、交付金等があり、事業支出としては、放送番組の制作・編集、契約収納等に係る経費がある。

このほか、同法第9条第3項の業務に係る経理については、同法第39条第2項の規定に基づき、受託業務等勘定が設けられ、一般勘定と区分して整理されている。

要がある。

(イ) 民間放送の経営状況

元年度の民間放送の収支状況は、営業収入は対前年度比12.4%増の1兆9,371億円、経常利益は同30.2%増の2,367億円であった。

ラジオ単営事業者を除く、民間テレビジョン単営事業者及びラジオ・テレビジョン兼営事業者106社について、広域放送事業者(13社)、広域圏独立UHF放送事業者(11社)、県域放送事業者(82社)別の元年度収支状況をみたのが第1-2-13表である。広域放送事業者が全売上高の65.9%を占めている。売上高経常利益率、総資本経常利益率はいずれのグループも全産業平均の2~4倍となっており、収益水準は極めて高いものがある。

(ウ) CATV事業者の経営状況

営利を目的としてCATV事業を行う許可施設のうち129社の元年度の経営状況については、総収益は前年度比25%増の215億円、総費用は同37.7%増の285億円であり、経常損失は同2倍の70億円の赤字であった。

ウ 郵便事業の経営状況

元年度の郵便事業収益は対前年度比11.3%増の1兆6,991億円、費用が同11.2%増の1兆6,825億円で、差引き166億円の利益となった。

郵便事業経営については、昭和56年度以降9年連続して単年度損益は黒字を続けており、昭和62年度末には14年ぶりに累積欠損金を解消し、元年度末には累積利益金は559億円となった。

なお、2年度予算の郵便事業損益は84億円の利益を計上し、同じく3年度には6億円の利益を計上している(第1-2-14表参照)。

(3) 通信事業の設備投資動向

昭和55年度以降の主な通信事業体の設備投資の動向を第1-2-15図に示す。郵便事業、NTT、KDD、NHK及び民間放送事業者(有線

第1-2-13表 民間テレビジョン単営放送事業者及びラジオ・テレビ兼営放送事業者の経営状況

(単位：百万円)

		広域放送事業者	広域圏独立UHF 放送事業者	県域放送事業者 (広域圏独立放送 事業者を除く)	合 計
営業収入	62	920,133	32,678	486,844	1,439,655
	63	1,029,169	37,003	519,969	1,586,141
	元	1,171,356	42,295	563,601	1,777,252
経常利益	62	75,616	1,682	56,601	133,899
	63	96,415	2,310	68,065	166,790
	元	135,953	3,532	76,196	215,681
当期利益 (税引き後)	62	28,071	1,815	22,208	52,094
	63	43,357	1,220	25,334	69,911
	元	60,707	1,300	32,195	94,196
資産合計	62	771,690	22,719	518,496	1,312,905
	63	845,281	22,814	546,511	1,414,606
	元	983,271	26,197	600,006	1,609,474
売上高 経常利益率 (%)	62	8.2	5.1	11.6	9.3
	63	9.4	6.2	13.1	10.5
	元	11.6	8.4	13.5	12.1
総資本 経常利益率 (%)	63	11.9	10.1	12.8	12.2
	元	14.9	14.4	13.3	14.3
総資本 回転率 (回)	63	1.27	1.63	0.98	1.16
	元	1.28	1.73	0.98	1.18

郵政省資料により作成

- (注) 1. 広域放送事業者は「(株)東京放送」、「中部日本放送(株)」、「(株)毎日放送」、「朝日放送(株)」、「日本テレビ放送網(株)」、「(株)フジテレビジョン」、「全国朝日放送(株)」、「(株)テレビ東京」、「東海テレビ放送(株)」、「名古屋テレビ放送(株)」、「関西テレビ放送(株)」、「読売テレビ放送(株)」及び「中京テレビ放送(株)」の合計13社をいう。
2. 広域圏独立放送事業者は「(株)岐阜放送」、「(株)近畿放送」、「群馬テレビ(株)」、「(株)テレビ埼玉」、「千葉テレビ放送(株)」、「(株)テレビ神奈川」、「三重テレビ放送(株)」、「びわ湖放送(株)」、「(株)サンテレビジョン」、「奈良テレビ放送(株)」及び「(株)テレビ和歌山」の合計11社をいう。
3. 県域放送事業者は1, 2. を除く合計82社(元年度)である。
4. 総資本は期首・期末平均である。
5. 端数処理の関係で合計が一致しないものがある。

第1—2—14表 郵便事業の経営状況

(単位：億円)

区 別	昭和63年度決算	元年度決算	2年度予算	3年度予算
収 益	15,272	16,991	17,101	18,347
費 用	15,133	16,825	17,017	18,341
利 益	139	166	84	6

郵政省資料により作成

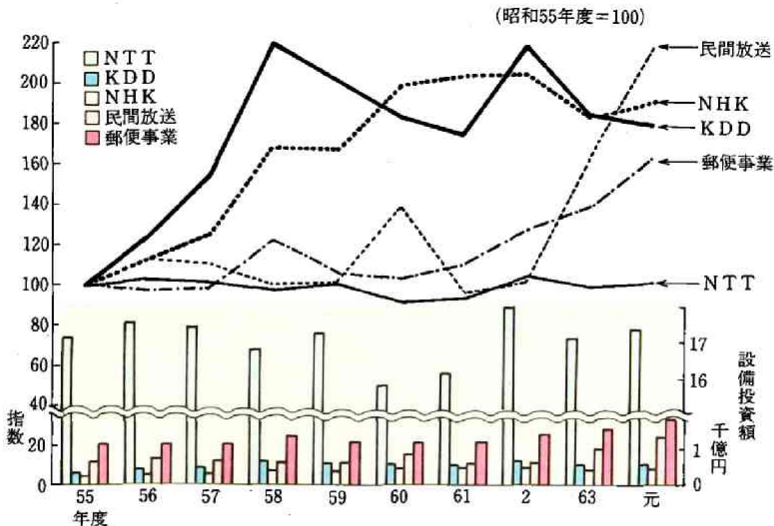
テレビジョン放送事業者を除く。)の設備投資額合計は、昭和55年度の1兆9,378億円から元年度には2兆1,566億円に増加している。

ア 電気通信事業者の設備投資動向

(第一種電気通信事業者の動向)

2年9月に郵政省が実施した「通信産業設備投資等実態調査」による

第1—2—15図 主な通信事業者の設備投資の推移



郵政省、NTT、KDD、NHK、民放連資料により作成

と、第一種電気通信事業者全体（67社合計）の元年度の設備投資実績額（工事ベース）は2兆1,001億円であり、前回調査（2年2月実施）による昭和63年度の設備投資実績額1兆9,700億円（59社合計）に比べ6.6%の増加であった（第1-2-16表参照）。

その内訳をみると、NTTが1兆7,355億円（対前年度実績額比1.3%増）、KDDが554億円（同2.5%減）と投資の伸びを抑えているのに対し、新第一種電気通信事業者は、新規参入による事業者数の増加と長距離系及び自動車電話等新事業者の強い投資マインドを受けて3,091億円（65社合計）と前年度実績額2,003億円（57社合計）に比べ54.3%増と大幅な伸びを示した。

また、第一種電気通信事業者の2年度の設備投資実績見込額（67社合計）は2兆1,898億円（対前年度実績額比4.3%増）となっている。このうち、NTTが1兆7,200億円と前年度実績額に比べ0.9%減の見込みとなっているのに対し、KDDは、通信衛星、海底ケーブル等の伝送路施設及び電話・データ交換設備等の拡充を中心に、752億円（対前年度実績額比35.6%増）と過去最高の投資額を見込んでおり、競争力の強化がうかがわれる。一方、新第一種電気通信事業者（65社合計）は3,946億円（対

第1-2-16表 第一種電気通信事業者の設備投資額

（単位：百万円）

区 分	回答事業者数		昭和63年度 (実績額)	元 年 度 (実績額)	2 年 度 (実績見込額)
	昭和63年度	元・2年度			
N T T	1	1	1,712,820	1,735,580	1,720,000
K D D	1	1	56,893	55,446	75,200
新第一種電気通信事業者	57	65	200,379	309,103	394,675
合 計	59	67	1,970,092	2,100,129	2,189,875

「通信産業設備投資等実態調査（2年2月調査及び9月調査）」（郵政省）により作成

前年度実績額比27.7%増)と依然高い伸びを見込んでおり、サービス提供地域の拡大、通信網の高度化等の活発なネットワーク構築投資を反映している。

次に、新第一種電気通信事業者の設備投資額の投資目的別構成比をみると、事業を開始して間がないこと及び設備の更新時期には至っていないことから、主として需要増加に対処するために行われていることが分かる(第1-2-17表参照)。

(第二種電気通信事業者の動向)

2年9月調査に回答のあった第二種電気通信事業者の2年度の設備投資実績見込額についてみると、特別第二種電気通信事業者(回答20社合

第1-2-17表 取得設備投資額の投資目的別構成比(電気通信事業)

(単位:%)

目 的	新第一種電気通信事業者			特別第二種電気通信事業者			一般第二種電気通信事業者		
	63年度 (実績)	元年度 (実績見込)	2年度 (計画)	63年度 (実績)	元年度 (実績見込)	2年度 (計画)	63年度 (実績)	元年度 (実績見込)	2年度 (計画)
需要増加に対処	76.9	81.8	93.5	79.7	70.2	73.6	56.5	55.6	55.1
ISDN化に対応	0.0	0.0	0.0	0.9	3.7	5.6	0.4	1.5	3.1
OSI化に対応	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.4	0.1	0.5	0.9
維持・補修	0.7	2.3	0.0	0.8	1.9	3.0	9.2	10.0	10.8
更新(老朽代替)	0.7	0.7	0.1	5.2	3.1	4.0	4.9	6.8	8.6
研究開発	0.3	0.2	0.0	1.3	4.3	4.4	5.4	6.9	6.9
合理化・省力化	0.4	0.4	0.0	1.6	4.0	3.9	7.6	7.1	6.4
安全・信頼性の向上	2.1	3.6	0.7	9.3	6.1	3.9	5.4	5.0	6.1
その他	18.8	11.1	4.5	0.8	6.4	1.2	11.2	6.6	2.8
回答事業者数	58	64	60	18	18	13	187	179	158

「通信産業設備投資等実態調査(2年9月調査)」(郵政省)により作成

第1-2-18表 第二種電気通信事業者の設備投資額

(単位：百万円)

区 分	回答事業者数	元 年 度 (実 績 額)	2 年 度 (実績見込額)
特別第二種電気通信事業者	20	119,072	154,521
一般第二種電気通信事業者	376	36,915	58,439

「通信産業設備投資等実態調査（2年9月調査）」（郵政省）により作成

計)が1,545億円(対前年度実績額比29.8%増)、一般第二種電気通信事業者(回答376社合計)が584億円(同58.3%増)といずれも高い伸びを示しており、投資マインドの強さがうかがえる(第1-2-18表参照)。

産業分野全体において、情報通信機器の導入ばかりでなく、ネットワーク化に対する投資が情報化関連投資の潮流の一つになりつつある。この中で、第二種電気通信事業に関しては、これら産業界のニーズを把握して収益が好調な企業と、ニーズを把握しきれず収益が伸びない企業との差が明確になりつつあり、設備投資額にもその影響がはっきり現れている。2年9月調査に回答のあった第二種電気通信事業者のうち経常損益が明らかな事業者について、設備投資額を黒字事業者と赤字事業者に分けてみると、2年度実績見込額では黒字事業者が1社当たり12億8,300万円であるのに対し、赤字事業者は1社当たり1億1,400万円となっており、大きな格差が生じている。また、設備投資総額についてみると、黒字事業者(回答138社合計)が1,770億8,300万円であるのに対し、赤字事業者(回答144社合計)は163億6,700万円となっており、設備投資総額の大半は黒字事業者によって占められている(第1-2-19表参照)。

イ 放送事業者の設備投資動向

2年9月調査に回答のあった放送事業者(有線テレビジョン放送事業者を除く。)の2年度の設備投資実績見込額についてみると、NHKの628

第1-2-19表 損益別取得設備投資額（第二種電気通信事業）

(単位：百万円)

損益別事業者区分	63年度 (実績)	元年度 (実績見込)	2年度 (計画)	回答事業者数
黒字事業者 ()内は一社平均	131,163 (950)	177,083 (1,283)	42,812 (310)	138
赤字事業者 ()内は一社平均	21,780 (151)	16,367 (114)	14,646 (102)	144

「通信産業設備投資等実態調査（2年9月調査）」（郵政省）により作成

(注) 事業者の経常損益は昭和63年度時点をベースとしている。

第1-2-20表 放送事業者の設備投資額

(単位：百万円)

区 分	回答事業者数	元年度 (実績額)	2年度 (実績見込額)
N H K	1	45,673	62,800
民間放送事業者	152	145,099	111,560
有線テレビジョン放送事業者	102	36,151	80,822

「通信産業設備投資等実態調査（2年9月調査）」（郵政省）により作成

億円（対前年度実績額比37.5%増）に対し、民間放送事業者（回答152社合計）は1,115億円と前年度実績額に比べ23.1%減の見込みとなっている（第1-2-20表参照）。

これは、昭和63年度からの広告活況が一段落したこと及びクリアビジョン、SNGシステムへの設備投資が一巡したことなどによるものと考えられる。

一方、2年9月調査に回答のあった有線テレビジョン放送事業者の2年度の設備投資実績見込額についてみると、808億円（回答102社合計）であり、前年度実績額に比べ133.6%増の見込みとなっている。これは、回答事業者の約2割が2年度の開局であったことによるところが大きい

い。

また、民間放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の設備投資額の投資目的別構成比をみると、「需要増加に対処、サービスエリアの拡大」が最も比率が高くなっているが、これは有線テレビジョン放送事業者の開局に伴う投資によるところが大きく、民間放送事業者については「番組制作力の向上」、「設備の更新」が主な投資目的となっている（第1-2-21表参照）。

ウ 設備投資環境の見通し

経済企画庁の「法人企業動向調査報告」（2年9月調査）における所属業界の景気については、3年1月から3月に関して「上昇」と判断した企業の割合が11%、「不変」が71%、「下降」が18%であり、業況判断指標（BSI：上昇と判断した者の割合から下降と判断した者の割合を引いた数値）では-7となっており、産業界全体の傾向として業況の先行

第1-2-21表 取得設備投資額の投資目的別構成比（放送事業）

（単位：％）

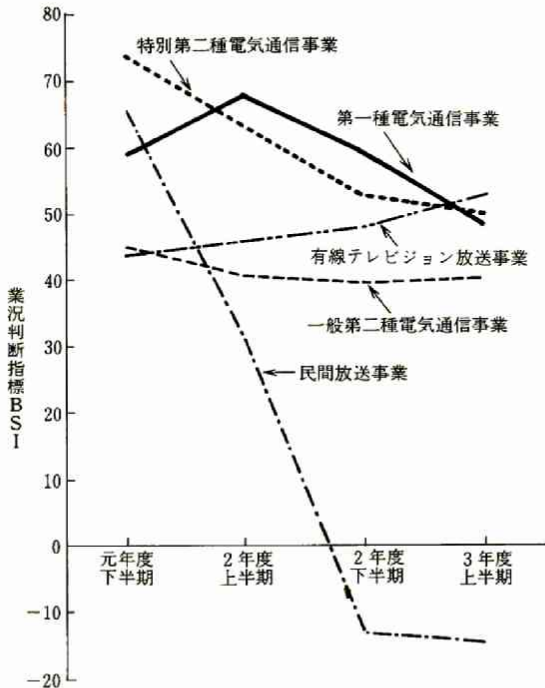
目 的	63 年 度 (実 績)	元 年 度 (実績見込)	2 年 度 (計 画)
需要増加に対処、サービスエリアの拡大	32.8	37.9	37.3
番組制作力の向上	22.0	17.5	18.2
維持・補修	8.0	8.0	8.5
更新（老朽代替）	20.2	23.4	28.1
研究開発	0.2	0.6	0.3
合理化・省力化	3.0	4.2	4.5
その他	13.8	8.4	3.1
回 答 事 業 者 数	211	226	185

「通信産業設備投資等実態調査（2年9月調査）」（郵政省）により作成

（注） 回答事業者にNHKは含まれていない。

きを慎重にみている。一方、「通信産業設備投資等実態調査」（2年9月調査）における通信事業のBSI指標についてみると、電気通信事業では3年度上半期のBSIは第一種電気通信事業が48.3、特別第二種電気通信事業が49.9、一般第二種電気通信事業が40.3といずれも40を超えており、景気については強気の判断をしている（第1-2-22図参照）。

第1-2-22図 設備投資環境の見通し



「通信産業設備投資等実態調査（2年9月調査）」（郵政省）により作成

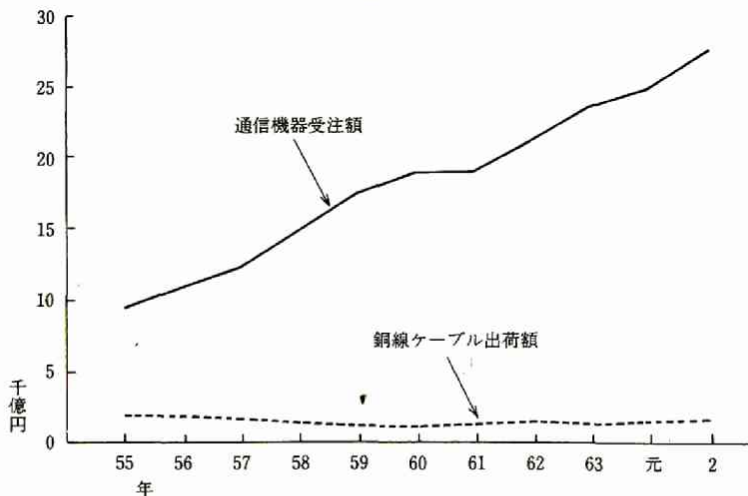
また、放送事業についてみると、有線テレビジョン放送事業ではBSI指標は昭和63年度下半期から上昇して3年度上半期が52.8となっているのに対し、民間放送事業ではBSIが昭和63年度下半期の65.8から3年度上半期には-14.8にまで急下降しており、広告活況が一段落した後の事業をめぐる景気を下降局面とみていることが分かる。

2 情報通信関連産業の動向

(1) 通信機器製造業

2年の通信機器の受注額は2兆7,353億円(対前年比10.7%増)であった(第1-2-23図参照)。

第1-2-23図 通信機器受注額等



通信機械工業会、(株)日本電線工業会資料により作成

(注) 1. 昭和55年から昭和62年までの数値は、通信機器受注額については年度末受注額、銅線ケーブル出荷額については年度末の出荷額である。昭和63年以降の数値は、通信機器受注額については年末受注額、銅線ケーブル出荷額については12月の出荷額である。

2. 通信機器受注額については、2年から集計方法に変更があった。

機種別内訳をみると、有線通信機器が2兆1,338億円（対前年比8.9%増）、無線通信装置が6,015億円（同17.8%増）であった。

需要先別ではNTT関係が8,105億円（対前年比21.7%増）と堅調であり、KDDを含めたその他第一種電気通信事業者関係では、2年4月から12月までの合計で1,106億円であった。

（2）通信ケーブル製造業

（社）日本電線工業会資料によると、2年12月末現在の銅線ケーブルの出荷額は1,904億円（対前年同期比29.0%増）であった。

また、通商産業省の「資源統計月報」によると、2年の電線、ケーブル用光ファイバ製品の生産量は146万6千メートルコア（対前年比25.1%増）であり、このうち光ファイバケーブルは126万1千メートルコア（対前年比69.9%増：シェア86.1%）であった。

（3）電子計算機器製造業

通商産業省の「生産動態調査」によると、2年の電子計算機及び関連装置の生産額は5兆8,174億円（対前年比2.8%増）であった。

（4）広告業

2年の総広告費は5兆5,648億円（対前年比9.7%増）であった。

このうち放送系の広告費は、テレビ広告費が1兆6,046億円（対前年比9.7%増）、ラジオ広告費が2,335億円（同12.0%増）であった。

また、ダイレクトメール広告費は1,968億円（同7.7%増）、電話帳広告費は1,235億円（同24.7%増）、ニューメディア広告費は119億円（同25.3%増）であった（第1-2-24表参照）。

第1-2-24表 2年のメディア別広告費

	広告費 (億円)	シェア (%)	対前年増加率 (%)
テレビ	16,046	28.9	9.7
ラジオ	2,335	4.2	12.0
新聞	13,592	24.4	6.8
雑誌	3,741	6.7	11.5
ダイレクトメール	1,968	3.5	7.7
電話帳広告	1,235	2.2	24.7
ニューメディア広告費	119	0.2	25.3
折込、屋外、その他	16,612	29.9	10.7
合計	55,648	100.0	9.7

「日本の広告」(㈱電通)により作成

(注) ニューメディア広告費は、CATV、ビデオテックス、文字放送等のメディアに投下された広告費である。

(5) 新聞業

(社)日本新聞協会の会員である新聞社の発行する一般日刊紙の総発行部数は、2年10月現在5,191万部(前年同期比1.7%増)であった。これは、1世帯当たり1.26部、人口1千人当たりでは591部が読まれていることになる。

(6) 出版業

元年度における書籍及び雑誌の推定実売金額は2兆145億円(対前年度比3.3%増)であった。その内訳は、書籍が7,969億円(推定発行部数13億6,648万部)、雑誌が1兆2,176億円(推定発行部数は、月刊誌23億5,469万部、週刊誌19億4,463万部)であった。

(7) 通信販売業

(社)日本通信販売協会調査によると、元年度の通信販売業の売上高は1兆4,600億円(対前年度比11.5%増)であり、昭和61年度以降4年間2桁以上の伸びが続いている(第1-2-25表参照)。

第1—2—25表 通信販売売上高の推移

年度	57	58	59	60	61	62	63	元
売上高 (兆円)	0.64	0.69	0.76	0.83	0.97	1.15	1.31	1.46
対前年度増加率(%)	—	7.2	10.8	9.2	16.9	18.6	13.9	11.5

(注)日本通信販売協会資料により作成

通信販売業における郵便の利用状況をみると、広告媒体としてカタログ等の自社媒体を利用しているもの（売上高の78.0%に当たり、その他は他社媒体として新聞、テレビジョン等を利用している。）のうち、配布方法として郵便を利用しているものが54.3%（前年度48.6%）、通信販売業を専業としているものについては66.1%（前年度59.6%）と年々増加傾向を示している。

なお、注文品の発送方法において郵便を利用しているものの比率は、全体で7.9%、専業で10.6%であった。

第3節 情報化の動向

社会経済の発展に伴って、社会のあらゆる側面で情報化が進展している。郵政省では、毎年「情報流通センサス」を実施して我が国の情報化の把握を行っている。

情報流通センサスは郵便、電話、テレビジョン等多様な情報通信メディアを通じて流通する情報量を情報の発信、供給及び消費の各場面において定量的に計量するものである（付表1及び2参照）。

本節では、情報流通センサスの手法を用いて我が国の情報化を、情報流通の動向、地域情報流通の動向及び国際情報流通の動向のそれぞれについて概観する。

1 情報流通の動向

過去10年間の総供給情報量の伸びは年平均伸び率6.8%であり、実質国民総生産の伸び（年平均伸び率4.1%^(注)）を大きく上回っている。一方、消費情報量の伸びは年平均伸び率1.8%であり、実質国民総生産の伸びよりもかなり低くなっている。実質国民総生産一単位当たりの供給情報量は昭和54年度を100とすると元年度には総供給量では130、放送を除く電気通信系では210であった（第1-3-1図参照）。

(1) 供給情報量

元年度1年間に供給側が受信側に対して消費可能な状態で提供した情報の総量である総供給情報量は 4.44×10^{17} ワードで、前年度に比べ7.4%増加し、昭和54年度の1.92倍であった（第1-3-2図参照）。

メディアグループ別に対前年度伸び率を見ると、電気通信系7.4%増

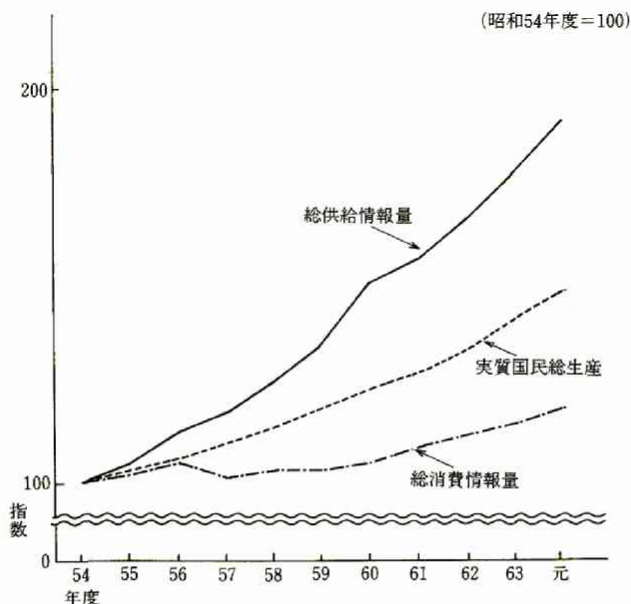
(注) 昭和60年度基準とする。

(対昭和54年度比1.93倍)、輸送系7.3%増(同1.50倍)、空間系1.7%増(同1.19倍)であった(第1-3-3図参照)。

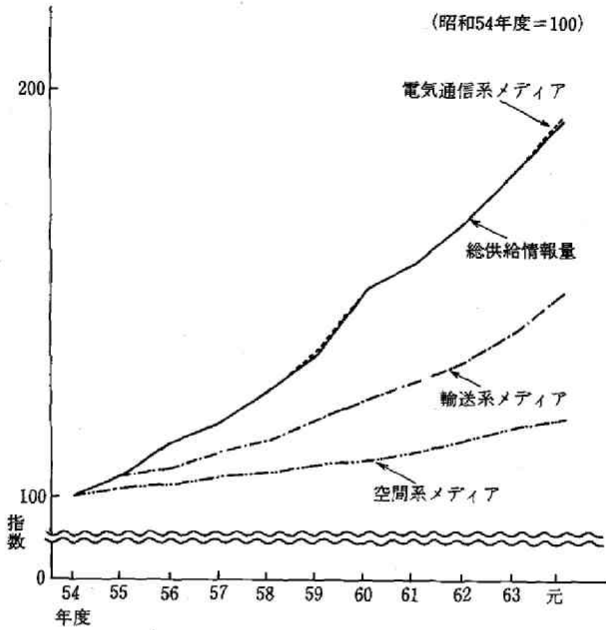
元年度の総供給情報量のメディアグループ別構成比は、電気通信系が全体の99.0%、輸送系が0.5%、空間系が0.5%となっており、電気通信系が圧倒的に高い割合を示している。中でも、テレビジョン放送の占める割合は高く、総供給情報量の78.6%を占めている。

また、総供給情報量をマス・メディアにより供給されている情報量とパーソナル・メディアにより供給されている情報量に分けてみると、マス・メディアにより供給されている情報量は全体の99.3%と、大部分を占めている。

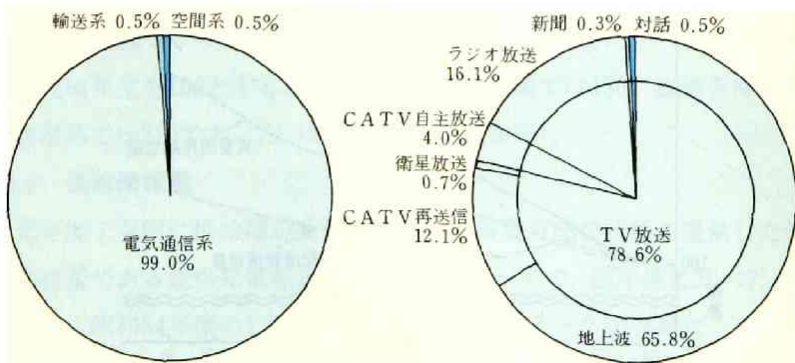
第1-3-1図 供給情報量等の推移



第1-3-2図 供給情報量の推移



第1-3-3図 供給情報量のメディア構成

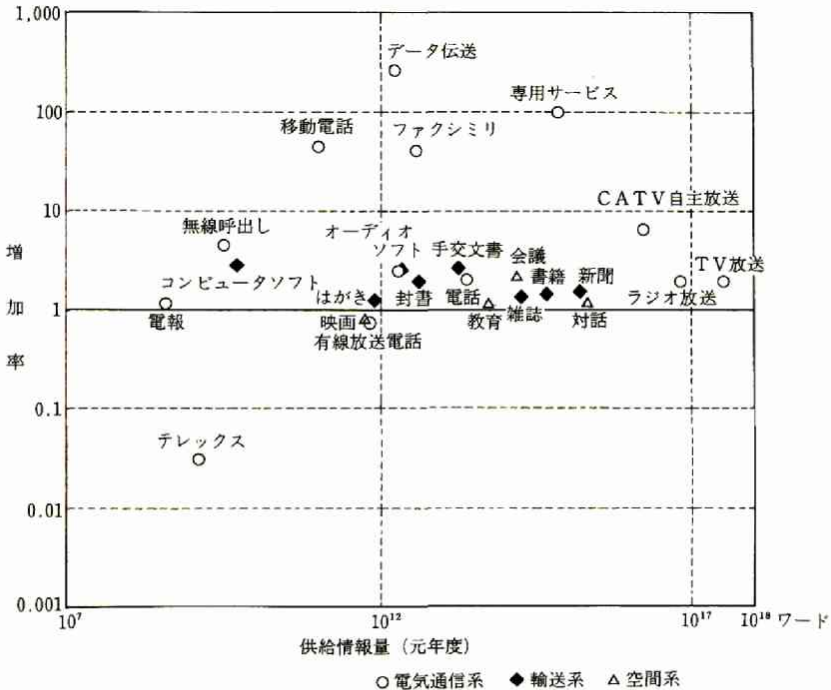


(供給情報量にみる情報メディアの推移)

元年度の各メディアの供給情報量と昭和54年度からの供給情報量の伸び率をみたのが第1-3-4図である。

供給情報量の伸びが著しいのは、データ伝送(268倍)、専用サービス(100倍)、自動車・携帯電話(46倍)、ファクシミリ(41倍)等でいずれもパーソナル系の電気通信メディアである。電話は通話回数が1.9倍に伸びたことで情報量も2.0倍となったが、他のパーソナル系の電気通信メディアと比較すると落ち着いた動きをしており、メディアが成熟していることを示している。しかしテレックスのように大きく情報量が減少し

第1-3-4図 供給情報量と増加率(元年度/昭和54年度)



ているメディアもあって、パーソナル系の電気通信メディア内におけるメディア交代の状況がうかがわれる。またマス・メディア系の電気通信メディアでは、CATVの自主放送の伸び(6.5倍)が大きくなっている。

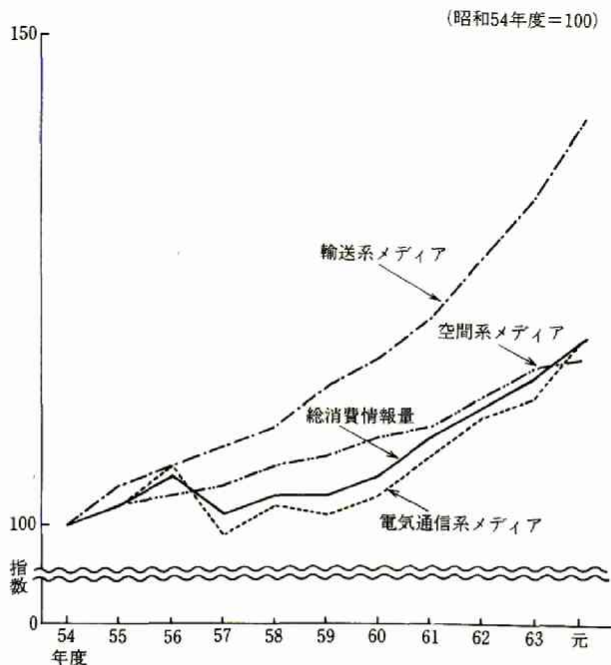
輸送系メディアは伸びているが全般的に動きが小さく、空間系はほとんど変化していない。

(2) 消費情報量

元年度1年間に情報の受け手が実際に消費した情報の総量である総消費情報量は 2.05×10^{16} ワードで、前年度に対し4.1%増加し、昭和54年度の1.19倍となった(第1-3-5図参照)。

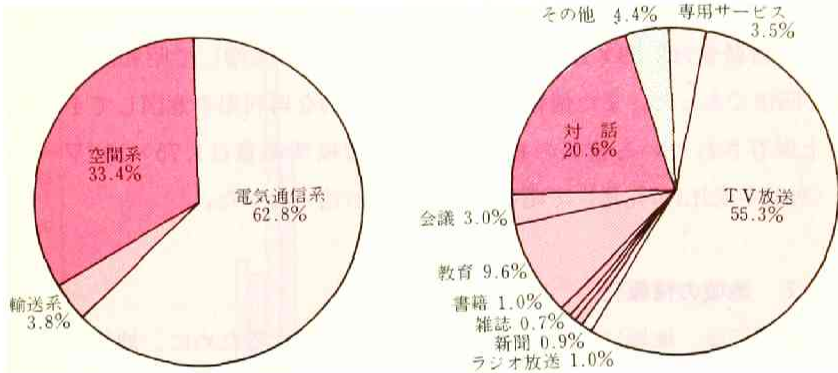
元年度の総消費情報量のメディアグループ別構成比は、電気通信系が

第1-3-5図 消費情報量の推移



全体の62.8%（対昭和54年度比1.19倍）、輸送系が3.8%（同1.41倍）、空間系が33.4%（同1.17倍）となっており、消費情報量においても電気通信系の占める割合が最も高くなっている（第1-3-6図参照）。

第1-3-6図 消費情報量のメディア構成



伸び率ではパーソナル・メディアから消費している情報量が昭和54年度の1.56倍とマス・メディアから消費している情報量の1.14倍を上回っている。供給情報量ではパーソナル・メディアの伸びが1.56倍、マス・メディアの伸びが1.92倍とマス・メディアの伸びが上回っているから、情報化の進展は情報の供給面ではマス・メディア情報の流通増となり、情報の消費面ではパーソナル・メディア情報の流通増という形で表れている。

情報消費率は、供給された情報量のうちどの程度の情報が実際に消費されたかを示す指標であり、総消費情報量／総供給情報量で計算される。

情報消費率は年々低下する傾向にあり、元年度は前年度に対し0.2ポイント低下の4.6%（対昭和54年度比2.9ポイント低下）であった。これは情報の選択の幅が広がっていることを示すものである。

また、情報消費率をメディアグループ別に見ると、電気通信系が前年

度と同じ3.0%（同1.7ポイント低下）、輸送系が前年度に対し0.4ポイント低下の34.4%（同2.2ポイント低下）、空間系は前年度に対し1.7ポイント低下の294.4%（同3.6ポイント増加）となっている。

（3） 原発情報量及び蓄積情報量

元年度において新たに作成されたオリジナルな情報の総量である総原発情報量は 3.09×10^{17} ワード（対前年度比3.7%増）で昭和54年度の1.55倍であった。また情報の保存及び将来的な再利用を意図して1年以上保存されている情報の総量である総蓄積情報量は 1.75×10^{15} ワード（対前年度比1.7%増）で昭和54年度の1.27倍となった。

2 地域の情報化

本項では、地域における情報化について把握するために、地域別発信情報量、供給情報量及び消費情報量の状況並びに加入電話等における地域間の情報交流状況を概観する。

（1） 地域別情報流通状況

ここでは、「地域別情報流通センサス」^(注)の結果を用いて地域の情報化の現状を概観する（元年度の総発信情報量、総供給情報量、総消費情報量は付表3～5参照）。

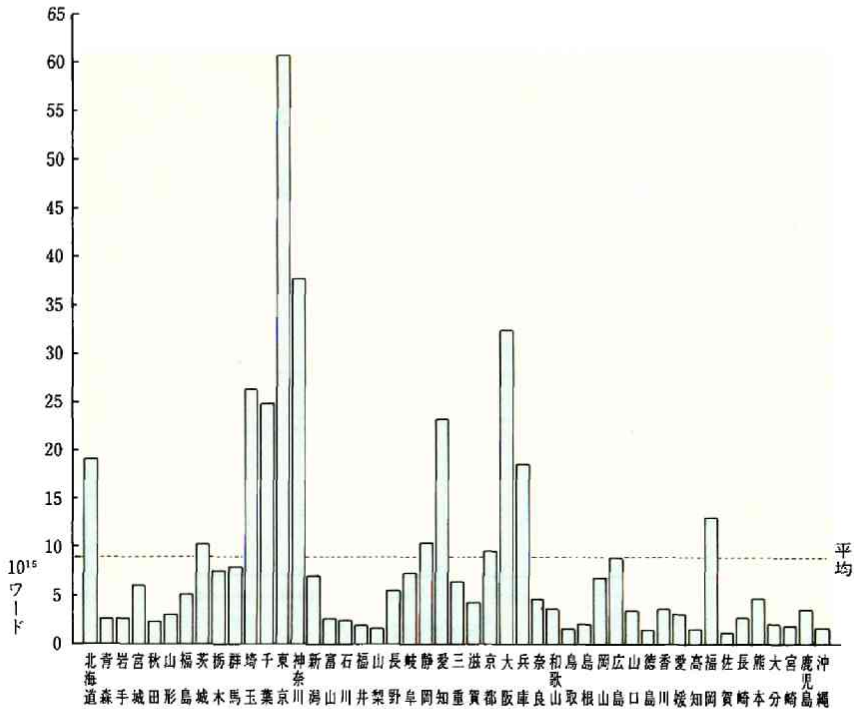
ア 供給情報量

（ア） 総供給情報量

元年度の総供給情報量は第1-3-7図のとおりである。

(注) 郵政省では全国を対象とした「情報流通センサス」と並行して、昭和62年度から都道府県別の情報流通量の調査「地域別情報流通センサス」を行っている。調査対象メディアについては付表2を参照。「発信情報量」は各県内の情報発信者から県内外に発信された情報量の合計、「供給情報量」は各県内の情報の受け手に対して県内外から提供された情報量の合計、「消費情報量」は各県内で実際に消費した情報量の合計をいう。

第1-3-7図 地域別供給情報量

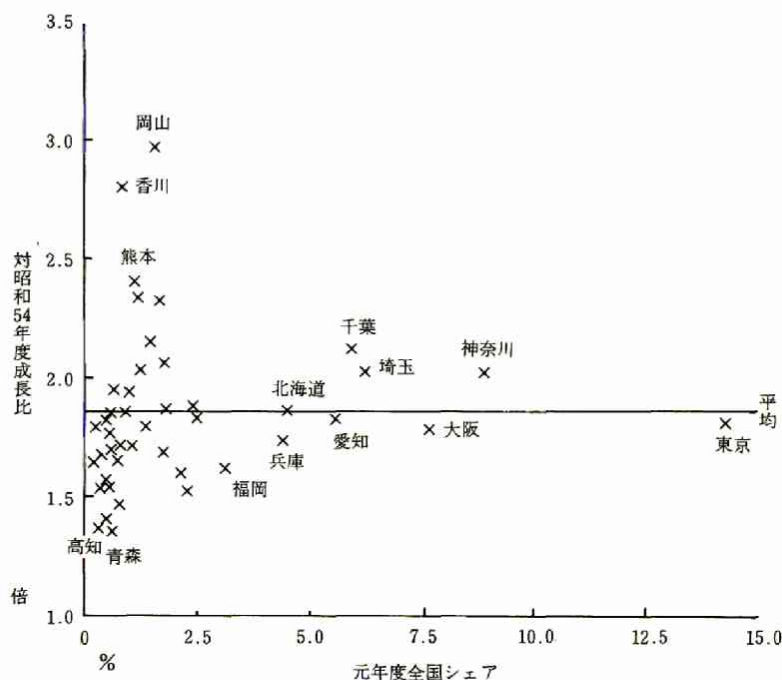


元年度の総供給情報量の上位3地域は昭和63年度と同じく東京、神奈川県、大阪の順である。全国に占める割合は、東京14.3%（昭和63年度は14.4%）、神奈川県8.9%（同8.8%）、大阪7.7%（同7.4%）であり、3都府県で全国の30.9%（同30.6%）であった。

昭和54年度と元年度を比較すると、テレビジョン放送局の開局により岡山、香川、熊本、福島などの伸び率が大きく、供給情報量の大きい都府県の伸び率は必ずしも大きくない（第1-3-8図参照）。

三大都市圏の全国に占める割合をみると、東京圏（東京、神奈川県、埼玉及び千葉）が35.3%、大阪圏（大阪、兵庫及び京都）が14.4%、名古屋

第1—3—8図 地域別供給情報量の元年度シェアと対昭和54年度成長比

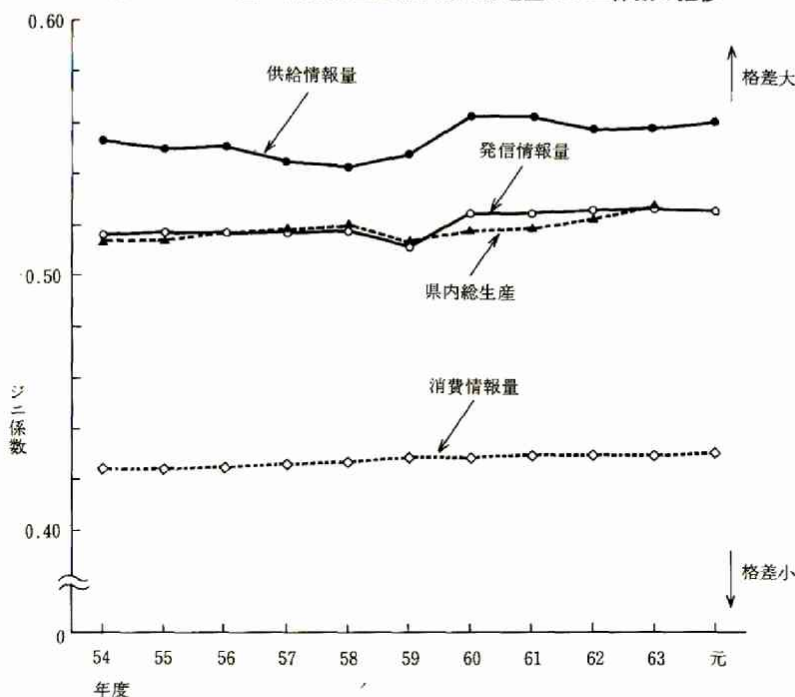


屋圏（愛知及び三重）が7.1%であり、三大都市圏で全国の総供給情報量の56.7%を占めている。人口の全国に占める割合は、東京圏25.6%、大阪圏13.6%、名古屋圏4.4%であり、いずれの都市圏でも、人口の割合以上に供給情報量が集中している。特に東京圏の供給情報量は、全国の3分の1以上のシェアを占めており、情報の集中が著しい。

地域別供給情報量の地域間格差をジニ係数^(註)の推移でみると、元年度

(注) 横軸に情報量の小さい県から大きい県へ累積百分率をとり、縦軸にこれらの都道府県の情報量及び県内総生産の累積百分率をとり、両者の対応する点を連続的に結んだものがローレンツ曲線となる。格差が全くない場合は、ローレンツ曲線は対角線（均等分布線）に一致する。ジニ係数は、ローレンツ曲線と均等分布線との間の面積と均等分布線より下の三角形の面積との比に等しい。ジニ係数が小さいほど情報量は均等分布である。

第1-3-9図 県内総生産及び情報流通量のジニ係数の推移



は0.561（昭和63年度は0.559）となっており、昭和54年度から昭和58年度まで減少傾向にあったが、それ以降わずかに拡大傾向を示している（第1-3-9図参照）。

（イ） 県民1人当たりの供給情報量

元年度の県民1人当たりの供給情報量の上位3地域は東京、神奈川、千葉の順である。以下、埼玉、群馬、栃木の関東各県が上位を占めている。ジニ係数は0.186であり、地域間格差は総供給情報量よりもはるかに小さくなっている。

(ウ) 電気通信系パーソナル・メディアの県民1人当たり供給情報量
供給情報量については、その99%以上が、テレビジョン放送及びラジオ放送等のマス・メディアによるものであるので、テレビジョン放送の受信可能チャンネル数の影響を強く受ける。そこで、パーソナル・メディアの供給情報量の中から電気通信系について取り出し、県民1人当たりの平均と比較したものが第1-3-10図である。

大都市近郊の県はテレビジョン放送の多チャンネル化が図られているため、総供給情報量では全国平均を上回っている県が多いが、電気通信系パーソナル・メディアでは平均を上回っている県はあまり多くない。1人当たりの電気通信系パーソナル・メディアの供給情報量が全国平均を10%以上上回る多供給地域は、北海道、東京、愛知、大阪、京都、広島及び福岡の7都道府県であり、いずれも各ブロックで中核をなす地域である。全国平均を0~10%上回る地域には、宮城、石川、香川等の他ブロックの中核となる県が含まれている。

イ 消費情報量

元年度の総消費情報量は第1-3-11図のとおりである。

元年度の総消費情報量の上位3地域は、昭和63年度と同じく東京、大阪、神奈川の順である。全国に占める割合は、東京9.3%(昭和63年度は9.4%)、大阪7.1%(同7.1%)、神奈川6.3%(同6.2%)であり、昭和63年度と比べて、ほとんど変化はみられない。

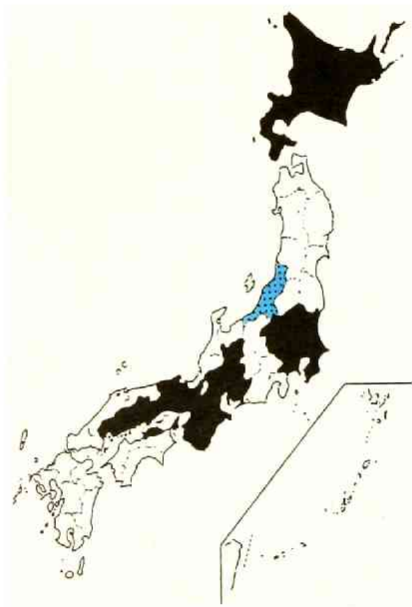
ジニ係数の推移をみると元年度は0.431(昭和63年度は0.430)であり、昭和54年度と比べるとわずかに増加している。また、県民1人当たりの消費情報量についても昭和54年度から元年度まで0.040又は0.039の低い水準で変化がなく、地域間格差はほとんどない。

ウ 情報量と県内総生産の地域間格差の比較

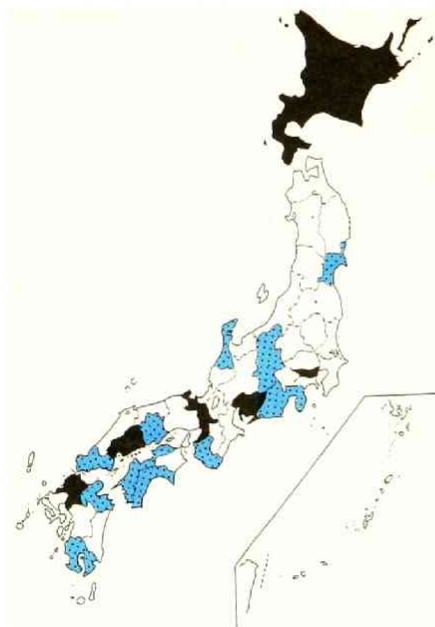
地域における情報発信・供給力と経済活動の地域間格差を比較するた

第1-3-10図 県民1人当たり供給情報量の多い都道府県

総供給情報量

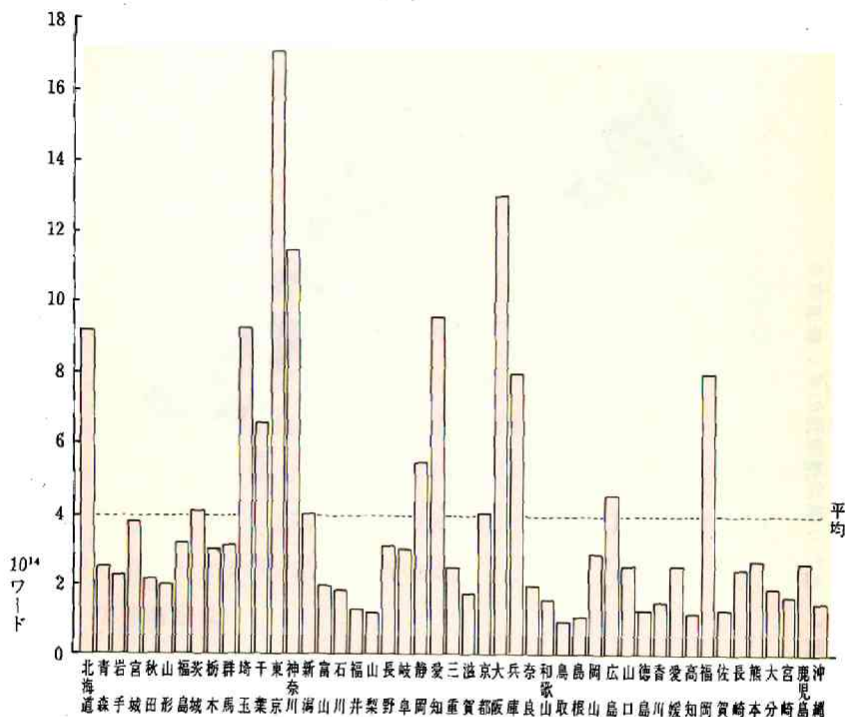


電気通信系パーソナル・メディア供給情報量



- 全国平均を10%以上上回る県
- 全国平均を0～10%上回る県

第1-3-11図 地域別消費情報量

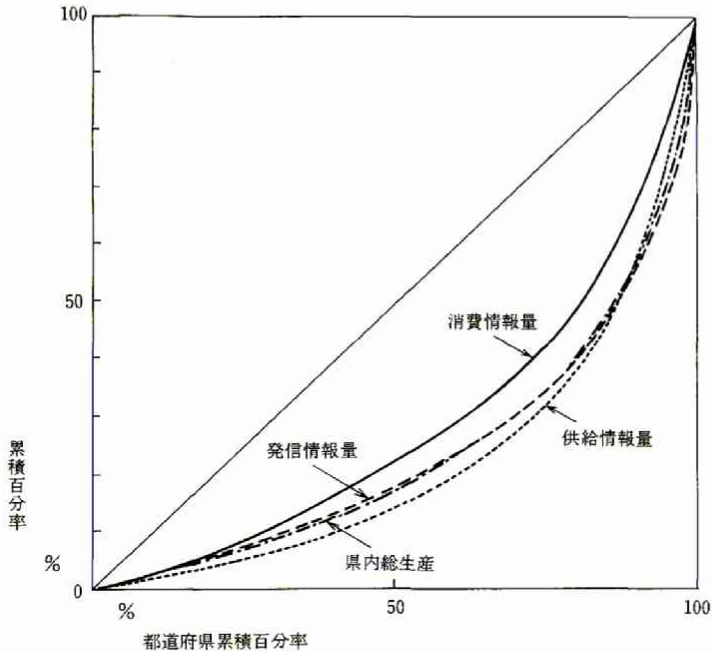


めに、総発信情報量、総供給情報量及び総消費情報量の各情報量並びに県内総生産のジニ係数の推移を、昭和54年度から経年的に示したものが第1-3-9図であり、ローレンツ曲線を元年度について示したものが第1-3-12図である。

ジニ係数で発信情報量と県内総生産との地域間格差を比較すると、ほぼ同じ大きさで推移しているが、県内総生産の格差はわずかに増加する傾向が続いているのに対して、総発信情報量の格差は昭和60年度以降は拡大傾向がやや頭打ちになりつつある。

供給情報量は、県内総生産よりも地域間格差が大きい。また、供給情

第1-3-12図 県内総生産及び情報流通量のローレンツ曲線（元年度）



(注) 県内総生産は昭和63年度の数値を用いている。

報量の地域間格差は昭和58年度までは縮小しており、この時期に各地で放送局の開局が続き、地域間格差の縮小が進展したことを示している。近年は、ニューメディア等の導入開始時期において地域間に格差が生じるため、格差は再び微増傾向にある。

消費情報量は、比較的地域間格差が小さく、経年的にも安定しており、ほとんど変化はみられない。

(2) 地域間の情報交流状況

ここでは、地域間のパーソナルな情報交流について代表的な手段である加入電話と郵便を取り上げ、それぞれの地域の特徴をみる。

については、①自都道府県内で交流が行われる比率、②各ブロック^(註)内で交流が行われる比率、③他都道府県との交流全体の比率を100とした場合の交流状況の三つの視点から分析する。

ア 加入電話

我が国における元年度の加入電話の都道府県間の情報交流状況をまとめたのが、第1-3-13表である。

(自都道府県内の情報交流状況)

自都道府県内に完結する通話の割合は全国平均で82.3%である。各県ともおおむね80%台であるが、北海道と沖縄については、地理的状况を反映しており、特に北海道については、1道1ブロックという社会経済特性を反映し、道内で完結する比率が95.9%と高くなっている。

他方で、関東ブロック内の埼玉、千葉、神奈川及び東京並びに近畿ブロック内の滋賀、京都及び奈良においては、自都道府県内に完結する通話の割合は70%台と低くなっている。東京は、我が国の政治経済活動の中心として関東ブロック内にとどまらず全国各地へ情報を発信している

(注) ここでは第四次全国総合開発計画における区分によっている。ブロック区分は次のとおりである。

北海道ブロックは北海道、東北ブロックは青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島及び新潟、関東ブロックは茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨及び東京、中部ブロックは長野、岐阜、静岡、愛知及び三重、北陸ブロックは富山、石川及び福井、近畿ブロックは滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良及び和歌山、中国ブロックは鳥取、島根、岡山、広島及び山口、四国ブロックは徳島、香川、愛媛及び高知、九州ブロックは福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島、沖縄ブロックは沖縄からなる。

第1-3-13表 都道府県別通話の交流状況

(単位：%)

	自都道府県	自ブロック	通話の相手先の上位都道府県 (除く自都道府県)				
			1位	2位	3位	4位	5位
(北海道ブロック)	—	95.9					
北海道	95.9	95.9	東京(42.1)	神奈川(7.6)	大阪(6.9)	千葉(4.7)	埼玉(4.6)
(東北ブロック)	—	92.5					
青森	90.1	94.8	東京(21.7)	宮城(20.6)	岩手(14.7)	北海道(7.7)	秋田(7.4)
岩手	87.1	94.5	宮城(31.3)	東京(18.9)	青森(11.3)	山形(6.6)	秋田(5.4)
宮城	83.2	91.7	東京(24.0)	福島(14.8)	岩手(12.3)	山形(10.1)	青森(6.6)
秋田	88.3	94.3	東京(21.7)	宮城(18.3)	山形(12.8)	青森(8.9)	岩手(7.9)
山形	87.8	93.8	宮城(31.5)	東京(23.6)	神奈川(5.8)	福島(5.5)	秋田(5.0)
福島	87.0	91.6	宮城(27.5)	東京(27.0)	茨城(6.5)	神奈川(6.5)	埼玉(5.4)
新潟	89.0	90.1	東京(36.7)	埼玉(7.4)	神奈川(7.2)	長野(6.0)	大阪(4.8)
(関東ブロック)	—	93.7					
茨城	81.8	97.2	東京(37.0)	千葉(19.6)	栃木(10.5)	埼玉(9.6)	神奈川(5.7)
栃木	80.0	96.5	東京(35.9)	埼玉(12.7)	群馬(12.2)	茨城(12.1)	神奈川(5.6)
群馬	81.2	96.3	東京(33.2)	埼玉(21.2)	栃木(14.4)	神奈川(5.3)	新潟(5.1)
埼玉	70.8	95.8	東京(62.7)	千葉(6.2)	神奈川(6.0)	群馬(4.9)	茨城(2.8)
千葉	73.8	96.3	東京(62.8)	埼玉(7.7)	神奈川(7.4)	茨城(5.8)	大阪(1.8)
神奈川	75.3	94.5	東京(64.0)	静岡(5.1)	千葉(4.9)	埼玉(4.8)	大阪(2.4)
山梨	85.7	96.1	東京(48.3)	神奈川(11.3)	静岡(7.7)	長野(7.2)	埼玉(7.1)
東京	75.3	91.4	神奈川(24.0)	埼玉(17.8)	千葉(14.2)	大阪(6.2)	茨城(3.5)
(中部ブロック)	—	91.4					
長野	87.0	89.0	東京(36.1)	愛知(10.4)	新潟(8.8)	神奈川(7.1)	埼玉(5.5)
岐阜	82.0	94.0	愛知(60.2)	東京(8.9)	大阪(6.9)	三重(2.6)	静岡(1.8)
静岡	87.9	90.8	東京(32.9)	愛知(19.9)	神奈川(14.6)	大阪(5.5)	埼玉(3.3)
愛知	85.4	91.6	岐阜(19.5)	東京(17.2)	大阪(12.0)	三重(10.8)	静岡(9.1)
三重	83.3	92.2	愛知(46.4)	大阪(15.1)	東京(9.1)	岐阜(4.0)	奈良(3.5)
(北陸ブロック)	—	90.6					
富山	86.3	91.1	石川(30.8)	東京(15.6)	大阪(11.2)	愛知(9.1)	新潟(4.7)
石川	85.4	90.4	富山(21.4)	大阪(14.1)	東京(13.6)	福井(13.0)	愛知(11.2)
福井	86.4	90.3	石川(23.1)	大阪(19.7)	東京(11.7)	愛知(9.3)	京都(7.3)

(単位：%)

	自 都 道 府 県 あ て	自 ブ ロ ッ ク あ て	通話の相手先の上位都道府県 (除く自都道府県)				
			1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
(近畿ブロック)	—	92.1					
滋 賀	75.8	92.5	京都(32.6)	大阪(30.5)	東京(5.6)	愛知(5.1)	兵庫(3.9)
京 都	78.6	93.3	大阪(44.4)	滋賀(12.8)	東京(8.5)	兵庫(6.8)	奈良(4.0)
大 阪	81.4	90.6	兵庫(22.9)	東京(14.0)	京都(11.3)	奈良(8.0)	愛知(4.9)
兵 庫	80.5	94.0	大阪(61.1)	東京(8.3)	京都(4.7)	岡山(2.6)	愛知(2.2)
奈 良	75.0	95.1	大阪(62.8)	京都(9.4)	兵庫(4.4)	東京(4.3)	三重(3.2)
和歌山	87.0	96.8	大阪(60.3)	東京(8.1)	奈良(5.3)	兵庫(4.5)	京都(4.2)
(中国ブロック)	—	91.7					
鳥 取	83.7	91.5	鳥根(23.9)	大阪(18.7)	広島(13.0)	兵庫(9.9)	岡山(9.6)
島 根	86.1	94.2	広島(26.2)	鳥取(21.9)	大阪(13.3)	東京(7.3)	山口(5.5)
岡 山	87.1	91.4	広島(26.5)	大阪(21.2)	東京(9.1)	兵庫(8.8)	香川(4.8)
広 島	86.5	91.5	大阪(16.5)	岡山(14.4)	山口(14.4)	東京(12.2)	福岡(5.4)
山 口	86.2	91.4	広島(33.1)	福岡(23.0)	大阪(9.1)	東京(9.0)	島根(2.4)
(四国ブロック)	—	91.9					
徳 島	88.0	92.7	香川(27.8)	大阪(23.5)	東京(9.1)	兵庫(6.5)	愛媛(6.1)
香 川	81.2	88.0	大阪(20.6)	愛媛(16.8)	徳島(11.8)	東京(10.5)	高知(7.4)
愛 媛	89.0	92.4	香川(21.5)	大阪(18.9)	東京(10.9)	広島(9.7)	高知(6.1)
高 知	91.4	94.7	大阪(20.4)	香川(18.7)	愛媛(14.7)	東京(11.1)	徳島(5.4)
(九州ブロック)	—	94.9					
福 岡	87.3	93.6	東京(13.1)	熊本(12.9)	大阪(9.8)	長崎(9.4)	大分(9.1)
佐 賀	82.2	96.6	福岡(59.8)	長崎(14.3)	東京(5.3)	熊本(3.6)	大阪(3.5)
長 崎	87.9	95.9	福岡(46.1)	佐賀(10.3)	東京(9.3)	大阪(6.1)	熊本(5.9)
熊 本	87.1	95.8	福岡(46.4)	東京(9.2)	鹿児島(6.6)	大阪(5.9)	大分(4.2)
大 分	88.7	95.9	福岡(45.5)	東京(9.9)	熊本(9.6)	大阪(6.4)	宮崎(4.1)
宮 崎	89.9	96.4	福岡(25.0)	鹿児島(21.5)	熊本(10.3)	東京(9.8)	大阪(7.0)
鹿 児 島	90.5	95.4	福岡(22.6)	宮崎(14.4)	東京(11.6)	大阪(11.1)	熊本(10.8)
(沖縄ブロック)	—	95.4					
沖 縄	95.4	95.4	東京(26.8)	福岡(16.8)	大阪(11.8)	神奈川(7.0)	鹿児島(5.3)
全 国	82.3	93.0					

郵政省資料により作成

(注) 括弧内は、他の都道府県あての通話回数に占める割合である。

ことを反映し、関東ブロック内の埼玉、千葉及び神奈川並びに近畿ブロック内の滋賀、京都及び奈良については、各ブロックの中核である東京、大阪あるいはその近隣への交流が多いことによる。これは東京及び大阪の吸引力の強さを端的に反映しているとみられる。

(ブロック内における都道府県間の情報交流状況)

自ブロック内に完結する通話の割合は、全国平均で93.0%であり、おおむね共通している。この中で東京を除く関東ブロック内の各県及び九州ブロックにおいて、自ブロック内に完結する通話の割合が高くなっている。九州ブロックについては、福岡あての通話の割合が高いことを反映している。郵便と合わせると福岡が九州における情報交流の中核的位置を確立していることが示されている。

ブロック内における都道府県間の情報交流状況の特徴をみる。東北ブロックにおいては、宮城あての通話の割合が高いが、青森、秋田、新潟及び福島においては東京あての通話の割合が高く、これらの県と東京のむすびつきが相対的に強いことが示される。

中部ブロックについても、長野、静岡両県は東京との交流が強く、名古屋を中心とする情報圏は、愛知、岐阜及び三重の3県にとどまっている。

北陸ブロックにおいては、石川を中心に情報の交流が行われている。中国ブロックにおいては、岡山、広島及び山口の山陽地方の情報圏と鳥取及び島根の山陰地方の情報圏に分かれる。これは中国ブロックを中国山脈が横断しているという地理的・経済的な特性を反映している。また、山口と福岡の間において密接な情報交流が行われ、山口が経済的に福岡と密接な関係にあることを示している。

四国ブロックにおいては、高知等で大阪あての割合が高いことが特徴的である。

(全国的な都道府県間の情報交流状況)

各地域とも東京との情報交流が活発であるが、取り分け富山、長野及び静岡以東の東日本全域並びに九州及び沖縄地方について強いむすびつきがあり、情報交流の拠点としての東京の姿がうかがわれる。

大阪に対しては、福井、滋賀及び三重以西であるとともに広島及び島根以東である地域及び四国の各県に強い情報交流がみられる。

なお、自県を含む交流全体を100として、各都道府県について、電話の相手側都道府県の発信又は着信のいずれかで2%以上を占めていることを基準として作成したのが第1-3-14図である。

この図からも、東京、大阪を拠点とする情報交流の広がりがうかがわれるとともに、福岡、宮城等がブロックにおける情報交流の拠点となっていることが分かる。

イ 郵便

元年度の郵便の都道府県間の情報交流状況をまとめたのが、第1-3-15表である。

郵便については、①自都道府県内あるいはブロック内で情報交流が完結する比率は加入電話に比べかなり低い、②他県との交流は圧倒的に東京の比重が高いという特徴がみられる。

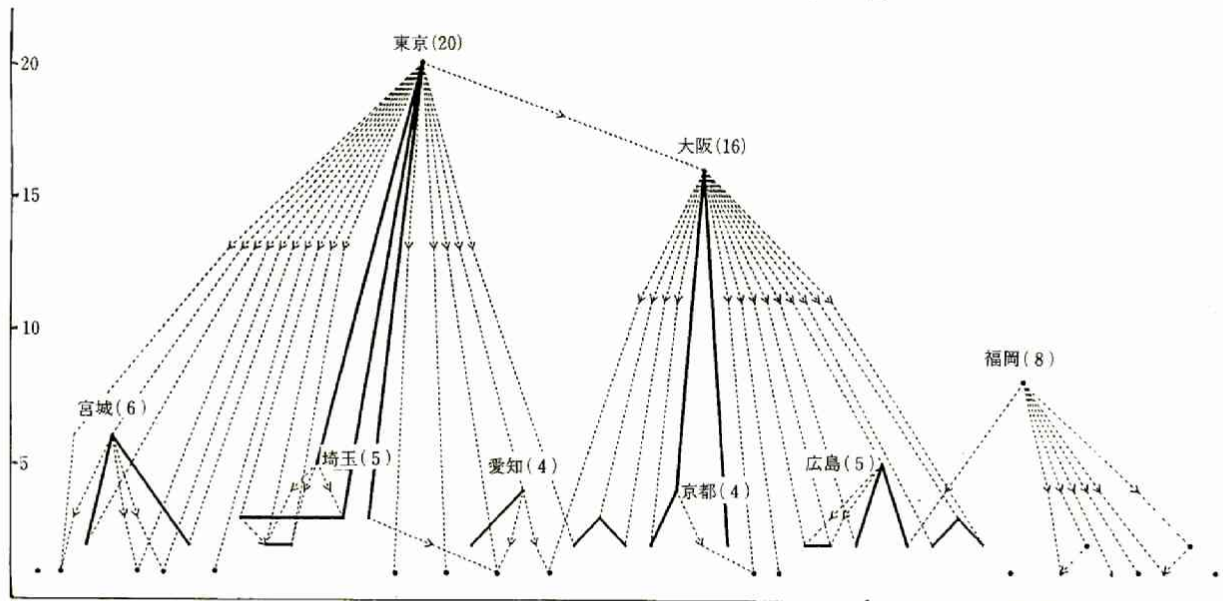
これは、郵便料金が全国均一で遠距離通信について相対的に低価格であること、金銭の請求、意思決定の連絡等儀礼的な情報交換は文書によって行われるが、このような意思決定等が東京に集中していることを反映したものとみられる。

(自都道府県内の情報交流状況)

自都道府県内に完結する郵便の割合は全国平均で55.3%である。

都道府県ごとにみると、関東ブロック内の各県の比率が低いことが目立つ。これは東京が全国を対象とした情報交流の拠点である等加入電話

第1-3-14図 都道府県間通話交流状況（元年度）



北青岩宮秋山福新茨栃群埼千神山東長岐静愛三富石福滋京大兵奈和島島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 道森手城田形島潟城木馬玉葉川梨京野阜岡知重山川井賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島瀬

- (注) 1. 高さは、閾値が2%のQレベル（相手側都道府県の電話の発信または着信のいずれかで2%以上のシェアを占める都道府県の数）。
2. 実線は双方向で閾値を超える場合（双方の都道府県ともに、着信または発信のいずれかで、お互いに相手側都道府県の2%以上のシェアを占める場合）。
- 破線は矢印方向で閾値を超える場合（矢印の発している都道府県が、矢印方向の都道府県に対し、発信または着信のいずれかで2%以上のシェアを占める場合）。
- 双方のシェアが2%以上の場合。 - - - - 一方のみのシェアが、2%以上の場合。

第1—3—15表 都道府県別郵便物の交流状況

(単位：%)

	自都道府県あて	自ブロックあて	郵便物のあて先の上位都道府県(除く自都道府県)				
			1位	2位	3位	4位	5位
(北海道ブロック)	—	85.7					
北海道	85.7	85.7	東京(54.9)	大阪(5.9)	神奈川(5.1)	千葉(2.9)	愛知(2.8)
(東北ブロック)	—	83.8					
青森	73.1	79.7	東京(36.5)	宮城(10.5)	岩手(7.8)	北海道(5.4)	大阪(3.9)
岩手	73.6	82.3	東京(42.7)	宮城(15.3)	青森(10.8)	神奈川(4.1)	秋田(3.3)
宮城	38.9	90.1	福島(35.7)	青森(23.2)	岩手(20.3)	東京(9.8)	山形(2.5)
秋田	78.1	83.5	東京(45.9)	宮城(11.7)	神奈川(5.8)	青森(3.9)	岩手(3.4)
山形	77.5	83.1	東京(46.0)	宮城(13.3)	神奈川(4.8)	大阪(3.9)	福島(3.3)
福島	76.1	80.4	東京(48.6)	宮城(12.0)	神奈川(5.3)	埼玉(3.7)	大阪(3.5)
新潟	76.4	78.2	東京(49.3)	大阪(5.0)	神奈川(4.8)	長野(4.6)	埼玉(4.4)
(関東ブロック)	—	70.9					
茨城	64.2	91.6	東京(50.9)	千葉(6.7)	埼玉(6.3)	神奈川(5.4)	栃木(5.2)
栃木	71.6	94.2	東京(46.7)	茨城(9.2)	埼玉(8.8)	群馬(6.6)	神奈川(5.0)
群馬	62.0	89.5	東京(48.8)	埼玉(9.5)	愛知(6.4)	栃木(4.9)	神奈川(4.5)
埼玉	45.7	85.2	東京(28.1)	茨城(15.1)	群馬(12.5)	栃木(9.6)	神奈川(3.7)
千葉	57.1	89.0	東京(57.7)	神奈川(6.3)	埼玉(4.9)	大阪(3.8)	茨城(3.4)
神奈川	39.3	77.7	東京(42.3)	北海道(9.7)	千葉(7.9)	群馬(3.6)	大阪(3.3)
山梨	61.0	83.4	東京(39.0)	神奈川(7.8)	静岡(5.5)	大阪(4.2)	愛知(3.9)
東京	43.8	65.6	神奈川(14.9)	埼玉(9.0)	大阪(8.2)	千葉(8.1)	愛知(5.4)
(中部ブロック)	—	80.1					
長野	78.2	80.8	東京(47.2)	愛知(7.7)	神奈川(5.2)	埼玉(5.1)	新潟(5.1)
岐阜	66.8	78.4	東京(34.7)	愛知(28.5)	大阪(7.1)	静岡(2.7)	三重(2.0)
静岡	71.9	76.0	東京(43.1)	愛知(11.0)	神奈川(8.0)	大阪(5.5)	埼玉(3.1)
愛知	73.3	82.6	東京(29.9)	岐阜(12.2)	静岡(12.1)	三重(8.7)	大阪(7.0)
三重	64.7	76.6	東京(34.3)	愛知(25.7)	大阪(11.7)	岐阜(4.7)	静岡(2.5)
(北陸ブロック)	—	77.5					
富山	71.4	76.4	東京(35.4)	石川(14.2)	大阪(8.2)	愛知(5.3)	新潟(4.6)
石川	68.2	79.3	東京(27.6)	富山(17.7)	福井(17.3)	大阪(8.0)	愛知(5.1)
福井	71.8	76.1	東京(29.4)	大阪(13.2)	石川(11.9)	愛知(6.5)	京都(5.0)

(単位：%)

	自都道府 県あて	自ブロッ クあて	郵便物のあて先の上位都道府県 (除く自都道府県)				
			1位	2位	3位	4位	5位
(近畿ブロック)	—	69.3					
滋賀	64.2	78.4	東京(26.8)	大阪(20.6)	京都(13.9)	愛知(7.5)	岐阜(6.7)
京都	54.1	70.8	東京(23.9)	大阪(19.8)	滋賀(7.5)	兵庫(6.0)	愛知(4.1)
大阪	52.2	68.5	東京(18.8)	兵庫(16.1)	京都(8.1)	奈良(5.2)	愛知(4.9)
兵庫	59.7	75.0	大阪(31.4)	東京(27.4)	京都(3.8)	愛知(3.2)	神奈川(2.8)
奈良	28.8	51.3	大阪(16.4)	東京(11.1)	兵庫(6.9)	京都(4.4)	愛知(4.4)
和歌山	64.0	79.1	東京(31.2)	大阪(30.7)	兵庫(4.4)	京都(4.0)	愛知(3.1)
(中国ブロック)	—	74.3					
鳥取	73.2	81.3	東京(30.7)	島根(15.0)	大阪(11.8)	広島(8.3)	兵庫(7.3)
島根	75.4	83.9	東京(29.7)	広島(15.7)	鳥取(11.7)	大阪(10.9)	岡山(3.8)
岡山	59.0	65.8	東京(22.7)	大阪(12.6)	広島(11.3)	兵庫(7.7)	京都(4.6)
広島	69.2	78.1	東京(30.6)	山口(12.2)	岡山(10.0)	大阪(9.4)	島根(4.4)
山口	66.0	74.0	東京(27.2)	広島(16.8)	福岡(10.0)	大阪(8.3)	岡山(3.5)
(四国ブロック)	—	72.6					
徳島	53.4	61.6	東京(22.9)	大阪(15.5)	香川(9.8)	兵庫(7.1)	神奈川(5.6)
香川	57.0	68.5	東京(27.7)	愛媛(12.7)	大阪(10.8)	徳島(8.1)	高知(6.0)
愛媛	70.2	74.9	東京(36.0)	大阪(13.1)	香川(7.9)	広島(5.4)	高知(4.0)
高知	78.3	83.3	東京(32.9)	大阪(13.2)	香川(9.9)	愛媛(8.8)	徳島(4.3)
(九州ブロック)	—	81.2					
福岡	67.8	83.9	東京(23.5)	熊本(14.0)	長崎(10.6)	大分(9.9)	佐賀(7.3)
佐賀	56.9	81.3	東京(30.7)	福岡(27.0)	長崎(11.4)	大阪(5.7)	熊本(3.5)
長崎	74.7	83.1	東京(37.3)	福岡(20.2)	大阪(6.1)	佐賀(5.8)	熊本(3.8)
熊本	61.4	71.3	東京(21.9)	福岡(17.1)	大阪(7.1)	静岡(4.1)	神奈川(4.1)
大分	71.1	80.9	東京(37.4)	福岡(21.0)	熊本(6.7)	大阪(6.4)	宮崎(2.5)
宮崎	71.7	79.7	東京(25.7)	福岡(11.2)	鹿児島(8.1)	神奈川(7.1)	大阪(6.4)
鹿児島	70.4	79.0	東京(33.6)	福岡(13.6)	大阪(9.5)	宮崎(6.4)	熊本(6.1)
(沖縄ブロック)	—	81.7					
沖縄	81.7	81.7	東京(48.1)	福岡(8.0)	大阪(7.6)	神奈川(4.1)	愛知(3.5)
全国	55.3	74.0					

郵政省資料により作成

(注) 括弧内は、他の都道府県あての郵便物数に占める割合である。

の場合と同様の理由による。その他宮城が低くなっているが、これは東北ブロックがブロック内のむすびつきが強く、同ブロック内において中核的役割を果たしている宮城からブロック内の各県あての郵便の割合が高いことを反映している。

(ブロック内における都道府県間の情報交流状況)

自ブロック内に完結する郵便の割合は全国平均で74.0%である。

ブロック単位でみると、東北ブロック及び九州ブロックの自ブロック内に完結する割合が高くなっている。これは、東北ブロックについては宮城、九州ブロックについては福岡あての割合が高いことを反映している。

郵便については、各都道府県から東京あての比重が高いが、その他の点では加入電話と類似した傾向がみられる。

ブロック内における都道府県間の郵便による情報交流状況を詳細にみると、東北ブロックにおいては、加入電話に比較すると宮城の比重が高くなっている。

近畿ブロックにおいても、滋賀、京都及び和歌山では大阪あてよりも東京あての郵便の割合が高く、東京に次ぐ大都市である大阪でさえ、郵便については自ブロック内で東京に次ぐあて地となっており、情報交流での東京の強さを裏付けている。

四国ブロックにおいては、加入電話の場合に比べ、東京及び大阪あての割合が更に高く、四国内での交流を上回っており、ブロック内の情報交流は稀薄である。

(全国的な都道府県間の情報交流状況)

東京は、宮城、兵庫及び奈良を除く全ての都道府県において、第1位の郵便のあて先となっており、郵便という公式的情報伝達の色彩が強いネットワークでは、ほとんど東京一色に近い全国的な情報圏が構築され

ていることが分かる。

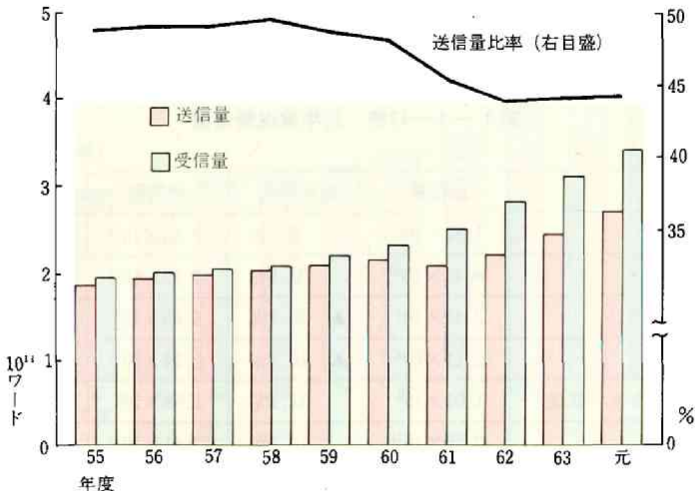
3 国際情報流通の動向

国際情報流通は、「情報流通センサス」の計量手法に基づき、国際郵便物数、国際電話取扱数、国際テレックス取扱数、国際電報通数及び国際テレビジョン伝送時間の送受信量から、我が国の国際情報流通状況の把握を試みたものである。

(1) 送受信総量

元年度における送受信状況は、送信量は 2.70×10^{11} ワード(対前年度比10.3%増)、受信量は 3.41×10^{11} ワード(同9.7%増)であった。これを送受信別比率で見ると、80年代は一貫して入超傾向が続いており、元年度においても、送信が44.2%、受信が55.8%と、入超傾向に変化はみられなかった(第1-3-16図参照)。

第1-3-16図 国際情報流通量の推移



(2) メディア別送受信量

元年度における送受信状況をメディア別の内訳で見ると、パーソナルな通信メディアの合計では送信量が 2.70×10^{11} ワード、受信量が 3.39×10^{11} ワードとなっており、送信の全体に占める比率は44.3%であった。

一方、マス系メディアにおける送信量は 1.01×10^9 ワード、受信量は 1.58×10^9 ワードで、送信の全体に占める比率は6.0%であった。これらを構成メディアごとにみると、第1-3-17表のとおりであり、国際電話（送受信）及び国際テレビジョン伝送（送信）の対前年度増加率の大きさが目立っている。

また、各メディア別の80年代における送受信量の推移は第1-3-18~19図のとおりであり、パーソナルな通信メディアにおいては国際電話（送受信）及び国際郵便（受信）、マス系通信メディアにおいては国際テレビジョン伝送（受信）の増加が顕著であった。しかしながら、送受信間のバランスをみると、各メディアとも送信量よりも受信量が多く、特に国際テレビジョン伝送においては、近年の伸びは大きいものの、元年度においても受信量は送信量の15.7倍と格差は大きい。生の日本の状況を、正確により多くの世界の人々に認識してもらおう手段としても、テ

第1-3-17表 元年度送受信量

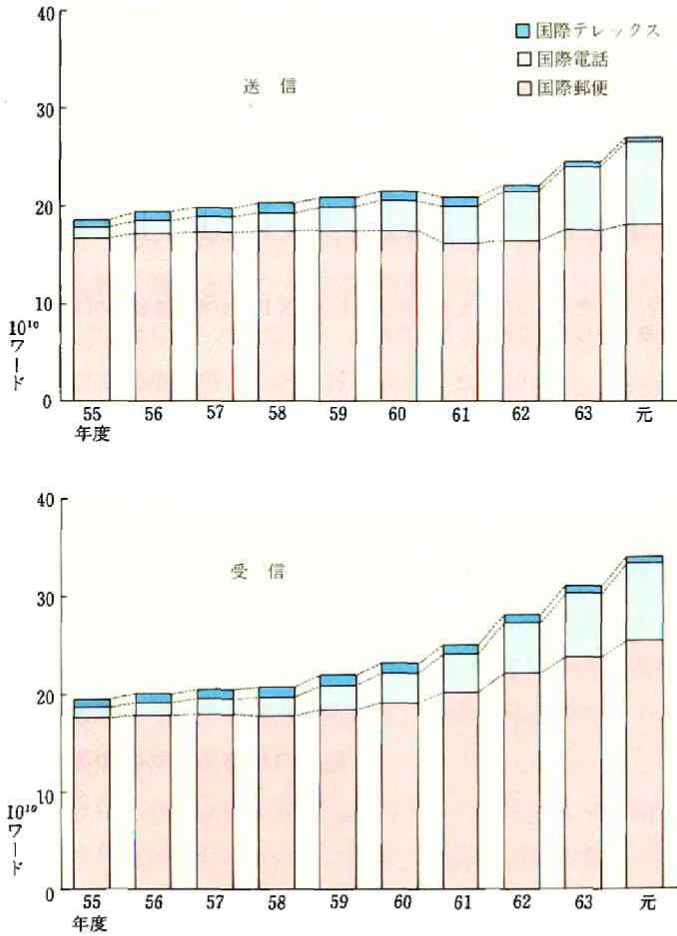
(単位：ワード)

	送信量	前年度比	受信量	前年度比
国際郵便	1.82×10^{11}	3.5%	2.55×10^{11}	7.5%
国際電話	8.42×10^{10}	31.0%	7.85×10^{10}	20.0%
国際テレックス	3.49×10^9	▲ 20.1%	5.65×10^9	▲ 13.1%
国際電報	2.11×10^9	▲ 16.8%	2.24×10^9	▲ 15.0%
国際テレビジョン伝送	1.01×10^9	21.1%	1.58×10^9	8.7%
合計	2.70×10^{11}	10.3%	3.41×10^{11}	9.7%

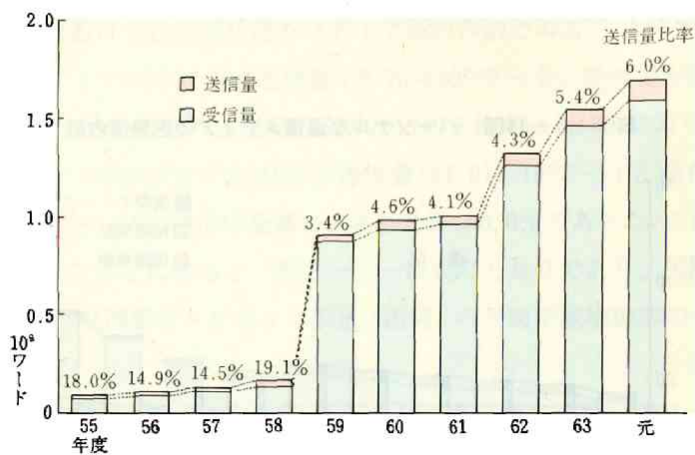
(注) ▲は前年度比マイナスを示す。

レビジョン伝送のような映像情報は有効であり、今後とも送信量の増加が期待される。

第1-3-18図 パーソナルな通信メディアの送受信内訳



第1-3-19図 マス系メディアの送受信量及び送信量比率



(注) 昭和59年度に受信量が大きく伸びたのは、KDDが専用線形態の国際テレビジョン長期サービスを開始したためである。

第4節 情報通信政策の動向

1 電気通信の一層の発展のために

(1) 電気通信格差是正事業の推進

情報通信基盤の整備は、民間部門の投資等により着実に進展してきているが、採算性などの点で民間だけでは情報通信基盤の整備が困難な地域においては、生活面における情報格差が拡大することが懸念されている。公的部門と民間部門が適切な役割分担を行い、バランスのとれた整備を推進していく必要がある。3年度予算においては、公共投資の「生活関連重点化枠」関連として「電気通信格差是正事業」に必要な経費として10億300万円が計上された。

「電気通信格差是正事業」の内容は次のとおりである。

- ① 民放テレビジョン難視聴を解消するため、郵政大臣及び都道府県知事が許可する公益法人がテレビの中継局を整備する。
- ② 全国どこでも携帯電話が使えるようにするため、郵政大臣及び都道府県知事が許可する公益法人が移動通信用鉄塔施設を整備する。

国は、地方公共団体が中継局等を設置する公益法人に対して同中継局等の設置に要する費用の2分の1以上を補助している場合において、同費用の4分の1を地方公共団体に補助するものである。

(2) 電気通信基盤充実事業の推進

近年、社会経済の情報化が急速に進展するにつれ、産業活動だけでなく国民生活の各般の分野において、高度で多様な情報の流通に対する要請が高まっている。

このような社会的要請に応えるためには、電気通信による情報の流通の円滑化を図ることが重要である。このための物的・人的な基盤を全国

にいきわたらせるための措置を図ることが喫緊の行政課題となっている。

電気通信基盤充実事業は、「電気通信基盤充実臨時措置法」に基づき、電気通信による情報の流通の円滑化のための物的・人的基盤の充実を図るものである。事業主体に対し、通信・放送衛星機構を通じた債務保証又は出資、日本開発銀行等を通じた無利子融資等により支援を行う仕組みとなっている。

電気通信基盤充実事業は、施設整備事業（現在の電話網に代わり21世紀の基幹的通信網となる高度通信施設を整備する事業、例：光ファイバ、新型制御装置、マルチメディア交換機）、人材研修事業（電気通信分野の人材を研修するためのセンターを整備し、その能力の向上を図る事業）の2つから構成される。

（3）21世紀に対応した新たな電波利用方策・監理方策の確立

近年の電波利用を巡る環境変化のなかで、今後の電波利用に対する国民の需要に的確に対応するためには、電波の有限性・公共性に配慮しつつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保し、高度情報社会に必要な周波数資源の確保と有効利用の促進及び電波利用の秩序ある発展を図るための、21世紀に対応した新たな電波利用方策・監理方策を確立することが必要な時期にきている。また、米国、英国等においても、近年の電波利用の拡大・多様化に伴い、電波の効率的な利用を促進する観点から電波監理制度等の検討が進められている。

郵政省では、2年9月から21世紀の活力ある電波利用社会の構築へ向けて、我が国の電波利用政策について多角的な検討を行うため、郵政大臣の懇談会として「電波政策懇談会」を開催した。3年3月その報告が郵政大臣に提出された。その骨子は、

① 有限な資源である周波数の逼迫に対応するための、周波数有効利用

促進計画（仮称）の策定等

- ② 電波利用基盤（電波を利用した情報通信基盤）の整備
 - ③ 電波有効利用技術等の技術開発の円滑な推進
 - ④ 大型コンピュータを活用した免許処理システムの導入等行政事務増大への積極的対応
 - ⑤ 不法無線局等による電波利用環境悪化の防止
 - ⑥ 国際標準への貢献、国際協力体制の整備等の国際化への対応
 - ⑦ 今後の円滑な電波利用を確保するために必要な増大する電波行政経費に対応するための、受益者負担的考え方の導入
- である。

（４）NTTの在り方に関する政府措置の推進について

ア 経緯

第2次臨時行政調査会は、第3次答申（昭和57年7月30日）の中で、電電公社について、中央会社と複数の地方会社に再編成することを提言したが、昭和60年4月の電気通信制度改革に際しては、電電公社は1社体制のまま民営化することとされ、日本電信電話株式会社法附則第2条に見直し規定を設け、NTTの在り方については5年以内に再検討することとされた。

この規定を受け、昭和63年3月、郵政大臣は、NTTの在り方について電気通信審議会に諮問を行い、2年間にわたる審議を経て、2年3月2日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策の在り方」について答申を受けた。

政府は、NTTの在り方について検討を加えた結果、公正有効競争条件の整備、NTTの経営の向上等を図るという電気通信審議会の答申の精神を生かし、同年3月30日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」（いわゆる「政府措置」）を決定した。

政府措置は、公正有効競争を促進するため、NTTについて長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、移動体通信業務の分離、デジタル化の推進等の措置を講ずること、NTTの経営の向上等のため合理化の推進等の措置を講ずること、これら措置の結果を踏まえ、NTTの在り方について7年度に検討を行い、結論を得ること等を内容としている。

イ 推進状況

政府措置については、官報掲載等により広く国民・利用者への周知に努めるとともに、以下のとおり、各措置の具体的推進を図ってきた。

- ① 事業部制の導入・徹底等については、2年9月、「長距離通信事業部、地域別事業部制の導入・徹底、収支状況の開示に関する基本的考え方」を発表した。

この基本的考え方においては、NTTに新たにおおむね県間通信を扱う長距離通信事業部とおおむね県内通信を扱う複数の地域通信事業部を設け、事業部制は収益及び費用を原則直接把握する等徹底したものとすること、長距離通信事業部と長距離系新事業者との間においては、地域通信事業部との接続条件、取引条件等の関係を、合理的な理由がある場合を除き同一のものとして、事業部制の導入・徹底は、遅くとも4年4月までに実施し、収支状況の開示は4年度決算から行うこと等事業部制の導入・徹底等に関する基本的枠組みを明らかにしている。

現在、この基本的考え方に基づき、具体的実施に向けて引き続き検討を進めている。

- ② 移動体通信業務の分離については、3年2月、移動体通信業務の分離の基本的枠組みを発表した。

この基本的枠組みにおいては、自動車・携帯電話、無線呼出し等の

移動体通信業務をNTTから分離することとし、4年6月の株主総会後速やかに全国を業務区域とする会社へ移行した上で、さらに一年程度後を目途に、中核となる会社とその子会社である地域会社へ移行すること等を明らかとしている。

現在、この基本的枠組みに基づき、分離の実施に向けて引き続き検討を進めている。

- ③ 以上のほか、情報流用の防止、デジタル化の前倒し等政府措置のその他項目についても、着実な推進を図っている。
- ④ また、電気通信審議会としても、政府措置の着実な推進を図るため、2年7月、「NTTの在り方に関する政府措置の推進のための特別部会」を設置し、各措置の推進状況についてフォローしている。
- ⑤ 政府措置は全体で20数項目と広範囲にわたっているが、いずれも我が国の通信政策の根幹に関わるものであり、その実現いかんによっては国民、利用者へも大いに影響を与えるものである。

郵政省としては、政府措置の目的が、国民、利用者の利益の最大限の増進と我が国の電気通信全体の均衡ある発展にあることを念頭に置きつつ、今後ともその着実な推進に努めていくこととしている。

2 地域情報化政策の展開

(1) 地域振興のための電波利用について

ア 電波利用プロジェクト

電波を利用した情報通信システムは、施設の設置が簡便であり、経費面からみても安価である等の利点を持ち、その導入が容易であるため、地域社会の活性化、地域住民の生活の向上に役立つものとして期待されている。

このため郵政省では、各地域特有のニーズに応じた電波利用システムの構築を目指し、地域振興のための電波利用プロジェクトを実施している。既にスキー場情報システムなどの実用化が図られており、2年度においても新たに実用化に向けて、「救急医療無線システム」、「山間地域における電波利用システム」、「地域農業及び農村のための情報通信システム」などの検討を行っている（第1-4-1表参照）。

イ 地域周波数利用計画の推進

従来、地方における周波数の監理は、郵政本省が定めた基準にしたがい全国一律に行うことを原則としてきた。しかし、郵政省は元年9月以降、各地方電気通信監理局において周波数割当ての「基本計画」を策定・変更できることとし、地域の実情に即した周波数割当てを行うことにした。本計画によって、柔軟な周波数監理が実現し、地域振興のため、絶えず周波数の割当状況の見直し、再配分する制度上の枠組みができ、電波利用を通じた地域活性化が期待される。

なお、地域振興用など地域における電波利用の一層の促進を図る観点から、各地方電気通信監理局が行った地域周波数利用計画の変更状況は、第1-4-2表のとおりである。

第1-4-1表 地域振興のためのさまざまな電波利用プロジェクト（2年度）

地域	調査研究テーマ	モデル地区	具体的なシステムイメージ
北海道	救急医療無線システムの高度化に関する調査研究	札幌市及び周辺市町村	救急車と救急医療センター(又は消防署)、病院間のデータ伝送
東	1993年アルペンスキー世界選手権大会総合通信システムの実現に向けた調査研究	岩手県磐石町	競技計測システム ミニFM放送 業務連絡、緊急連絡システム
北	陸奥湾及びその周辺地域における電波利用に関する調査研究(元年度より継続)	青森県陸奥湾及びその周辺地域	農業、観光各分野でハード的に共有できるMCA方式システム
関東	農業の安定的経営に必要な情報とその伝送システムとしての電波利用についての調査研究(元年度より継続)	神奈川県厚木市	情報センターを中心とした農業関連情報提供システム(同報通信、パソコン通信、MCA等を利用)
信越	大規模イベントの通信システムに関する調査研究	長野県内	・大規模イベント、スポーツ大会等で運営者が使用するシステム ・来場者への情報提供システム
北陸	山間地域における総合通信体系の在り方と電波利用に関する調査研究	富山県東砺波郡利賀村	緊急通報無線電話 トンネル、スノーシェッド内の受信改善 リゾート地内の電波利用
東	地域における各種スポーツ・レジャー・イベントのための電波利用に関する調査研究(元年度より継続)	三重県鈴鹿市、愛知県大山市等	スポーツ、レジャー地域における総合通信システム
海	地域における在宅医療や独居老人看護等に関する調査研究	調整中	微弱ではなく十分な到達距離の確保できる空中線電力を利用した在宅医療・独居老人看護等に関する電波利用システム
近畿	農山村地域における情報通信システムの在り方の調査研究	奈良県吉野郡	農山村地域の人手不足の解消、事業の効率化、農村の活性化に役立つシステム 医療体制の強化、交通機関の利便をはかるシステム
畿	地下街等の閉鎖空間における情報通信手段を確保するための調査研究	大阪市内の地下街等	地下街内での受信改善(自動車電話、ボケベル等) 地下街の保守、管理システム 地下災害時における避難誘導システム
中国	山間部におけるリゾート地域の情報化の在り方に関する調査研究	島根県三瓶地区 鳥取県大山地区 岡山県菟山地区	屋外のスポーツ、レジャー施設における緊急通報システム 道路情報、駐車場案内、イベント案内等の情報提供システム
四国	地域農業及び農村のための情報通信システムに関する調査研究	徳島県勝浦地区	ハウス管理システム 市況流通情報システム コミュニティ情報システム 移動無線の多目的利用システム 在宅老人の緊急通報システム
国	四国観光地巡り総合情報通信システムに関する調査研究(元年度より継続)	香川県西讃地区	小ゾーン情報提供システム (霊場・観光案内システム、道路・駐車場誘導システム)
九州	コミュニティ情報案内システムの在り方に関する調査研究	熊本県熊本市	地域利用対象を限定したコミュニティ型の情報案内システム
沖縄	リゾート無線システムの構築及び運営についての調査研究(元年度より継続)	沖縄本島地域	各種リゾート、観光関係者が一体となった総合的な「リゾート無線」システム(異業種間の相互通信が可能)

第1-4-2表 地域周波数利用計画の変更状況

(2年度末現在)

監理局名	変 更 内 容
北海道	タクシー事業用周波数(450.175MHz、450.20MHz及び450.225MHz)を「各種業務用」に変更
東北	1. 貨客運送事業用周波数(150MHz帯)2波を「各種業務用」に変更 2. 貨客運送事業用(鉄道用周波数のうち、列車線基地局用(352.6125MHz及び352.625MHz))を、「構内入替作業用」に変更 3. タクシー事業用周波数(450MHz帯)3波を「各種業務用」に変更
東海	1. 貨客運送事業用周波数(150MHz帯)1波「会場警備事業用」にも使用できるよう変更 2. タクシー事業用周波数(364.875MHz)を「漁業用」にも割り当てる
北陸	タクシー事業用周波数(400MHz帯及び450MHz帯)2波を「地域振興用」に変更

3 電気通信振興のための環境整備

(1) 3年度税制改正について

電気通信分野に関する3年度の税制改正については、まず、データ通信や画像通信等の高度で多様な通信ニーズに対応するため、「新世代通信網促進税制」が新たに創設された。これと「電波有効利用促進税制」をあわせて「電気通信高度化促進税制」が認められた。また、地域の情報化に携わる人材の育成を促進するため、「電気通信基盤充実臨時措置法」に基づく人材研修事業に係る基金への負担金の損金算入等が認められた。

この他、第3セクターであるCATVについて、事業所税の軽減措置、第一種電気通信事業者に係る事業所税の非課税措置の拡充等が認められるとともに、既存税制については、それぞれ延長が認められた。

土地関係については、地価税について、第一種電気通信事業に直接必要な施設又は設備の用に供されている土地等が非課税とされるととも

第1-4-3表 3年度税制改正の概要

区 分	内 容	
年 度 改 正 関 係	1 豊かさを実感できる国民生活の実現	(1) 中小企業等基盤強化税制の延長（2年間） (2) CATV事業者に係る事業所税の軽減措置の創設 (3) 一般放送事業に係る事業税の軽減措置の延長（1年間） (4) 電線類地中化設備の特別償却制度の延長（2年間）
	2 活力ある地域社会の形成	(1) 人材研修事業に係る基金への負担金の損金算入 (2) 多極税制（法人税、特別土地保有税、事業所税）の延長（2年間）
	3 産業経済の高度化の推進	(1) 電気通信高度化促進税制の創設 ア 新世代通信網促進税制の創設（対象設備：同期多重デジタル伝送装置、通信網制御装置、複合通信変換装置） イ 電波有効利用促進税制の拡充（対象設備の追加：準マイクロ波帯MCA、簡易無線通信装置） (2) NTTの電電公社承継資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長（2年間） (3) 第一種電気通信事業者に係る事業所税の非課税措置の拡充（国際第一種電気通信事業者を追加） (4) 施設整備事業の債務保証文書に係る印紙税の非課税措置の創設
	4 新しい国際社会への貢献	KDDの国際放送用資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長（2年間）
土 地 関 係	1 新土地保有税（地価税）の関係	第一種電気通信事業に直接必要な施設又は設備の用に供されている土地等は非課税
	2 その他の土地税制関係	電話局等用地に係る収用交換等における譲渡所得の特別控除額（5,000万円）の適用期限の撤廃

に、電話局等用地に係る収用交換等における譲渡所得の特別控除額（5,000万円）の適用期限が撤廃された（第1-4-3表参照）。

（2）3年度無利子融資について

地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（第3セクター）が行う民法対象事業等に対して行われる無利子融資（Cタイプ）については、既存対象事業に加え、新たに「電気通信人材研修事業」及び「高度通信施

設整備事業」が加えられた。

(3) 3年度財政投融資について

3年度の電気通信に関連する財政投融資については、既存対象事業に加え、新たに「コミュニティー放送施設整備事業」及び多重放送設備の整備として「ファクシミリ放送」が日本開発銀行等の融資の対象となった。

また、電気通信基盤充実事業として通信・放送衛星機構への産業投資特別会計の出資4億円及び日本開発銀行の出資3億円が新たに計上された(第1-4-4表参照)。

(ハイビジョンの普及のための基盤整備)

通信・放送衛星機構では、本年夏期に打ち上げ予定のBS-3bの中継器をハイビジョン衛星放送を行う者に利用させる業務を開始する予定であり、このために産業投資特別会計から3年度分の出資として20億円が計上された。

(4) 基盤技術研究促進センターの出融資

基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)は、民間において行われる電気通信及び鉱工業に係る基盤技術に関する試験研究を促進するための機関である。センターは、産業投資特別会計から出融資される資金を原資として、民間が行う試験研究に必要な資金を供給するための出融資事業を行うほか、国立試験研究機関と民間とが行う共同研究のあっせん、海外の研究者の招へい等の事業を行っている。

2年度において、新たにセンターの出融資対象として採択された案件は、出資関係が3件(2年度出資額3億円)、融資関係が34件(2年度融資額3億円)となっている。このうち、電気通信関係の出資案件は「高度個別型学習情報通信システムの試験研究」、「超小型ミリ波通信システムの試験研究」の2件(2年度出資額1.5億円、第1-4-5表参照)、

第1-4-4表 3年度情報通信分野における財政投融资制度の概要

日本開発銀行一般枠			対 象 事 業	金利及び融資比率	出資	備 考
大項目	中項目	小項目				
情報・通信基盤整備	情報処理・通信振興	1 電気通信基盤整備	(1) 第一種電気通信事業用通信システム 併設外国方式自動車システム セル分割方式自動車システム 無線呼出し 県域内 # 県域超	特利(5)、40% 特利(5)、50% 特利(5)、50% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(2) 第二種電気通信事業用通信システム 県域内 県域超 県域超・安信付き	基 準、40% 特利(4)、40% 特利(5)、40%		
			(3) 放送型CATVシステム 放送型CATV施設 CATV番組供給施設 通信衛星利用 # その他	特利(4)、40% 特利(5)、40% 特利(4)、40%	○	
			(4) 放送事業の整備(テレビジョン・FM)	特利(3)、40%		
			(5) 多重放送設備の整備(文字、ファクシミリ)	特利(4)、40%		
			(6) コミュニティー放送施設整備事業	特利(3)、40%		
			2 電気通信利用高度化促進			
			(1) 電気通信システム設計	特利(3)、40%	○	
			(2) 衛星通信・衛星放送施設等整備 衛星通信・衛星放送施設 衛星管制施設(民間) 衛星放送受信システム	特利(5)、40% 特利(5)、40% 基 準、40%		非設備資金の追加
			(3) 周波数の有効利用促進	特利(4)、40%		
			(4) 都市受信障害解消の促進 うち電波吸収体	特利(3)、40% 特利(4)、40%		
			(5) データ通信バックアップセンター	特利(4)、40%		
			(6) 電気通信安全管理システム	特利(3)、40%		
			(7) 電波地下利用普及基盤施設の整備促進	特利(4)、40%		
			3 放送高度化基盤整備事業			
			(1) ハイビジョン基盤整備(仮称) ハイビジョン・システム地域整備事業 ハイビジョン放送普及促進センター	特利(4)、40% 特利(4)、40%	○	
			(2) 放送番組普及センター施設整備事業	特利(4)、40%		
			4 情報処理・通信システム化促進			
			(1) いわゆるVAN及び情報処理型CATV いわゆるVAN 県域内 # 県域超 # 県域超・安信付き 情報処理型CATV	基 準、40% 特利(4)、40% 特利(5)、40% 特利(4)、40%		
			(2) ビデオテックス事業関連システム	特利(4)、40%		
(3) 地域振興情報処理・通信システム(テレトピア)	特利(4)、40%					
(4) 電磁環境整備促進	特利(3)、40%					
5 通信・放送共同開発事業	—	○				

生活・都市 基盤整備	都市開発	都市機能・ 産業基盤 総合整備	6 地域高度情報通信基盤整備		
			(1) テレコム・リサーチパーク	特利(5)、50%	○
			(2) テレコムプラザ	特利(5)、50%	○
			(3) マルチ・メディア・タワー	特利(5)、50%	○
			(4) テレポート及びインテリジェントビル	特利(5)、50%	○
		(5) 特定電気通信基盤施設及びインテリジェントビル	特利(5)、50%	○	
産業技術振興	新技術開発	7 産業技術振興(新技術開発)	特利(5)、50%		
日本輸出入銀行(輸入・投資)	(製品輸入)	8 電気通信分野の国際協調の推進			
	(一般投資)	(1) 通信衛星・通信機器の輸入促進	特利(5)・0.2%、70%		
		(2) 電気通信事業者の海外事業の促進	特利(5)・0.2%、60%		

(注) 下線部分が、平成3年度に認められたものである。

第1-4-5表 基盤技術研究促進センターの2年度新規出資案件(電気通信関係)

テーマ名	会社名	概要
高度個別型学習情報通信システムの試験研究	㈱学習情報通信システム研究所	ネットワークに加入する同時多数の学習者に対して、高度に個別化された対話型の学習環境の提供を可能とするネットワーク型の学習情報通信システムの構築を目的とした学習者の状態認識技術、高度個別型学習情報生成技術等の試験研究
超小型ミリ波通信システムの試験研究	㈱ミリウェイブ	超小型で可搬性に優れ、高速、大容量の情報伝送が可能な超小型ミリ波通信システムの実現を目的とした、超小型一体化システム技術、超小型ミリ波送信技術、超小型ミリ波受信技術の試験研究

融資案件は21件(2年度融資額1.5億円)となっている。

また、3年度のセンター予算においては、産業投資特別会計からの資金等(出資224億円、融資36億円、自己資金28億円)を原資として、224億円の出資事業、64億円の融資事業を行うこととしている。さらに、3年度予算においては、センター基本財産に産業投資特別会計から26億円の追加出資が認められ、この運用益を活用して、センターが出資した研究開発会社が試験研究終了後に行う成果管理に必要な資金の貸付を行うこととしている。

4 電波利用の促進

(1) 周波数資源の開発

電波需要は急速に拡大しており、将来とも安定した周波数の割当てを可能とするために、周波数資源の開発が重要な課題となっている。

郵政省では周波数資源の開発を積極的に推進しており、移動通信用に対応するため、準マイクロ波帯を使用するMCAシステムが実用化されるなど、その成果は着実に活かされている。

また、新しい有効利用技術としては、固定無線中継システムにおける単一周波数中継技術(送受信を同一の周波数で行う技術)、電磁的な遮蔽措置を施されたビル(いわゆるシールドビル)内における電波利用技術等について、現在、それぞれにつき相互干渉特性調査、室内伝搬特性調査等の実験を行っているところである。

一方、利用が進んでいないミリ波帯(30~300GHz)の利用技術の開発についても、現在、ミリ波を利用した車間距離計測レーダシステムについてフィールド実験を行うなど、その開発に関する調査を進めている。

(2) 防災情報通信ネットワークの高度化促進施策について

ア 防災のための情報通信システムの整備促進

災害多発国である我が国においては、非常時における正確かつ迅速な情報の収集・伝達的手段として電気通信は必要不可欠な手段である。

(ア) 非常災害時における通信のふくそう防止や画像・データ伝送等の高度情報の伝達を可能にするための通信衛星の共同利用促進

(イ) 衛星通信を用いた各種防災通信無線網を有機的に結合した効率的なネットワークの構築及び移動系防災通信システムの相互接続について検討・調査を行い、高度防災通信網の整備を推進していくこととしている。

イ 「国際防災の10年」における電気通信分野での協力

生活・都市 基盤整備	都市開発	都市機能・ 産業基盤 総合整備	6 地域高度情報通信基盤整備		
			(1) テレコム・リサーチパーク	特利(5)、50%	○
			(2) テレコムプラザ	特利(5)、50%	○
			(3) マルチ・メディア・タワー	特利(5)、50%	○
			(4) テレポート及びインテリジェントビル	特利(5)、50%	○
		(5) 特定電気通信基盤施設及びインテリジェントビル	特利(5)、50%	○	
産業技術振興	新技術開発	7 産業技術振興(新技術開発)	特利(5)、50%		
日本輸出入銀行(輸入・投資)	(製品輸入)	(一般投資)	8 電気通信分野の国際協調の推進		
			(1) 通信衛星・通信機器の輸入促進	特利(5)・0.2%、70%	
			(2) 電気通信事業者の海外事業の促進	特利(5)・0.2%、60%	

(注) 下線部分が、平成3年度に認められたものである。

第1-4-5表 基盤技術研究促進センターの2年度新規出資案件(電気通信関係)

テーマ名	会社名	概要
高度個別型学習情報通信システムの試験研究	㈱学習情報通信システム研究所	ネットワークに加入する同時多数の学習者に対して、高度に個別化された対話型の学習環境の提供を可能とするネットワーク型の学習情報通信システムの構築を目的とした学習者の状態認識技術、高度個別型学習情報生成技術等の試験研究
超小型ミリ波通信システムの試験研究	㈱ミリウェイブ	超小型で可搬性に優れ、高速、大容量の情報伝送が可能な超小型ミリ波通信システムの実現を目的とした、超小型一体化システム技術、超小型ミリ波送信技術、超小型ミリ波受信技術の試験研究

融資案件は21件(2年度融資額1.5億円)となっている。

また、3年度のセンター予算においては、産業投資特別会計からの資金等(出資224億円、融資36億円、自己資金28億円)を原資として、224億円の出資事業、64億円の融資事業を行うこととしている。さらに、3年度予算においては、センター基本財産に産業投資特別会計から26億円の追加出資が認められ、この運用益を活用して、センターが出資した研究開発会社が試験研究終了後に行う成果管理に必要な資金の貸付を行うこととしている。

(4) 重要無線通信妨害対策について

近年、放送や警察、海上保安、消防、航空無線等の人命、財産の保護用に供される重要無線通信に対し電波妨害事例が相次いでいる。

これに対し郵政省は監視施設の近代化に努めるとともに、重要無線通信妨害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合には、「重要無線通信妨害対策本部」を設置し電波監視体制の強化を図ることとしている。特に、2年11月の「即位の礼及び大嘗祭」の際には、関係各方面と協力し重要無線通信の円滑な運用の確保に努めた。

また、3年度には新たに大阪に開港する関西国際空港における航空関係無線への妨害発生時に適確に対処し、航空機の安全航行の確保を図るため、瞬時に妨害電波の発射地点を探知する「電波方位測定システム」の整備を開始することとしている。

(5) 電波利用の健全な発展のために

ア 不法無線局問題

近年、電波利用の拡大に伴い、免許を取得せずに運用する無線局（以下「不法無線局」という。）や免許を受けているものの電波法に違反して運用している無線局が多く出現し、放送、警察、海上保安、消防業務等の重要無線通信をはじめ、各種の無線通信に混信妨害を与える事例が増大している。

これらの不法無線局等は、アマチュア無線機やパーソナル無線機を改造したもの、国内規格に違反する外国製品及び輸出目的で製作された国内製品等を使用することにより、妨害を発生することが多く、最近ではこれらの機器を意図的に使用する悪質な事例が増加しつつある。

このような状況から、郵政省においては、今後、多発する混信妨害を排除し、電波利用環境の保護を推進するため、不法無線局の取締り強化とともに電波利用に関する知識の向上及び不法無線局の未然防止のため

の国民への広報活動の強化、混信被害情報の収集体制の整備等を図ることが重要な課題となっている。

イ 不要電波問題

エレクトロニクス技術の発展と情報化の進展により、各種無線機器や電子機器が急速に普及しているが、各種電子機器から輻射される不要な電波が通信の疎通を阻害したり、各種無線通信機器から発射された電波が各種電子機器に障害を与えるといった、不要な電波による障害が多発している。

このような不要電波問題については、関係省庁及び業界団体が不要電波の抑制と被害を受ける側の妨害排除能力（イミュニティ）とを相互に勘案しながら適切な対策を行う必要がある。

郵政省においては、不要電波に関する規格の整備、技術開発の促進及び一般の人々の苦情相談を実施している。

また、郵政省を中心とする関係省庁、学識経験者及び業界団体等からなる「不要電波問題対策協議会」においては、不要電波の測定法等の技術的検討、国内外の情報収集及び広報等を実施している。

2年には、不要電波に関する国際機関である国際無線障害特別委員会（CISPR）において、不要電波の測定法や高周波利用設備から発生する不要電波の許容値の国際基準が大幅に改正されたことに伴い、本国際基準の国内規格化にむけ、現在電気通信技術審議会で検討が進められており、3年度に答申がなされる予定である。

ウ 電波防護指針

近年、国民生活や労働環境において「電波は人体に好ましくない影響を及ぼすのではないか」という電波の人体に与える影響について懸念が生じていた。郵政省は、昭和63年6月に電気通信技術審議会に対し「電波利用における人体の防護指針」を諮問していた。これに関して同審議

会より2年6月に電波利用全般における人体の安全と電波利用の調和という新しい概念のガイドラインとなる「電波防護指針」の答申が提出された。

この答申では、心配されるような生体作用が起きることはほとんどないことが強調されるとともに、電波利用における人体の防護指針が提示された。「電波防護指針」は電波防護の正しい理解を通し、健全な電波利用の発展を図るため、今後、行政における適切な措置及び電波利用者等における自主的な運用基準を策定する際のガイドラインとして積極的に活用されることが期待される。

エ 無線通信の盗聴防止対策

近年、自動車電話、コードレス電話等の普及は目覚ましいが、その一方では盗聴という新たな問題が生じており、通信の秘密の保護、電波利用の健全な普及発展に支障をきたす可能性がでてきている。

このため郵政省は、無線通信の盗聴対策全般について技術面及び制度面の防止策の検討を行うこととしているが、当面の措置として、関係者に対して、

- (ア) 一般向の受信専用機については、電気通信事業用の周波数帯(自動車電話、コードレス電話等)が受信できないような構造とすること
- (イ) 現在のコードレス電話について、秘話性を向上させるための対策研究・開発を行うこと
- (ウ) コードレス電話機の取扱説明書等において、第三者に通話を聞かれる場合がある旨の表示をするなど、利用者の啓発・周知に努めること

について指導を行なったところである。その後、各社より盗聴防止機能を搭載した電話機が売り出されている。

5 放送の充実のために

(1) 放送番組国際交流センター（財団法人）の設立

放送番組の国際交流は、諸外国との相互理解を促進するとともに開発途上国の放送の発達にも貢献する。そのため我が国では、放送番組の国際交流の支援組織として3年4月に財団法人放送番組国際交流センターが設立された。

同センターでは、テレビ番組の吹替えや衛星伝送に対する支援、海外に提供可能な番組を集積する国際番組ライブラリーの構築・運営、国際会議の開催等を通じて、放送事業者の行う放送番組の海外提供を促進することが計画されている。なお、3年度郵政省予算において、同センターが行う開発途上国への教育番組の提供促進のための事業経費として1億円の補助金が計上された。

(2) 通信衛星による放送

通信衛星を利用した放送サービスの円滑な実現を図るため、衛星を利用して放送サービスを行おうとする者（委託放送事業者）が、衛星の管理運営者に放送番組の送信を委託し、そのまま放送させるという新しい制度が元年6月に導入された。

郵政省では、放送実施のための準備を進めてきたが、2年9月、音声放送に関する技術基準の整備を行うとともに、放送普及基本計画において、通信衛星による音声放送が行える番組の目標数を18と定め、放送用周波数割当計画において3チャンネルの割当てを行った。しかし、2年12月にスーパーバードAが故障し、宇宙通信㈱の受託放送役務の提供が不可能となったことから、3年2月に放送用周波数割当計画を2チャンネルに変更した。また、2月には4社12番組に対して委託放送業務の認定を行った。本年末には音声放送サービスの開始が予定されている。

また、テレビジョン放送についても、技術基準等の整備を進めている

ところである。

(3) テレビジョン・ファクシミリ多重放送

テレビジョン・ファクシミリ多重放送は、テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形、写真等の情報を伝送し、受信側では主としてハードコピーとして表示するニューメディアである。いままでの放送メディアにはない記録性、保存性などの新しいメディア特性を生かして、多様な情報ニーズにこたえていくことが期待されている。

テレビジョン・ファクシミリ多重放送については、元年2月に電気通信技術審議会、2年12月には電波監理審議会の答申が出された。これに基づき、3年1月には、必要な省令、告示の整備が図られた。

テレビジョン・ファクシミリ多重放送については、その円滑な実用化を図るために、2年9月、放送事業者、情報提供者、製造業者、広報業者等からなる「ファクシミリ放送実用化推進協議会」が設置され、放送メディアにふさわしいシステムの研究、番組の研究、実用化実験、広報活動等への取り組みが行われている。

6 21世紀に向けての郵便事業の展開

(1) 郵便局の土地の高度利用

郵便局については、その土地の有効利用に努めてきたところであるが、集配事務を取り扱う郵便局など、市街地の中心にありながら比較的低層にとどまっているものが多い。このため、「郵便事業運営基盤の整備に関する調査研究会」を開催し、2年10月には、郵便局の土地の高度利用を積極的に推進すべきであるとの報告を得た。

これをも踏まえ、簡易保険福祉事業団に、郵便局の用に供する土地に郵便局の庁舎と一棟を成す建物で事務所、会議場等の施設の用に供するものを建設し、及び管理する業務を行わせることにより当該土地の高度

利用を図るとともに、その業務を通じて、郵政事業の経営基盤の強化に資することができるよう所要の法的措置を講じることとし、3年4月、「郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業団の業務の特例等に関する法律」が成立した。

(2) 郵便局の窓口サービスの多様化

地域に密着した国の行政機関である郵便局の窓口を活用し、サービスを多様化して、地域住民の利便の向上に資するため、2年度においては、「郵便局の窓口サービスの在り方に関する調査研究会」を開催して、幅広い視点から検討を行った。

これをも踏まえ、3年度以降、市町村によっては、郵便局の窓口在市町村が設置したファクシミリを住民が利用して住民票の写しの交付を請求するという方法による取扱いの開始が予定されている。

また、前年度に引き続き「郵便局の窓口サービスの多様化・高度化に関する調査研究」を行う予定である。

なお、住民票の写し等の郵送サービスは、郵便局窓口に専用の申込用紙・封筒（往信・返信）を用意しておき、郵送による住民票の写し等の請求・交付を行うことにより、住民の利便向上を図るサービスであるが、昭和62年4月、千葉県佐倉市において開始されて以来、地域住民の好評を得ており、市町村との連携の下に他の市町村へも拡大してきている（2年度末現在、約600市町村、約5,000局で実施）。

(3) 愛のある郵政行政の一環としての郵便サービスの充実

郵政省では、「人と人との心の触れ合い」を大切に、「人の持つ温かさ」を実感できる施策を展開するとの方針から、2年度において「愛のある郵政行政」を推進した。

郵便事業としては、愛のある郵便サービスの充実による高齢者等の福祉の増進に寄与する施策に取り組んでおり、3年度は、郵便配達時にお



愛の一声キャンペーン

ける高齢者への励ましの声かけ、点字が読める職員の養成、お年寄りあての郵便葉書「はあとめーる」の発行、社会福祉の増進を寄附目的とする寄附金付郵便切手の発行などを推進していく。

(4) 急増する郵便物への対応

大都市及びその周辺地域に所在する郵便局については、人口の集中等に伴ない、郵便物が著しく増加している。このため、2年度においては大都市圏の郵便局を中心として定員の増員、非常勤職員の増強、部外委託の拡大、機械化の推進等郵便事業運営基盤の整備に努め、業務の正常運行を確保した。この結果、小包・年賀郵便物の史上最高の引受物数を記録した2年度年末年始においては、深刻な労働力不足の中、一部宅配便における料金値上げや荷物の引受けを断るケースがあったにもかかわらず業務を的確に処理し、利用者の信頼にこたえた。

今後とも、引き続き各種効率化施策を実施するとともに、要員の確保

及び局舎施設の整備・充実を図り、正常な業務運行の推進に努めていく。

(5) 3年度税制改正

ア 郵便局の用に供する土地の高度利用関係

郵便局の用に供する土地の高度利用業務を新たに追加して行う簡易保険福祉事業団に対する、事業税及び事業所税の非課税措置の継続が認められた。

イ 地価税関係

一定の郵便局舎の用に供する土地及び郵便物の運送等の事業に直接必要な施設又は設備の用に供する土地が、地価税の非課税範囲とされた。

(6) 郵便事業調査研究国際コースの実施

近年、国際化の進展に伴い、郵便分野においても国際協力推進の必要性が高まってきており、2年度には、開発途上国の将来有望な郵便関係職員10名を招いて、「第1回郵便事業調査研究国際コース」を開催し、9か月間の研修を実施した。今後とも我が国としては、各国の郵政庁にとって重要な課題である人材育成に積極的に協力することによって、それぞれの国の郵便事業の改善・発展に資する方針である。

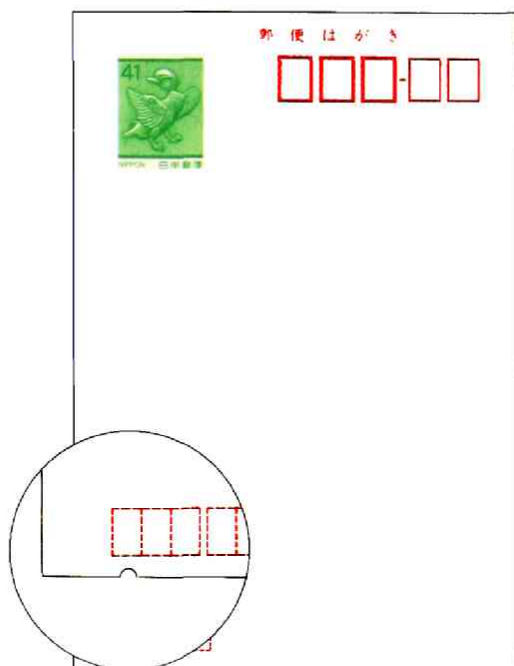
(7) 目の不自由な方のための郵便葉書の発売

目の不自由な方が自分で点字ワープロにセットできるように、上下・表裏が分かる郵便葉書を発行して欲しいという要望にこたえ、表面左下部の一部にくぼみをつけた新しい郵便葉書を2年11月から発行した。

(8) 大都市型簡易郵便局(シティ・ポスト)の業務開始

大都市における郵便局不足を解消し、郵政事業サービスの一層の普及と地域社会の振興を図るため、2年度において簡易郵便局法の一部を改正し、大都市においても簡易郵便局を設置できることとした。

この大都市型簡易郵便局(シティ・ポスト)は、2年度に東京都に5局、横浜市に1局、名古屋市に2局及び大阪市に2局の計10局設置し、



目の不自由な方のための葉書

百貨店、旅行代理店などに委託して業務を開始した。

今後とも、窓口事務量の著しく多い大都市中心部の無集配特定郵便局のうち、特に混雑が激しく、緊急に対策を講ずる必要のある局の周辺に大都市型簡易郵便局を増置き、大都市における郵政窓口サービスに対する需要にこたえていく方針である。

(9) ふるさと情報提供サービスの実施

郵便局と市町村等とが連携をとりつつ、ふるさとを離れて生活する人などに、ふるさとのニュース、伝統工芸・郷土料理等の情報を盛り込んだ情報誌を郵便を利用して定期的に提供するふるさと情報提供サービスを3年度から実施する。

7 技術開発の推進

(1) 電気通信分野における研究開発の推進

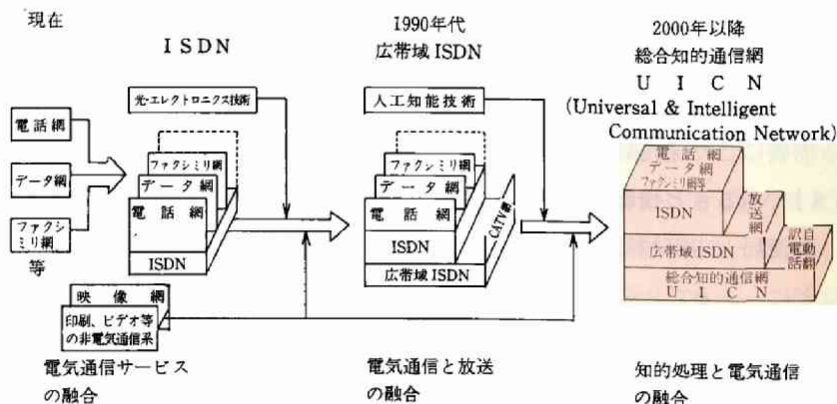
ア 21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策について
郵政省では、2年3月に電気通信技術審議会に対して「21世紀を展望した情報通信技術開発に関する基本方策について」の諮問（諮問第47号）を行った。

電気通信網は、現在のISDNが1990年代後半に広帯域ISDNに変遷し、さらに、21世紀にはAI技術・自動翻訳などの知的処理と電気通信が高度に融合した総合知的通信網（UICN）へと発展することが期待されている（第1-4-6図参照）。

現在、電気通信技術審議会では、UICNのイメージを明らかにするとともに、その実現に必要な研究開発課題の設定、UICNに至る技術開発シナリオ、技術開発による国際協力の在り方や、産・学・官の連携方策などの情報通信技術開発政策などについての検討を行っている。

イ 電気通信フロンティア研究開発の推進

第1-4-6図 電気通信網の発展動向イメージ



郵政省では、21世紀における多様なニーズに対応しうる高度な情報通信サービスを提供するため、通信総合研究所を中心に産・学・官の連携により、「電気通信フロンティア研究開発」として従来の電気通信技術の分野にとらわれない幅広い分野にわたる基礎的・先端的研究開発を推進している。

2年度は、「超高速通信技術」、「バイオ・知的通信技術」、「高機能ネットワーク技術」の3分野で6研究開発課題を実施している。

また、2年度には、基礎的・先端的研究開発の補完・充実等を目的とした「電気通信フロンティア研究公募」を開始した。さらに、元年度に引き続き、「超高速通信技術」をテーマとする「電気通信フロンティア研究国際フォーラム」を10月に開催するとともに、外国人研究者を通信総合研究所へ招へいするなど、引き続き国際共同研究を推進している。

(2) ISDN構築の推進

ア ISDN新技術開発の推進

ISDNシステムについての利用者側と提供者側の情報交換、利用者ニーズに立脚したISDN新技術の開発などのために、2年2月より「ISDN新技術開発協議会」が設けられている。協議会には、学識経験者、民間企業及び地方公共団体等から119会員(2年10月1日現在)が参加し、情報提供・情報交流、調査・研究及び周知・啓発を行っている。また、将来のISDNと社会・経済活動のかかわりを明らかにしつつ、実際の企業などへの導入を考慮した検討や、一般家庭への普及を考慮して端末アプリケーションの検討が進められている。

イ 広帯域ISDN構築の推進

高速・大容量データ通信、映像通信、マルチメディア通信等、高度化・多様化する情報通信ニーズに的確に対応できる次世代の電気通信網として広帯域ISDNの早期構築が期待されている。

郵政省では広帯域 I S D N に関する内外の動きを体系的に把握し、今後の開発及び導入の促進に関して検討を行うため、「広帯域 I S D N に関する調査研究会」を2年10月より開催している。

ウ 国際的 I S D N 共同研究の推進

近年、アジア諸国における I S D N に対する取組が推進されつつあり、我が国に対する技術協力の期待も高まりつつある。

このような背景から、日本及びアジアの関係諸国の産・学・官の各機関が参加し、昭和63年4月に「I S D N 国際共同研究会」が設立された。

研究会の参加国は、日本、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの7か国であり、中国がオブザーバーとして参加している。また、参加機関等は合計66となっている。

研究会の活動状況としては、「I S D N 基盤技術」、「I S D N 標準化に関する相互理解」、「企業通信の現状と将来」、「I S D N 利用モデル」等のテーマについて2つのワーキング・グループで検討が行われている。研究会の活動期間としては、5年3月までが予定されている。

(3) 標準化政策の推進

ア 電気通信の標準化に関する基本方策の策定

電気通信の高度化、多様化が進展しているが、不特定多数のユーザ間で任意に支障なく通信するためには、端末及びシステム相互間の通信方式等において標準化が不可欠である。

複雑化、高度化する電気通信分野の状況を反映して、増大する標準化作業に対する効率的な体制、時宜を得た迅速な標準制定、ガイドラインの明示等が求められている。これに対処するため郵政省では電気通信技術審議会に対して「高度情報社会を展望した電気通信の標準化に関する基本方策について」の諮問を行った。

電気通信技術審議会では、これを受けて標準化政策部会を設置し、調

査、審議を重ね、3年3月に一部答申がまとめられた。その概要は次の通りである。

- ① I T U（国際電気通信連合）の標準化活動においても、有線と無線が一体となった新たな標準化機関の設立に向けて動きつつあり、これへの積極的な対応。
- ② I T Uの標準化機能の強化のため、参加機関の拡大を図るとともに、国内標準化機関などの国際標準化活動への積極的な寄与を図る。
- ③ 相互接続試験を実施しているHATS推進会議（高度通信システム相互接続推進会議）について、体制の強化を図る。
- ④ 重要度、適切な標準制定・改定時期、標準化に当たっての留意点等を取りまとめた標準化ガイドラインに基づき、総合的な標準化計画を策定・推進。
- ⑤ 「広帯域 I S D N」、「パーソナル通信・移動体通信網」、「プライベートネットワーク（私設網）」、「インテリジェントネットワーク」、「オーディオビジュアル」及び「ネットワーク管理」の6分野に重点的に取り組むこと。

郵政省では、この答申を受け、今後の標準化の一層の推進を図っていくこととしている。

イ 画像符号化方式の標準化の促進

テレビ電話・会議システムについては、従来は異なるシステム間の相互通信ができなかったが、元年の国際電信電話諮問委員会(C C I T T)の第15研究委員会(S G X V)の作業部会で、異なるシステム間でも相互通信が可能な動画像符号化方式の勧告草案が合意された。

これを受けて、郵政省ではN T T、K D D、英国のB T R L、米国のA T & T及び国内メーカの協力を得て、元年12月にC C I T T勧告草案を基にしたテレビ電話・会議国際標準システムの商用ネットワークによ

る相互接続実験を実施した。この実験の成功が契機となり、CCITTにおいて、画像符号化に関して検討が行われ、2年12月に動画像符号化方式の勧告が完成した。

今後、本勧告以外にシステムアスペクツ勧告が整備され、よりユーザーにとって便利なテレビ電話・会議システムの普及が進むことが期待される。

ウ 広帯域 ISDN の国際標準化

広帯域 ISDN に関する国際標準化は、CCITT の第 18 研究委員会 (SGXVIII) において行われている。

2年11月に開催されたSGXVIII松山会合においては、広帯域 ISDN の基本的事項を定めた基本勧告の勧告化手続きの適用が合意された。

今後は、4年に詳細勧告が策定され、7年頃には広帯域 ISDN のサービスが開始される予定である。

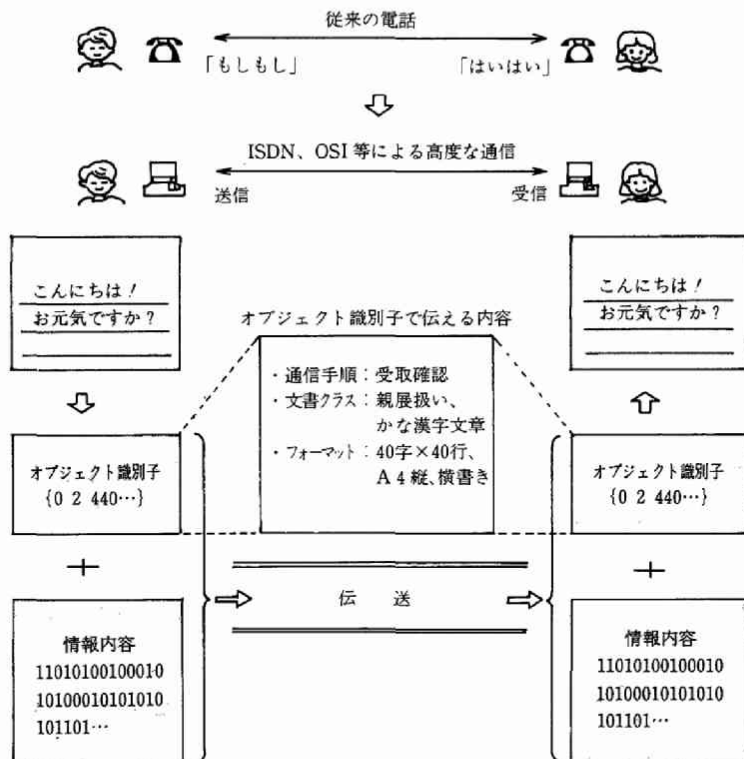
エ オブジェクト識別子に係る推奨通信方式の制定

オブジェクト識別子は、ISDN、開放型システム間相互接続 (OSI) 等による高度な通信を行う際に、端末相互間で、互いに使用する通信プロトコル、通信内容の書式 (フォーマット) 等に関する情報 (オブジェクト) を識別し、相互接続を可能とするために用いられるものである。国際的には、CCITT 及び ISO において標準化が行われており、その構成、符号化方式等が既に規定されている (第 1-4-7 図参照)。

国内においても、CCITT 勧告に基づき、ISO の動向を踏まえつつ、郵政省告示第 729 号 (2年12月6日) 「オブジェクト識別子に係る推奨通信方式」を追加し、併せて登録事務手続きの方法等を定めた郵政省告示第 730 号 (2年12月6日) 「オブジェクト識別子の構成要素の指定に関する規程」を制定した。

なお、推奨通信方式については、これまで、ファクシミリグループ 2

第1-4-7図 オブジェクト識別子の概念



型装置、同3型装置、同4型装置、日本語テレテックス装置、ミクストモード通信、パーソナル・コンピュータ通信装置、コンピュータ・コミュニケーション・ネットワーク及び電子メール通信について定められている。

オ 相互接続性確保のためのHATS推進会議の推進

昭和60年4月の電気通信制度の改革に伴う多様な通信サービスの提供、ISDNサービスの開始等により、標準に基づいて開発されたシステムの相互接続性・相互運用性を確認する必要があるが生じている。これらを

検討することを目的として、同年8月以来、学識経験者、利用者、メーカー、電気通信事業者、標準化機関、関連団体等の参加により「HATS (Harmonization of Advanced Telecommunication Systems : 高度通信システム相互接続) 推進会議」が開催されている。

HATS推進会議では、2年度において、ISDNなどのシステム及びサービスについて、標準化から相互接続試験の実施までの今後約3か年の活動計画がとりまとめられた。

また、G4ファクシミリ、電話・ターミナルアダプタ、メッセージ通信システム(MHS)、構内交換機(PBX)、アナログテレビ電話について相互接続試験が進められ、基本的な相互接続性が確認されている。今後は、LAN(ローカルエリアネットワーク)間接続、コンピュータ間通信、デジタルテレビ電話・会議装置についても相互接続試験が行われることとなっている。

(4) 地球環境問題に対する取組

オゾン層の破壊や地球温暖化をはじめとした地球環境問題への対応が世界的に喫緊で重要な課題となっている。

このため、郵政省でも、2年度から、オゾンや大気微量ガス成分を短波長ミリ波帯の電磁波を用いて計測する技術の研究開発を推進している。3年度からは、リモートセンシングや地球環境情報通信ネットワーク等に関する総合的な検討をはじめとして、対流圏の水蒸気と炭酸ガスのグローバルモニタリングに適した光領域のアクティブセンサや地球環境データの相互利用等を促進する地球環境計測・情報ネットワークに関する研究開発及び電波を上空に向かって発射することによりオゾン層の破壊を防止する電波技術に関する開発を推進していくこととしている。

8 宇宙通信に関する主な動き

(1) 21世紀に向けた宇宙通信政策の確立について

我が国の長期的・総合的な宇宙通信政策の確立に資するため、これまでの宇宙通信政策について全般的に見直しを行い、宇宙通信の長期ビジョンに関する検討を行うことを目的として、宇宙通信政策懇談会を開催している。2年度には、①宇宙通信の将来展望、②宇宙通信の利用促進方策、③宇宙通信に関する今後の研究開発の在り方等を検討事項としてきたが、2年12月に発生した通信衛星スーパーバードAの姿勢制御系の不具合によるサービス中止という事態を踏まえ、新たに④衛星通信の信頼性向上方策についての総合的検討も行われている。

(2) 宇宙通信技術開発の推進

ア 通信放送技術衛星の開発

通信放送技術衛星（COMETS）は、高度移動体衛星通信技術、高度衛星放送技術、衛星間通信技術、大型静止衛星の高性能化技術等の開発及びその実験・実証を行うことを目的とする衛星である。8年度に静止軌道に打ち上げることを目標に2年度から開発に着手、主として以下の項目について開発を行っていくこととしている。

- ① 移動体通信の多様化に対応するためのKa / ミリ波バンドの中継器の高出力化、再生中継交換機等の高度移動体衛星通信技術の開発
- ② 更に高品質な広帯域ハイビジョン放送、ISDB（統合デジタル放送）等に対応するためのKaバンドの高出力中継器、マルチビームアンテナ等の開発
- ③ 大容量衛星間通信等に対応するための大型展開アンテナ技術、衛星間伝送技術、高精度捕捉追尾技術等の開発
- ④ 2トン級静止衛星に必要となる電源系や推進系の高効率化技術、姿勢制御系の高精度化技術等の開発

イ 電波を利用した宇宙インフラストラクチャの整備方策に関する調査研究

今後、宇宙活動は多岐にわたる様々な分野で展開されていくものと考えられる。我が国が宇宙活動を効率的かつ自在に展開していくためには、共通基盤的なシステムである宇宙インフラストラクチャの整備を進めることが、新たな長期的課題となろうとしている。

このため、郵政省では本格的な宇宙活動時代に対応して、宇宙環境モニタリングシステムの研究を行うこととしている。

我が国では、4年度に宇宙開発事業団が米国航空宇宙局（NASA）のスペースシャトルを利用して行う日米共同宇宙実験プロジェクトである第1次材料実験（FMP T）への参加を契機にして、有人宇宙活動が本格的に開始される。このような宇宙活動の安全性の確保に資するためのスペースデブリ（宇宙空間に存在する使用済みの人工衛星等の不要物体）の監視システム及び太陽からの放射線やプラズマの状態を予想する天気予報システム等の整備方策の検討を行ったところである。このような状況を踏まえて、3年度から2年間は、こうした宇宙環境モニタリングシステムを実現するために必要となる機能、システムのイメージ、国際協力の進め方等に関して調査研究を行うこととしている。

ウ E T S - V 技術試験衛星を用いた利用実験

技術試験衛星V型（E T S - V）は、我が国で初めての550kg級三軸姿勢制御方式の静止衛星であり、昭和62年8月に打ち上げられ、郵政省通信総合研究所を中心として、移動体衛星通信に関する基礎技術を確認するための実験に利用されている。

また、昭和62年12月から、移動体衛星通信システムの開発・利用等に関心を持つ民間企業等に対して、試験的にE T S - Vを利用した実験を実施する機会を提供するとともに、各機関が移動体衛星通信システムを

導入する際の利用形態、問題点等について検討することを目的とした研究会を開催し、実験を進めている。

この実験には、2年3月末現在、19機関が参加しており、実験参加機関では、へき地や洋上での医療伝達伝送の可否の検討、衛星を用いて列車制御を行うための実験など、種々な移動体衛星通信実験を実施している。

エ 放送衛星技術の高度化に関する調査研究

郵政省では、今後の衛星放送サービスに対する高度化・多様化への期待に応えるため、放送衛星3号-a (BS-3 a) 及び3年夏期に打上げ予定の放送衛星3号-b (BS-3 b) に搭載されている広帯域中継器(帯域60MHz、出力20ワット)等を利用して、新しい衛星放送に関連した技術開発や実証実験等を行うための「BS-3 利用実験」を予定している。

この利用実験は、新しい衛星放送関連技術の開発・利用等に関心を持つ民間企業等に対してその技術開発や実証実験を行う機会を提供するものである。

(3) 衛星通信利用の促進

V S A T (Very Small Aperture Terminals) 衛星通信システムは、従来の衛星通信システムに比べ、設備の小型化、コストの大幅低減が図られたもので、効率的な企業ネットワークを構築する手段として開発されたシステムである。

我が国においても、Kuバンドのトランスポンダを搭載した民間通信衛星の打上げによりシステム構築が始まった。

V S A Tシステムの普及促進のため、郵政省では2年11月から3年3月まで「効率的な企業ネットワークとしてのV S A Tシステムの利用方策に関する調査研究会」を開催し、また、「V S A T衛星通信システム普

及促進協議会」の活動を支援するなど、各種の支援策を講じてきた。今後も、技術基準の見直し等、免許手続きの一層の簡素化を図るなどの普及促進策を展開することとしている。

また、衛星通信利用の促進に資するため、2年6月から3年3月まで、「金融情報通信ネットワーク懇談会」を開催したほか、レジャー分野における衛星通信利用促進のための方策を検討することを目的として、2年12月から「サテライトネットワークと余暇情報に関する懇談会」を開催している。

9 通信に関する国際分野の動き

(1) 国際会議等における動き

ア ITUハイレベル委員会の開催

1989年のITU（国際電気通信連合）の全権委員会議において、ITUの組織及び機能の見直しを行うことが決議された。この見直しに関する詳細検討のために「ハイレベル委員会」が設置された。同委員会は我が国の委員1名を含む21名の委員により構成され、スイスのジュネーブにおいて会合が開催された。検討結果については1991年6月の管理理事会において最終報告が行われる予定であり、国際電気通信分野における国際機関活動の基盤強化に直接つながると考えられることから、極めて重要な会議として注目される。

イ CCIR第17回総会の開催

CCIR（国際無線通信諮問委員会）第17回総会が、1990年5月旧西独のデュッセルドルフにおいて開催され、ハイビジョン（HDTV）等186件の勧告が採択され、勧告採択手続きの改正（郵便投票の採用）、研究委員会（SG）の再編成等が決定された。

ハイビジョンに関する勧告については、番組制作規格に関する27項目

のほか、ハイビジョン画像とフィルム間の変換に関する勧告等が採択されたが、国際的な実用化の環境整備が行われた意義は大きいものと考えられる。

ウ インテルサット締約国総会の開催

インテルサット（国際電気通信衛星機構）第16回通常締約国総会が、1990年10月ポルトガルのリスボンにおいて開催された。

今回の総会では、非インテルサット系衛星通信システムの認定手続きの簡素化について審議が行われた。その結果、公衆網に接続されない専用線型の非インテルサット系システムについては、36M Hz 換算のトランスポンダ数が30本以下のものに限り、インテルサットの事前認定を必要としないこととなった。

なお、同措置については2年後のインテルサット締約国総会において再度見直しをすることとなっている。



インテルサット署名当事者総会第21回会合(1991.4.15~18、会場・神戸)

エ 国際VANに関する各国協議の開催

国際VANに関する日米協議が、1990年7月末に行われ、①サービス範囲の拡大、②国際特別第二種電気通信事業者の登録手続等、行政手続の簡素化と透明性の確保、③約款外役務回線の付加料金の撤廃及び国際VAN事業者の社内通信の利用の実現、④関連企業内通信制度の創設、⑤国際専用線の日米両国における公衆電話網との接続について決定された。

日米協議の結果決定された行政手続の簡素化等については、その他の国に対しても同様に取り扱われることとなるが、①サービス範囲及び⑤公衆電話網との接続については、CCITTの枠組みや相手国の国内法制度との整合性を保つ必要があることから、原則として二国間の合意が必要となっている。

ただし、①サービス範囲が日米協議の範囲内であること、②第三国において国際VANサービスの提供が禁止されていないこと、③第三国も二国間の協議を必要としていないこと、という3つの条件を満たすことが確認された場合には、事前の二国間合意を前提とせず当該第三国との国際VANサービスを開始できることとし、国際VANサービスの提供地域の拡大についても決定がなされており、また、第一種電気通信事業者と第二種電気通信事業者間の公正競争を確保するため会計規則の見直し等の方策を検討するという決定がなされている。

また、1990年度においては、カナダ（10月30日）、ドイツ（12月14日）及びフランス（2月1日）の各国との間で合意が整い、新たな国際VAN実現の運びとなったほか、香港、シンガポールなどの各国との間で現在調整が進められている状況である。

なお、日英間については、11月に従来合意（1988年5月）の見直しについて協議され、日米協議の内容と同様にサービス範囲の拡大につい

て決定された。

(2) アジア・太平洋地域における動き

ア APPUの動き

APPU（アジア・太平洋郵便連合）第6回大会議が、1990年11月ニュー・ジーランドのロトルアにおいて開催された。

今回の大会議においては、APPUの条約類の改正、EMS（国際ビジネス郵便）業務の拡大策、郵便物追跡システムの導入促進など、アジア・太平洋域内の郵便業務改善・発展策及び技術協力上の諸問題等が討議された。特に、1989年の第20回万国郵便連合大会議において決定されたワシントン・ジェネラル・アクション・プラン（郵便サービスの品質向上及び郵便事業の発展のためにUPU及び加盟国が優先的に行う活動計画）にAPPUとしてどう取り組むかに関するシンポジウムが開催された。

イ APTの動き

APT（アジア・太平洋電気通信共同体）では、1990年11月に北京において第5回総会及び第14回管理委員会が開催された。また、1991年2、3月には郵政省との共催による「アジア移動通信高度化東京フォーラム」が東京で、同3月にはアジア開発銀行との共催による「情報化時代セミナー」がバンコクで開催された。

ウ APECの動き

APEC（アジア・太平洋経済協力閣僚会議）は、アジア・太平洋地域の経済面での協議と協力の在り方についての討議の場として1989年11月以来開催されているものである。

1990年5月の高級事務レベル会合において電気通信が協力プロジェクトとして採択されたのを受け、7月には第1回電気通信専門家会合がシンガポールで、1991年1月には第2回会合がクアラルンプールで開催さ

れ、今後の具体的協力プロジェクトとして、「人材育成」、「域内ネットワークの構築と協力（テレポート及びEDI）」等が取り上げられた。

我が国はニュー・ジーランドとともに「域内ネットワークの構築と協力」についての取りまとめ国となっている。

（3）国際情勢の変化への対応等

ア 東欧諸国の電気通信の現状

2年10月3日の東西ドイツ統一に象徴される、東西間の急激な変化は続いており、東欧各国は民主化・自由化による経済の再建や市場経済の導入に努めている。しかし、これまでの社会主義体制下で電気通信への投資は不十分であり、設備の老朽化、電話の積滞等市場経済を支えるべき情報通信基盤は極めて脆弱で、その整備・強化は緊急かつ重要な課題となっている。

このような状況で、東欧諸国は、電気通信網の早急な整備のため、事業体を国営から公社、さらには民営とすること、また、ネットワークの一部に合弁等による外資導入を認めることを検討している。

我が国は、このような東欧諸国の努力に積極的に協力していくことが期待されており、特に、事業体の民営化や電気通信市場への競争導入の経験を生かし、政策面、経営面等で、東欧諸国の電気通信市場の構造転換に大いに貢献しうると考えられる。

イ 共産圏との国際通信回線の開設等

（ア）北朝鮮との直通衛星回線の開設

1990年12月11日には北朝鮮との直通衛星回線がKDDにより開設され、従来は短波通信により行われていた国際電話サービス（指名通話のみ）等に加え、国際電話（番号通話）、国際自動テレックス、国際専用回線等のサービスが利用できることとなった。

（イ）ソ連との国際通信回線の増設

KDDとソ連郵電省は、1991年1月からモスクワにおいて会合を開催し、①国際電話回線の増設及び新設（3年末までに、東京～モスクワ間等において、現在の27回線から65回線に増設するほか、レニングラードとの間に1回線を新設し、合計66回線により運用を予定する。）、②新サービスの取扱開始（1991年末までに、国際高速デジタル専用回線（ハイ・ビットリンク）サービス等を開始する。）等について合意した。

ウ 湾岸危機対策の実施

1990年8月2日に勃発した湾岸危機は、その後戦争状態となり、1991年2月28日午前0時の戦闘停止により収束したが、開戦前に解放されたとは言え、多数の民間人が人質に取られるという状況であった。

郵政省では、この非常時において多数の中東地域の在留邦人に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、我が国と湾岸諸国との間の国際通信等の確保に努めた。この他、①湾岸危機に関する我が国の政府見解、外交活動並びに中東支援策、②事態の進展及び退避方法等、邦人保護のための重要情報といった事項について湾岸地域向けに放送を行うことをNHKに対して要請した。これに伴いNHKでは、国際放送の強化に努め、1990年8月3日以降は従来のガボン中継局から、1991年1月1日からは新設のスリ・ランカ中継局からの放送も合わせ、1日延べ23.5時間と通常の3倍強の放送を実施するとともに、家族からのメッセージ及び中東関連ニュースを冒頭に放送するなどの対応を行った。

この他郵政省では、湾岸諸国の難民救済事業の費用に充てることを目的とした日本赤十字社あての寄附金の郵便振替料金を免除し、さらに、資金面での協力策として、1990年用及び1991年用寄附金付年賀葉書の寄附金を、日本赤十字社及び財団法人ユニセフ協会あてに配分（総額約2億円）するなど、多方面にわたる対応を行った。

(4) 国際協力の推進

ア アジア・次世代電気通信網協力の推進

電気通信分野における最近の技術革新はめざましく、ISDN、高度な移動体通信、テレポート、国際VAN、光ファイバ等の新しい技術やサービスが次々に実用化されてきている。

郵政省では、電話等の基盤的な電気通信網の整備に合わせ、こうした新しい技術やサービスの円滑な導入・普及を図ることが、アジア地域の社会経済の適切な発展のためには極めて重要であるという観点から、アジアにおける次世代電気通信網拡充の一環として、2年度においてはアジア諸国の参加を得て、「光海底ケーブル国際セミナー」及び「アジア移動通信高度化東京フォーラム(APTと共催)」を実施したところである。

イ テレポートシステム推進への協力

開発途上国では全国的な電信電話網の整備が遅れており、社会経済開発上重要な特定の地域において、電気通信設備を整備した「テレポート」の建設が注目されている。

郵政省においては、「開発途上国におけるテレポートシステムに関する調査研究」を進める一方、APECの場における検討、PECC(太平洋経済協力会議)日本委員会の運輸・通信・観光小委員会において2年11月に設置されたプロジェクトチーム(「トリプルTポート(テレポート)」)への参加等により、積極的に協力しているところである。